

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出先】 東海財務局長

【提出日】 2026年5月25日

【事業年度】 第115期(自 2025年3月1日 至 2026年2月28日)

【会社名】 タキヒヨー株式会社

【英訳名】 Takihyo Co., Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長執行役員 滝 一 夫

【本店の所在の場所】 名古屋市西区牛島町6番1号

【電話番号】 052(587)7111(代表)

【事務連絡者氏名】 経営企画セクションリーダー 稲 葉 友 一 郎

【最寄りの連絡場所】 名古屋市西区牛島町6番1号

【電話番号】 052(587)7111(代表)

【事務連絡者氏名】 経営企画セクションリーダー 稲 葉 友 一 郎

【縦覧に供する場所】 タキヒヨー株式会社東京支店
(東京都千代田区神田和泉町1番地)

タキヒヨー株式会社大阪支店
(大阪市中央区久太郎町四丁目1番3号)

株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

株式会社名古屋証券取引所
(名古屋市中区栄三丁目8番20号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第111期	第112期	第113期	第114期	第115期
決算年月	2022年2月	2023年2月	2024年2月	2025年2月	2026年2月
売上高 (百万円)	53,753	61,813	57,736	60,633	63,970
経常利益又は経常損失() (百万円)	2,015	303	791	1,358	1,947
親会社株主に帰属する 当期純利益又は 親会社株主に帰属する 当期純損失() (百万円)	2,027	282	769	1,107	1,615
包括利益 (百万円)	1,886	1,064	2,730	794	3,075
純資産額 (百万円)	29,151	27,868	30,285	30,267	32,555
総資産額 (百万円)	47,087	47,121	48,555	47,208	50,877
1株当たり純資産額 (円)	3,151.49	3,014.62	3,317.20	3,465.13	3,824.45
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失() (円)	219.65	30.75	83.67	123.50	187.02
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)			83.19	122.77	185.88
自己資本比率 (%)	61.4	58.9	62.2	63.9	63.8
自己資本利益率 (%)			2.7	3.7	5.2
株価収益率 (倍)			14.6	11.5	11.7
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	5,167	1,333	3,717	2,621	2,505
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	118	1,570	1,164	314	288
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	5,729	1,358	2,809	1,959	1,303
現金及び現金同等物 の期末残高 (百万円)	4,404	3,333	3,124	4,144	5,066
従業員数 (人)	841	732	715	703	731
〔外、平均臨時雇用者数〕	〔413〕	〔429〕	〔400〕	〔400〕	〔391〕

(注)1. 第111期及び第112期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

2. 第111期及び第112期の自己資本利益率及び株価収益率については、親会社株主に帰属する当期純損失を計上しているため、記載しておりません。

3. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第112期の期首から適用しており、第111期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。

4. 「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を第115期の期首から適用しており、第114期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。なお、2022年改正会計基準については第20 - 3項ただし書きに定める経過的な取扱いを適用し、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日)については第65 - 2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いを適用しております。この結果、第115期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第111期	第112期	第113期	第114期	第115期
決算年月	2022年 2月	2023年 2月	2024年 2月	2025年 2月	2026年 2月
売上高 (百万円)	52,206	60,465	56,464	59,108	62,478
経常利益又は経常損失() (百万円)	1,965	556	762	1,088	1,691
当期純利益又は 当期純損失() (百万円)	1,863	46	627	918	1,440
資本金 (百万円)	3,622	3,622	3,622	3,622	3,622
発行済株式総数 (株)	9,500,000	9,500,000	9,300,000	9,100,000	8,800,000
純資産額 (百万円)	25,897	24,848	27,089	26,876	28,915
総資産額 (百万円)	44,361	44,866	45,862	44,354	47,925
1株当たり純資産額 (円)	2,796.91	2,686.42	2,966.13	3,075.73	3,395.57
1株当たり配当額 (内、1株当たり中間配当額) (円)	20.00 (10.00)	20.00 (10.00)	25.00 (10.00)	35.00 (15.00)	45.00 (20.00)
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失() (円)	201.92	5.08	68.30	102.37	166.79
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)		5.03	67.90	101.77	165.77
自己資本比率 (%)	57.9	55.1	58.9	60.4	60.1
自己資本利益率 (%)		0.2	2.4	3.4	5.2
株価収益率 (倍)		187.4	17.9	13.9	13.1
配当性向 (%)		393.7	36.6	34.2	27.0
従業員数 〔外、平均臨時雇用者数〕 (人)	658 〔218〕	559 〔216〕	537 〔231〕	523 〔228〕	540 〔213〕
株主総利回り (%) (比較指標：配当込みTOPIX)	70.7 (103.4)	56.7 (112.2)	73.7 (154.4)	86.9 (158.4)	133.4 (238.4)
最高株価 (円)	1,983	1,241	1,390	1,675	2,344
最低株価 (円)	1,204	732	910	1,005	1,097

- (注)1. 第111期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。
2. 第111期の自己資本利益率、株価収益率及び配当性向については、当期純損失を計上しているため、記載しておりません。
3. 最高株価及び最低株価は、2022年4月4日以降は東京証券取引所スタンダード市場、2022年4月3日以前は東京証券取引所市場第一部におけるものであります。
4. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第112期の期首から適用しており、第111期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。
5. 「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を第115期の期首から適用しており、第114期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。なお、2022年改正会計基準については第20 - 3項ただし書きに定める経過的な取扱いを適用しております。この結果、第115期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。
6. 第115期の1株当たり配当額45円00銭のうち、期末配当額25円00銭については、2026年5月27日開催予定の定時株主総会の決議事項となっております。

2 【沿革】

年月	概要
1751年5月	古知野(現愛知県江南市)において京呉服・絹織物の卸商を創業
1912年11月	名古屋市にて各種織物の売買を目的として(株)滝兵商店を設立
1943年7月	瀧兵(株)に商号変更
1948年3月	東京都中央区に東京出張所を開設(1958年8月支店に昇格、2022年5月に現所在地東京都千代田区へ移転)
1956年1月	婦人服製造を目的として瀧兵被服工業(株)を設立(1967年12月タキヒヨー被服(株)に商号変更)
1956年6月	大阪市東区に大阪支店を開設(2020年11月現所在地大阪市中央区久太郎町へ移転)
1967年3月	物流業務を目的として関連会社、(株)中部流通センターを設立
1967年12月	タキヒヨー(株)に商号を変更
1972年4月	ニューヨーク駐在事務所を開設
1972年11月	ソウル駐在事務所を開設
1974年4月	子供洋品・ベビー服製造を目的として子会社、(株)タキヒヨー北陸センターを設立
1985年3月	物流業務を目的として子会社、(株)東京タキヒヨー商品センターを設立
1987年2月	婦人服製造を目的として子会社、(株)タキヒヨー滋賀センターを設立
1988年10月	香港に現地法人、子会社、瀧兵香港有限公司を設立(提出日現在、清算手続き中)
1991年3月	物流業務を目的として子会社、(株)タキヒヨー・オペレーション・プラザを設立
1991年8月	ニューヨーク駐在事務所を閉鎖し、ニューヨーク支店を開設
1994年7月	名古屋証券取引所市場第二部上場
1995年12月	イタリア(ミラノ)に現地法人、子会社、TAKIHYO ITALIA S.P.A.を設立(2007年6月TAKIHYO ITALIA S.R.L.に会社形態及び商号変更、2008年10月清算終了)
1997年3月	子会社、(株)東京タキヒヨー商品センターと(株)タキヒヨー・オペレーション・プラザ(存続会社)を合併
1997年12月	子会社、ティー・エフ・シー(株)を設立
1998年3月	子会社、(株)タキヒヨー滋賀センターは、タキヒヨー被服(株)、(株)タキヒヨー北陸センター、タキヒヨーリース(株)及び(株)ユニス(いずれも当社の子会社)を合併、商号をティー・ティー・シー(株)(子会社)に変更、縫製事業部門をティー・エフ・シー(株)(子会社)に営業譲渡
2002年3月	東京証券取引所市場第二部上場
2005年2月	東京証券取引所及び名古屋証券取引所の市場第一部銘柄に指定
2008年2月	中国に現地法人、子会社、タキヒヨー(上海)貿易有限公司を設立
2008年3月	子会社、ティー・エフ・シー(株)(存続会社)と子会社、(株)タキヒヨーテクニーを合併
2008年7月	ミラノ駐在事務所を開設
2009年7月	子会社、(株)中部流通センター(存続会社)と子会社、(株)タキヒヨー・オペレーション・プラザを合併、商号を(株)タキヒヨー・オペレーション・プラザに変更
2010年9月	ソウル駐在事務所を閉鎖し、現地法人タキヒヨー韓国(株)を設立(2023年8月清算終了)
2012年2月	(株)マックスアンドグローイングの全株式取得及び第三者割当増資の引受けにより連結子会社化
2012年3月	ミラノ駐在事務所を閉鎖し、ミラノ支店を開設(2026年3月閉鎖)
2013年7月	子会社、瀧兵香港有限公司がベトナムにホーチミン駐在員事務所を開設(提出日現在、閉鎖手続き中)
2014年12月	子会社、(株)マックスアンドグローイングを吸収合併
2015年7月	子会社、タキヒヨー(上海)貿易有限公司が中国大連市に品質管理センターを開設
2020年6月	子会社、ティー・エル・シー(株)を吸収合併
2022年4月	東京証券取引所スタンダード市場、名古屋証券取引所プレミアム市場へ移行
2026年4月	子会社、タキヒヨー(上海)貿易有限公司が中国青島市に品質管理センターを開設

3 【事業の内容】

当社グループは当社及び連結子会社5社で構成されており、その主な事業内容はアパレル・テキスタイル関連製品の企画・製造・販売であり、その他に、不動産賃貸事業、マテリアル事業を展開しています。

当社グループの事業に係わる位置付け及びセグメントとの関連は、次のとおりであります。なお、以下に示す区分は、セグメントと同一の区分であります。

アパレル・テキスタイル関連事業 …… 当社はレディス及びベビー・キッズ向けを主体とする衣料品と毛織物を主体とするテキスタイル（生地）の企画・製造・販売を主要業務としております。

海外の連結子会社のうちタキヒヨー（上海）貿易有限公司は、現地における当社向け商品の生産管理、納期管理、品質管理及び本社への輸出業務のサポートを主体に業務を行っております。

瀧兵香港有限公司は、清算手続き中であります。

国内の連結子会社のうちティー・エフ・シー株式会社は、パターン・サンプルの製造、カットソーを主体とする縫製、ユニフォームの企画・販売を行っております。

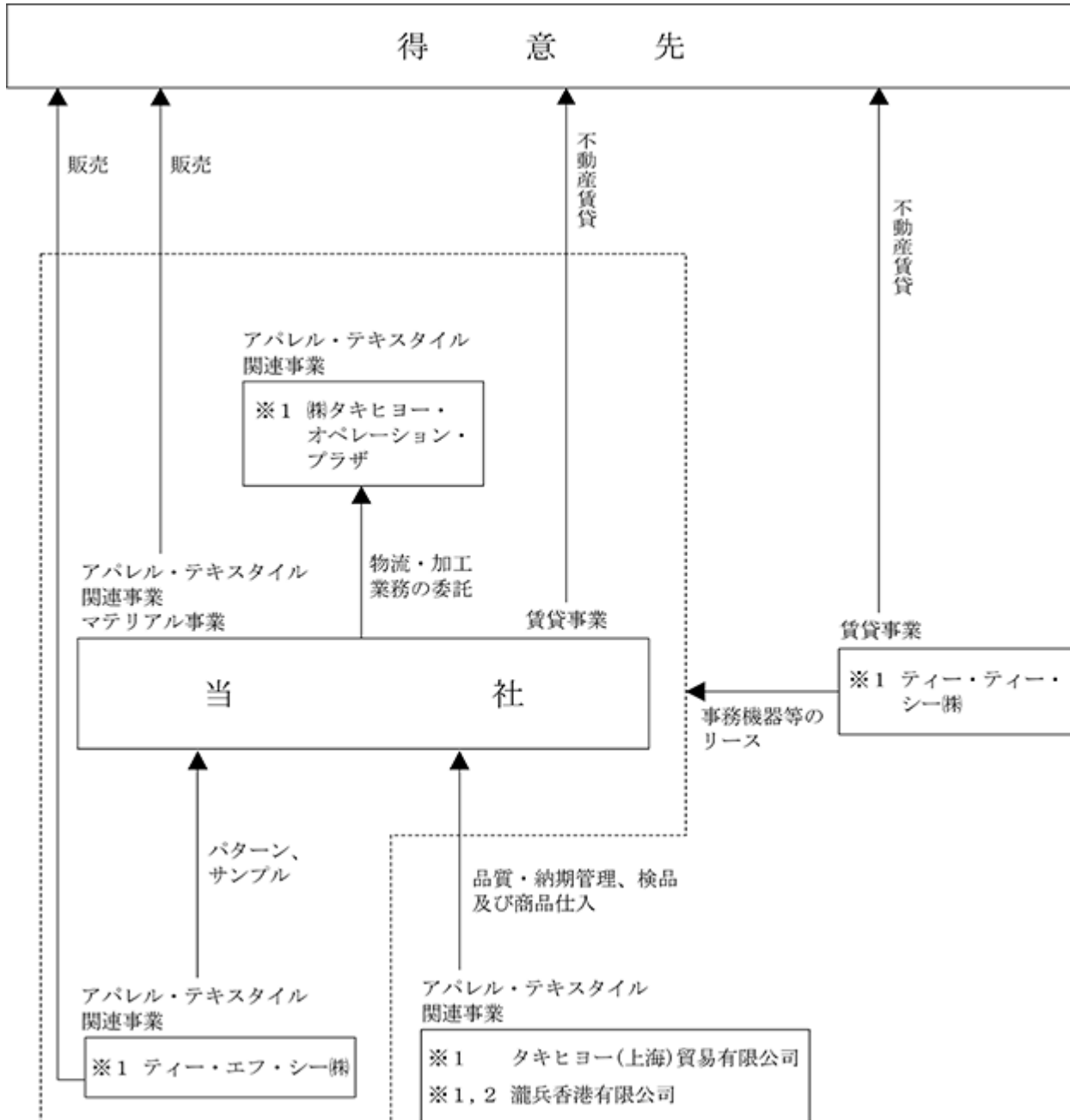
株式会社タキヒヨー・オペレーション・プラザは、主に海外で生産された商品をお客さまの店舗毎に仕分け、梱包し、出荷するデリバリー関連業務を担っております。

賃貸事業 …… 当社は不動産の賃貸、管理及びそれらに関連する事業活動を行っております。ティー・ティー・シー株式会社は、主に当社グループ企業に対しての機器リース及び不動産の賃貸管理を行っております。

マテリアル事業 …… 当社は、合成樹脂、化成品等の販売を行っております。

その他 …… 当社は、フランチャイジーとして「コメダ珈琲店」の運営等を行っております。当社と株式会社タキヒヨー・オペレーション・プラザは、他社の物流業務の受託を行っております。

以上のグループの状況について事業系統図を示すと次のとおりであります。



(注) 1は連結子会社であります。
 2は清算手続き中であります。

4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な 事業の内容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容
(連結子会社) 瀧兵香港有限公司 (注) 4	中国 香港特別 行政区	10 百万HK\$	アパレル・ テキスタイル 関連事業	100.0	海外生産品の品質・納期管理、検 品等を委託する。 役員の兼任等...有
ティー・ティー・シー(株)	名古屋市 西区	80	賃貸事業	100.0	同社から事務機器等を賃借する。 役員の兼任等...有
ティー・エフ・シー(株)	名古屋市 西区	50	アパレル・ テキスタイル 関連事業	100.0	同社からパターン、サンプルを購 入する。 役員の兼任等...有
タキヒヨー(上海)貿易 有限公司	中国 上海市	3 百万元	アパレル・ テキスタイル 関連事業	100.0	海外生産品の品質・納期管理、検 品等を委託する。 役員の兼任等...有
(株)タキヒヨー・オペレー ション・プラザ	愛知県 犬山市	40	アパレル・ テキスタイル 関連事業	100.0	当社商品の発送、入出荷管理を委 託する。 役員の兼任等...有

- (注) 1. 主要な事業の内容欄には、セグメント情報に記載された名称を記載しております。
 2. 上記子会社のうちには有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社はありません。
 3. 上記子会社は特定子会社ではありません。
 4. 瀧兵香港有限公司は、清算手続き中であります。

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2026年2月28日現在

セグメントの名称	従業員数(人)
アパレル・テキスタイル関連事業	708 [242]
賃貸事業	1 []
マテリアル事業	17 []
その他	5 [149]
合計	731 [391]

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時従業員は〔 〕内に年間の平均人員を外数で記載しております。
 2. 従業員数は、当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含んでおります。
 3. 当社の賃貸事業及びその他は、アパレル・テキスタイル関連事業の従業員が兼務しております。

(2) 提出会社の状況

2026年2月28日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(円)
540 [213]	42.7	14.2	5,419,107

セグメントの名称	従業員数(人)
アパレル・テキスタイル関連事業	518 [64]
賃貸事業	[]
マテリアル事業	17 []
その他	5 [149]
合計	540 [213]

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時従業員は〔 〕内に年間の平均人員を外数で記載しております。
 2. 従業員数は、当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含んでおります。
 3. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
 4. 賃貸事業及びその他は、アパレル・テキスタイル関連事業の従業員が兼務しております。

(3) 労働組合の状況

提出会社には、タキヒヨー労働組合が組織(2026年2月28日現在、組合員数214人)されており、U Aゼンセンに属しております。

また、(株)タキヒヨー・オペレーション・プラザには、タキヒヨー・オペレーション・プラザ労働組合が組織されております。

なお、労使関係について特に記載すべき事項はありません。

(4) 管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の差異

提出会社

当事業年度				
管理職に占める 女性労働者の割合 (%) (注1)	男性労働者の 育児休業 取得率(%) (注2)	労働者の男女の 賃金の差異(注1)		
		全労働者	正規雇用 労働者	パート・ 有期労働者
8.8	40.0	59.0	61.9	53.9

(注) 1. 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64号)の規定に基づき算出した
 ものであります。

2. 「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(平成3年法律第76
 号)の規定に基づき、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施
 行規則」(平成3年労働省令第25号)第71条の6第1号における育児休業等の取得割合を算出したも
 のであります。

連結子会社

連結子会社は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64号)及び「育児休業、
 介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(平成3年法律第76号)の規定による公表義務の
 対象ではないため、記載を省略しております。

第2 【事業の状況】

1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

今年度の見通しにつきましては、中東情勢を背景とした原油・エネルギー価格の高騰懸念や、それに伴う物流費・原材料費への波及など、サプライチェーン全体において想定を超えるコスト上昇リスクが顕在化しつつあります。さらに、これらを要因とする広範な物価高が、消費者の生活防衛意識を一段と強めることが予想されます。こうした外部環境の悪化が当社グループの経営に与える影響は大きいと予想しておりますが、2025年度よりスタートした中期経営計画を着実に実行していくことでコア事業の強靱化を果たし、リスクの吸収に努めてまいります。また、どのような環境下でも得意先と市場のニーズに応え、「選ばれるサプライヤーであり続けるために」持続的な成長を支える基盤のアップデートに注力してまいります。特に重点分野として、競争の源泉である人的資本の拡充、AIや新たなグループウェアなどDXの加速、サプライチェーンと物流基盤の強化、品質管理のレベルアップなどに的確に経営資源を配分してまいります。同時に、中期経営計画で掲げた「年間5億円以上の株主還元」という目標を実行し、資本効率の向上と持続的な企業価値の向上を図ってまいります。

2 【サステナビリティに関する考え方及び取組】

当社グループのサステナビリティに関する考え方及び取り組みは、次のとおりであります。なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) ガバナンス

当社は、サステナビリティ基本方針に基づき、気候変動・循環経済・資源など地球環境への影響、人権・多様性・労働環境など社会課題への対応を事業活動のあらゆる面で考慮していくことが必要であり、企業価値を高めていく上で不可欠と考えております。

サステナビリティ経営の実現に向け、当社は重要課題(マテリアリティ)として以下4点を掲げ、取り組みを進めているところであります。

- サプライチェーンの人権・環境課題への取り組み
- 脱炭素・循環型素材の積極的な開発
- 持続型サプライチェーンプラットフォームの構築
- 業務のデジタル化加速、デジタル技術の営業への実装

こうした取り組みを支えるガバナンス体制として、「サステナビリティ委員会」において定期的に重要課題に関わる取り組みの進捗をモニタリングするとともに、NPO団体を含め外部専門家を招請し、役員及び部長クラスのサステナビリティに関する知見向上に努めております。

(2) リスク管理

当社では四半期毎に取締役会で、サステナビリティに関するリスクも含め、リスクカテゴリー毎に定量化し情報共有を行うとともに、リスク事象約80項目をリスクマップに落とし込み、リスクの未然防止と万一顕在化した場合の対応の迅速化、損失最小化に努めております。

(3) 戦略

人的資本の強化

当社は、人的資本への投資を企業価値向上の原動力と認識し、人的資本の拡充に取り組んでいるところであります。「Revitalize Plan(黒字体質復活計画)」(2022-2024年度)の中で、人的資本について重点課題に掲げた「マルチタスク人材の育成」、「多様な人材登用による組織の活力向上」に取り組み、「事業貢献に報いるメリハリのある人事制度」においては、2025年度より業績貢献度合いを一段と重視した人事給与制度に刷新してまいります。

2025年度より新たな中期経営計画(2025-2027年度)「Create Future with Passion」をスタートさせ、経営層、管理職層への若手及び女性の積極登用などを通じ人的資本の拡充に積極的に取り組んでまいります。

人的資本拡充に向けた取組課題	主要施策
1 人事給与制度の刷新	「等級制度」「評価制度」「報酬制度」のシンプル化・透明化、「パフォーマンスに一段と報いる」制度への刷新
2 ワークエンゲージメントの向上	定期的な「エンゲージメントサーベイ」の実施と経営・人事施策への反映により、仕事に対する社員のモチベーション向上
3 ウェルビーイングへの取り組み	「健康増進」「働きやすさ」「働きがい」のバランスが整い、ハラスメントフリーで相互にリスペクトし合える職場づくり
4 マネジメント階層への若手・女性登用	若手の登用を加速するとともに、一般職・嘱託職から総合職への転換を促進、ダイバーシティ推進チームの立ち上げ

サステナビリティ経営の推進に向けた取り組み

サプライチェーン全体を通じ、気候変動をはじめとした地球環境への配慮・人権・多様性・労働環境など社会課題への具体的な取り組みを一段と強化してまいります。

サステナビリティ経営の推進に向けた取組課題	主要施策
1 サプライチェーンの人権・環境課題への取り組み	サプライチェーン構築チーム、LCA ¹ ・トレーサビリティ対応チームを立ち上げ、サプライチェーン全体を通じた取り組みを強化 <small>1 LCA : Life Cycle Assessment</small>
2 脱炭素・循環型素材の積極的な開発	サステナビリティ課題にセンシティブなEUラグジュアリーブランドとの取引を通じて、獲得してきたスキルとノウハウを活かし、サステナブル素材開発を加速、国内得意先にも展開
3 持続型サプライチェーンプラットフォームの構築	サプライチェーン全体を通じて国際認証 ² に裏付けられたサステナブルプラットフォームを構築。トレーサビリティ確保とともに当社のものづくり基盤を構築 <small>2 GOTS : Global Organic Textile Standard、GRS : Global Recycled Standardなど</small>
4 業務のデジタル化加速、デジタル技術の営業への実装	オープン型基幹システムをベースに新たなアプリケーション、IT技術を営業・業務処理のプロセスに実装促進。業務全体の生産性を上げるとともに環境負荷・労働負荷を低減

(4) 指標及び目標

(3) 戦略 人的資本の強化で設定している主要指標、実績及び目標値は下表のとおりです。

なお、当社グループでは、上記「(3) 戦略 人的資本の強化」に係る指標については、当社においては、関連する指標のデータ管理とともに、具体的な取り組みが行われているものの、連結グループに属する全ての会社では行われてはいないため、連結グループにおける記載が困難であります。このため次の指標に関する目標及び実績は、連結グループにおける主要な事業を営む提出会社のものを記載しております。

指標	進捗/実績値		目標値
	2024年度	2025年度	
女性管理職比率(注1)	8.0%	8.8 %	2027年度 20%
男性育休取得率(注2)	66.7%	40.0 %	2027年度 100%
男女賃金格差(注1)	57.9%	59.0 %	2027年度 70%

(注) 1 . 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づき算出。

2 . 「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」に基づき算出。

3 【事業等のリスク】

事業等のリスク情報につきましては、以下の通りであります。

なお、以下に記載している将来に関する事項は、当連結会計年度末において当社グループが判断したものであります。

消費者の嗜好の変化などに伴うリスク

当社グループが取り扱う衣料品は、ファッショントレンドの変化による影響、景気動向が消費意欲に与える影響、他社との競合による販売価格の抑制などを受けやすい傾向にあります。このような状況下におきまして、当社グループは情報力、分析力の強化による企画精度の向上や生産期間の短縮化を図り、売れ筋商品の開発に努めておりますが、さらなる競合の激化や、予測と異なるトレンドの変化に対して適切な商品政策が実施できない場合、当社グループの業績は影響を受ける可能性があります。

為替に関するリスク

当社グループは、仕入高に占める海外商品の依存度が高く、主として米ドル決済を行っております。為替リスクヘッジのために四半期ごとに仕入れ予測に基づいた実需の範囲で為替予約を実施しております。しかしながら、予期せぬ為替レートの変動が生じた場合、当社グループの業績は影響を受ける可能性があります。

生産地に関するリスク

当社グループは、中国等のアジア地域における生産の依存度が高くなっております。そのため、予期しない法律または規制の変更、不測の政治体制または経済政策の変化、テロ・戦争・天災・その他要因による国・地域の混乱、重大な影響を及ぼす流行性疾患の蔓延などにより、商品の調達に支障が生じた場合、当社グループの業績は影響を受ける可能性があります。

販売先に関するリスク

）売上高依存度

当社グループの上位販売先における売上高依存度は高い傾向にあります。当社グループは主力販売先との緊密な関係を強化するよう常に心掛けるとともに、新規販路の拡大を重要な営業政策としておりますが、販売先の経営方針の変更等何らかの予期せぬ事態により取引の中断や取引の継続に支障が生じた場合、当社グループの業績は影響を受ける可能性があります。

）与信面

当社グループにおける主要な販売先は、量販店、専門店、通販、百貨店等の小売業者及び衣料品卸売業者と多岐にわたります。当社グループにおいては、これらの販売先に対して、社内規定等に基づいた与信管理を徹底し、万全な債権の保全に努めておりますが、予期せぬ経営破綻等により貸倒損失の発生や、売上高の減少が生じた場合、当社グループの業績は影響を受ける可能性があります。

天候に関するリスク

レディス・アパレルをはじめとした当社グループの主要製品は、シーズン性が強いアパレル製品の割合が高く、冷夏・暖冬等の天候不順によりシーズン商品の販売が予測と大きく異なった場合、当社グループの業績は影響を受ける可能性があります。

個人情報に関するリスク

当社グループは、個人情報保護に関して、情報の利用や管理等について社内で安全管理体制を整えておりますが、予期せぬ事由によって外部漏洩が発生し、社会的信用の低下や損害賠償責任が生じた場合、当社グループの業績は影響を受ける可能性があります。

新規事業に伴うリスク

当社グループは、企業価値を高めていくために、顧客や市場の変化に柔軟に対応した業態開発や、ブランド開発などの事業投資に積極的に取り組んでおります。事業投資については予め十分な調査・研究を行っておりますが、市場環境の変化により、事業活動が計画どおりに進捗しなかった場合、当社グループの業績は影響を受ける可能性があります。

品質に関するリスク

当社グループは、商品の品質管理におきまして、厳しい品質基準を設け適切な管理体制のもと対応しておりますが、当社グループまたは仕入先などに原因が存する予期せぬ事由により、商品の製造物責任を問われる事故が発生し、当社グループの企業・ブランドイメージの低下や損害賠償責任が生じた場合、当社グループの業績は影響を受ける可能性があります。

また、商品の品質不良発生により主力販売先と取引が継続できない状態が生じた場合、当社グループの業績は影響を受ける可能性があります。

ライセンス契約に関するリスク

当社グループは、様々な企業からライセンス供与を受けておりますが、契約の満了、解除または大幅な条件変更があった場合、当社グループの業績は影響を受ける可能性があります。

原料価格や物流費の高騰に関するリスク

中東の地政学リスクに伴う原料価格・物流費の高騰や、物価高による衣料品消費の減退などにより、予測を大きく上回るコスト上昇や販売不振が生じた場合、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

4 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当連結会計年度における当社グループ（当社、連結子会社）の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下、「経営成績等」という。）の状況の概要並びに経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において判断したものであります。

(1) 経営成績

当連結会計年度における日本経済は、賃上げが継続しているものの、食料品や日用品などの物価高が続く中、実質ベースの賃金は伸び悩み、衣料品を含めた消費活動は、節約志向の影響で弱含みの状況が続いております。

アパレル業界におきましては、暑くて長い夏、寒暖差が大きい冬といった気候変化に伴い、消費者が購入を直前まで見極める傾向に合わせ、得意先からは短納期の発注（いわゆる「引き付け型」）割合が高まっております。

また吸湿速乾、UVケア、発熱保温といった機能性素材の充実や、SNSなど消費者の購買機会を高めるための販促・マーケティング手法の提供ニーズが高まっております。当社ではこうした様々なニーズに機動的に対応していくと同時に、素材開発から商品企画・提案、生産といった川上から物流と販売に至る川下まで、サプライチェーン全体をマネージできる商社機能のアップデートに努めているところであります。商品の企画提案、生産から販売に至る工程管理を改めて整備し、品質をおろそかにしない体制の強化を進めているところであります。

当社グループでは、2025年度よりスタートした中期経営計画において、最重点課題として、既存卸売ビジネスの強化に取り組む中で事業分野ごとにROIC（投下資本利益率）に基づき、収益化の難しい事業の見直しや再構築を行うなど構造改革を進めているところでありますが、財務課題と併せて人事給与制度の刷新やダイバーシティ推進など人的資本の拡充、新たなグループウェアやAIの実装などDX加速による生産性向上に積極的に取り組んでいるところであります。

当連結会計年度の業績は、売上高が63,970百万円（前期比5.5%増）、営業利益は1,942百万円（前期比48.0%増）、経常利益は1,947百万円（前期比43.3%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は1,615百万円（前期比45.9%増）となり、増収増益につなげることができました。

セグメント別の売上高は、以下のとおりであります。

（単位：百万円）

セグメント	2025年2月期	2026年2月期	増減率
アパレル・テキスタイル関連事業	53,841	56,742	5.4%
賃貸事業	885	917	3.6%
マテリアル事業	4,903	5,269	7.4%
その他	1,002	1,041	3.9%
合計	60,633	63,970	5.5%

生産、受注及び販売の実績は、次のとおりであります。

生産実績

当連結会計年度における生産実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	金額(百万円)	前期比(%)
アパレル・テキスタイル関連事業	1,008	5.1
賃貸事業	-	-
マテリアル事業	-	-
その他	-	-
合計	1,008	5.1

(注) 金額は製造原価であります。

仕入実績

当連結会計年度における仕入実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	金額(百万円)	前期比(%)
アパレル・テキスタイル関連事業	43,993	+ 8.5
賃貸事業	-	-
マテリアル事業	4,715	+ 6.1
その他	629	+ 4.3
合計	49,338	+ 8.2

受注状況

該当事項はありません。

販売実績

当連結会計年度の販売実績については、「(1) 経営成績」に記載のとおりであります。

(注) 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は、次のとおりであります。

相手先	前連結会計年度		当連結会計年度	
	販売高(百万円)	割合(%)	販売高(百万円)	割合(%)
(株)しまむら	22,201	36.6	25,102	39.2

(2) 財政状態

総資産

流動資産は、現金及び預金、受取手形及び売掛金、商品及び製品、デリバティブ債権の増加などにより前連結会計年度末比1,796百万円増加し、23,581百万円となりました。固定資産は、投資有価証券の増加などにより前連結会計年度末比1,873百万円増加し、27,296百万円となりました。この結果、総資産は、前連結会計年度末比3,669百万円増加し、50,877百万円となりました。

負債

負債は、未払金、繰延税金負債の増加などにより前連結会計年度末比1,380百万円増加し、18,321百万円となりました。

純資産

純資産は、利益剰余金、その他の包括利益累計額の増加などにより前連結会計年度末比2,288百万円増加し、32,555百万円となりました。

(3) キャッシュ・フロー

当連結会計年度における現金及び現金同等物(以下「資金」という)につきましては、前連結会計年度末に比べ922百万円(22.2%)増加の5,066百万円となりました。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度における営業活動により増加した資金は、税金等調整前当期純利益が1,959百万円、売上債権、棚卸資産の増加、仕入債務の増加などにより2,505百万円(前期は2,621百万円の増加)となりました。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度における投資活動により減少した資金は、有形固定資産の取得による支出、無形固定資産の取得による支出などにより288百万円(前期は314百万円の増加)となりました。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度における財務活動により減少した資金は、短期借入金の増加がありましたが、長期借入金の返済による支出、配当金の支払額、自己株式の取得による支出などにより1,303百万円(前期は1,959百万円の減少)となりました。

(4) 資本の財源及び資金の流動性に係る情報

主要な資金需要及び財源

当社グループの運転資金需要のうち主なものは、商品の仕入、販売費及び一般管理費等の営業費用であります。投資を目的とした資金需要は、賃貸不動産の取得、設備新設・改修等によるものであります。

これらの資金の財源につきましては、営業活動によるキャッシュフロー及び自己資本のほか、金融機関からの借入による資金調達にて対応していくこととしております。

資金の流動性

当社及び国内連結子会社においてCMS（キャッシュ・マネージメント・システム）を導入することにより、各社における余剰資金の一元管理を行うことで、資金効率の向上を図っております。

(5) 重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この連結財務諸表の作成にあたって採用している重要な会計方針は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等（1）連結財務諸表 注記事項（連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項）」に記載のとおりであります。これらの見積りについては過去の実績等を勘案し、合理的に判断しておりますが、見積りには不確実性が伴い、実際の結果と異なる場合があります。

会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定のうち、重要なものは以下のとおりであります。

（繰延税金資産の回収可能性）

当社グループの繰延税金資産の回収可能性は、予算により見積もられた課税所得の発生状況等に基づき判断しております。繰延税金資産の回収可能性は将来の課税所得の見積りに依存するため、その見積りの前提とした条件や仮定に変更が生じた場合、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

5 【重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当連結会計年度の設備投資の総額は、331百万円であります。その主な内訳は、アパレル・テキスタイル関連事業においては、ソフトウェアの取得であります。賃貸事業においては、ティー・ティー・シー株式会社のリース資産の取得であります。

2 【主要な設備の状況】

当社グループにおける主要な設備は、次のとおりであります。

提出会社

2026年2月28日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の 内容	帳簿価額(百万円)					従業員数 (人)	
			建物及び 構築物	機械装置 及び運搬具	土地 (面積千㎡)	リース 資産	その他		合計
本社 (名古屋市西区) (注)2	全セグメント	事務所設備	8	9			1,134	1,153	379
東京支店 (東京都千代田区) (注)2	アパレル・ テキスタイル関連事業	事務所設備	3				15	18	124
(名古屋市中区)	賃貸事業	賃貸用土地			11,828 (3)			11,828	

(注)1. 帳簿価額のうち「その他」は器具備品であります。

2. 連結会社以外から建物を賃借しております。

3. 上記の他、連結会社以外から賃借及びリースをしている主要な設備の内容は、下記の通りであります。

所在地	セグメントの 名称	設備の 内容	土地面積 (千㎡)	年間賃借料 及びリース料 (百万円)
愛知県犬山市	アパレル・テキスタイル関連事業 その他	物流設備	57	627

(注) 連結子会社の㈱タキヒヨー・オペレーション・プラザが管理運営しております。

3 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設

該当事項はありません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	24,000,000
計	24,000,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (2026年2月28日)	提出日現在 発行数(株) (2026年5月25日)	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	8,800,000	8,800,000	東京証券取引所スタンダード 名古屋証券取引所プレミア	単元株式数は 100株であります
計	8,800,000	8,800,000		

(注) 「提出日現在発行数」欄には、2026年5月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

2017年5月24日開催の第106期定時株主総会決議により、2017年9月1日付で普通株式5株を1株とする株式併合を実施するとともに単元株式数を1,000株から100株に変更いたしました。これにより、当該株式併合以前に発行した新株予約権について、「新株予約権の目的となる株式の数」が調整されております。

当社は、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき新株予約権を発行しております。

2007年新株予約権

決議年月日	2007年5月23日		
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役	Aプラン 3 Bプラン 7	
新株予約権の数(個)	Aプラン Bプラン 8	(注) 1	
新株予約権の目的となる 株式の種類、内容及び数(株)	普通株式	Aプラン Bプラン 1,600	(注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり	1	
新株予約権の行使期間	Aプラン 2007年6月23日～2014年6月22日 Bプラン 2007年6月23日～2027年6月22日		
新株予約権の行使により株式を発行する場合 の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1 資本組入額 (注) 2		
新株予約権の行使の条件	(注) 3		
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要する。		
組織再編成行為に伴う 新株予約権の交付に関する事項	(注) 4		
新株予約権の取得条項に関する事項	(注) 5		

当事業年度の末日(2026年2月28日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末(2026年4月30日)現在において、これらの事項に変更はありません。

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、200株とします。

新株予約権発行日(以下「発行日」という)後に、当社が当社普通株式の分割または併合を行う場合には、次の算式により付与株式数を調整するものとします。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権について行われ、調整によって生じる1株未満の端数については、これを切り捨てます。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転(以下総称して「合併等」という)を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他付与株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で付与株式数を調整することができるものとします。

2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、新株予約権の行使に際して出資された財産の価額に0.5を乗じた額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、これを切り上げた額とします。残額は資本準備金に組み入れるものとします。

3. 新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という)は、Aプランを当社取締役在任中に限り行使

することができるものとします。また、Bプランを当社取締役を退任した日の翌日(以下「権利行使開始日」という)から10日間に限り行使することができるものとします。なお、Aプランは当事業年度末までに全て行使済みであります。

前項にかかわらず、新株予約権者は、以下の(ア)、(イ)に定める場合には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使することができるものとします。

- (ア) 新株予約権者が、Bプランにおいて、2026年6月22日までに権利行使開始日を迎えなかった場合、2026年6月23日以降新株予約権を行使することができるものとします。
- (イ) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案もしくは株式移転の議案につき当社株主総会で承認された場合、当該承認日の翌日から10日間とします。

新株予約権1個当たりの一部行使はできないものとします。

その他の条件については、株主総会の承認及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当てを受けた取締役との間で締結する「新株予約権割当契約書」の定めるところによるものとします。

4. 組織再編に際して定める契約書または計画書等に以下に定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、次の各号に定める株式会社の新株予約権を交付するものとします。

合併(当社が消滅する場合に限る)

合併後存続する株式会社、または合併により設立する株式会社

吸収分割

吸収分割をする株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部または一部を承継する株式会社

新設分割

新設分割により設立する株式会社

株式交換

株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社

株式移転

株式移転により設立する株式会社

5. 新株予約権者が新株予約権を喪失した場合、当社は当該新株予約権を無償で取得することができるものとします。

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案もしくは株式移転の議案につき当社株主総会で承認された場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができるものとします。

2008年新株予約権

決議年月日	2008年5月21日		
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役	Aプラン Bプラン	3 7
新株予約権の数(個)	Aプラン Bプラン	20	(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式	Aプラン Bプラン	4,000 (注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり	1	
新株予約権の行使期間	Aプラン	2008年6月21日～2015年6月20日	
	Bプラン	2008年6月21日～2028年6月20日	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格	1	
	資本組入額	(注)2	
新株予約権の行使の条件	(注)3		
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要する。		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4		
新株予約権の取得条項に関する事項	(注)5		

当事業年度の末日(2026年2月28日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末(2026年4月30日)現在において、これらの事項に変更はありません。

- (注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、200株とします。

新株予約権発行日(以下「発行日」という)後に、当社が当社普通株式の分割または併合を行う場合には、次の算式により付与株式数を調整するものとします。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権について行われ、調整によって生じる1株未満の端数については、これを切り捨てます。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転(以下総称して「合併等」という)を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他付与株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で付与株式数を調整することができるものとします。

2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、新株予約権の行使に際して出資された財産の価額に0.5を乗じた額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、これを切り上げた額とします。残額は資本準備金に組み入れるものとします。
3. 新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という)は、Aプランを当社取締役在任中に限り行使することができるものとします。また、Bプランを当社取締役を退任した日の翌日(以下「権利行使開始日」という)から10日間に限り行使することができるものとします。なお、Aプランは当事業年度末までに

全て行使済みであります。

前項にかかわらず、新株予約権者は、以下の(ア)、(イ)に定める場合には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使することができるものとします。

- (ア) 新株予約権者が、Bプランにおいて、2027年6月20日までに権利行使開始日を迎えなかった場合、2027年6月21日以降新株予約権を行使することができるものとします。
- (イ) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案もしくは株式移転の議案につき当社株主総会で承認された場合、当該承認日の翌日から10日間とします。

新株予約権1個当たりの一部行使はできないものとします。

その他の条件については、株主総会の承認及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当てを受けた取締役との間で締結する「新株予約権割当契約書」の定めるところによるものとします。

- 4. 組織再編に際して定める契約書または計画書等に以下に定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、次の各号に定める株式会社の新株予約権を交付するものとします。

合併(当社が消滅する場合に限る)

合併後存続する株式会社、または合併により設立する株式会社

吸収分割

吸収分割をする株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部または一部を承継する株式会社

新設分割

新設分割により設立する株式会社

株式交換

株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社

株式移転

株式移転により設立する株式会社

- 5. 新株予約権者が新株予約権を喪失した場合、当社は当該新株予約権を無償で取得することができるものとします。

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案もしくは株式移転の議案につき当社株主総会で承認された場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができるものとします。

2009年新株予約権

決議年月日	2009年5月20日		
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役	Aプラン Bプラン	4 7
新株予約権の数(個)	Aプラン Bプラン	18	(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式	Aプラン Bプラン	3,600 (注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり	1	
新株予約権の行使期間	Aプラン	2009年6月20日～2016年6月19日	
	Bプラン	2009年6月20日～2029年6月19日	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格	1	
	資本組入額	(注)2	
新株予約権の行使の条件	(注)3		
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要する。		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4		
新株予約権の取得条項に関する事項	(注)5		

当事業年度の末日(2026年2月28日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末(2026年4月30日)現在において、これらの事項に変更はありません。

- (注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、200株とします。

新株予約権発行日(以下「発行日」という)後に、当社が当社普通株式の分割または併合を行う場合には、次の算式により付与株式数を調整するものとします。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権について行われ、調整によって生じる1株未満の端数については、これを切り捨てます。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転(以下総称して「合併等」という)を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他付与株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で付与株式数を調整することができるものとします。

- 2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、新株予約権の行使に際して出資された財産の価額に0.5を乗じた額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、これを切り上げた額とします。残額は資本準備金に組み入れるものとします。
 - 3. 新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という)は、Aプランを当社取締役在任中に限り行使することができるものとします。また、Bプランを当社取締役を退任した日の翌日(以下「権利行使開始日」という)から10日間に限り行使することができるものとします。なお、Aプランは当事業年度末までに全て行使済みであります。
- 前項にかかわらず、新株予約権者は、以下の(ア)、(イ)に定める場合には、それぞれに定める期間内に限り

新株予約権を行使することができるものとします。

- (ア) 新株予約権者が、Bプランにおいて、2028年6月19日までに権利行使開始日を迎えなかった場合、2028年6月20日以降新株予約権を行使することができるものとします。
- (イ) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案もしくは株式移転の議案につき当社株主総会で承認された場合、当該承認日の翌日から10日間とします。

新株予約権1個当たりの一部行使はできないものとします。

その他の条件については、株主総会の承認及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当てを受けた取締役との間で締結する「新株予約権割当契約書」の定めるところによるものとします。

4. 組織再編に際して定める契約書または計画書等に以下に定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、次の各号に定める株式会社の新株予約権を交付するものとします。

合併(当社が消滅する場合に限る)

合併後存続する株式会社、または合併により設立する株式会社

吸収分割

吸収分割をする株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部または一部を承継する株式会社

新設分割

新設分割により設立する株式会社

株式交換

株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社

株式移転

株式移転により設立する株式会社

5. 新株予約権者が新株予約権を喪失した場合、当社は当該新株予約権を無償で取得することができるものとします。

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案もしくは株式移転の議案につき当社株主総会で承認された場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができるものとします。

2010年新株予約権

決議年月日	2010年5月19日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 Bプラン 7
新株予約権の数(個)	Bプラン 16 (注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 Bプラン 3,200 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 1
新株予約権の行使期間	Bプラン 2010年6月19日～2030年6月18日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1 資本組入額 (注) 2
新株予約権の行使の条件	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4
新株予約権の取得条項に関する事項	(注) 5

当事業年度の末日(2026年2月28日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末(2026年4月30日)現在において、これらの事項に変更はありません。

- (注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、200株とします。

新株予約権発行日(以下「発行日」という)後に、当社が当社普通株式の分割または併合を行う場合には、次の算式により付与株式数を調整するものとします。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権について行われ、調整によって生じる1株未満の端数については、これを切り捨てます。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転(以下総称して「合併等」という)を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他付与株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で付与株式数を調整することができるものとします。

2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、新株予約権の行使に際して出資された財産の価額に0.5を乗じた額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、これを切り上げた額とします。残額は資本準備金に組み入れるものとします。

3. 新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という)は、Bプランを当社取締役を退任した日の翌日(以下「権利行使開始日」という)から10日間に限り行使することができるものとします。前項にかかわらず、新株予約権者は、以下の(ア)、(イ)に定める場合には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使することができるものとします。

(ア) 新株予約権者が、Bプランにおいて、2029年6月18日までに権利行使開始日を迎えなかった場合、2029年6月19日以降新株予約権を行使することができるものとします。

(イ) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案もしくは株式移転の議案につき当社株主総会で承認された場合、当該承認

認日の翌日から10日間とします。

新株予約権 1 個当たりの一部行使はできないものとします。

その他の条件については、株主総会の承認及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当てを受けた取締役との間で締結する「新株予約権割当契約書」の定めるところによるものとします。

4. 組織再編に際して定める契約書または計画書等に以下に定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、次の各号に定める株式会社の新株予約権を交付するものとします。

合併(当社が消滅する場合に限る)

合併後存続する株式会社、または合併により設立する株式会社

吸収分割

吸収分割をする株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部または一部を承継する株式会社

新設分割

新設分割により設立する株式会社

株式交換

株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社

株式移転

株式移転により設立する株式会社

5. 新株予約権者が新株予約権を喪失した場合、当社は当該新株予約権を無償で取得することができるものとします。

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案もしくは株式移転の議案につき当社株主総会で承認された場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができるものとします。

2011年新株予約権

決議年月日	2011年 5 月18日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 Bプラン 7
新株予約権の数(個)	Bプラン 32 (注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 Bプラン 6,400 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 1
新株予約権の行使期間	Bプラン 2011年 6 月18日～2031年 6 月17日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1 資本組入額 (注) 2
新株予約権の行使の条件	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4
新株予約権の取得条項に関する事項	(注) 5

当事業年度の末日(2026年 2 月28日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末(2026年 4 月30日)現在において、これらの事項に変更はありません。

- (注) 1. 新株予約権 1 個につき目的となる株式数は、200株とします。

新株予約権発行日(以下「発行日」という)後に、当社が当社普通株式の分割または併合を行う場合には、次の算式により付与株式数を調整するものとします。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権について行われ、調整によって生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てます。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転(以下総称して「合併等」という)を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他付与株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で付与株式数を調整することができるものとします。

2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、新株予約権の行使に際して出資された財産の価額に0.5を乗じた額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、これを切り上げた額とします。残額は資本準備金に組み入れるものとします。

3. 新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という)は、Bプランを当社取締役を退任した日の翌日(以下「権利行使開始日」という)から10日間に限り行使することができるものとします。

前項にかかわらず、新株予約権者は、以下の(ア)、(イ)に定める場合には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使することができるものとします。

(ア) 新株予約権者が、Bプランにおいて、2030年 6 月17日までに権利行使開始日を迎えなかった場合、2030年 6 月18日以降新株予約権を行使することができるものとします。

(イ) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案もしくは株式移転の議案につき当社株主総会で承認された場合、当該承認日の翌日から10日間とします。

新株予約権 1 個当たりの一部行使はできないものとします。

その他の条件については、株主総会の承認及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当てを受けた取締役との間で締結する「新株予約権割当契約書」の定めるところによるものとします。

4. 組織再編に際して定める契約書または計画書等に以下に定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場

合には、当該組織再編の比率に応じて、次の各号に定める株式会社の新株予約権を交付するものとします。

- 合併(当社が消滅する場合に限る)
- 合併後存続する株式会社、または合併により設立する株式会社
- 吸収分割
- 吸収分割をする株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部または一部を承継する株式会社
- 新設分割
- 新設分割により設立する株式会社
- 株式交換
- 株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社
- 株式移転
- 株式移転により設立する株式会社

5. 新株予約権者が新株予約権を喪失した場合、当社は当該新株予約権を無償で取得することができるものとします。
- 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案もしくは株式移転の議案につき当社株主総会で承認された場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができるものとします。

2012年新株予約権

決議年月日	2012年 5月23日		
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役	Aプラン Bプラン	5 7
新株予約権の数(個)	Aプラン Bプラン	27	(注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式	Aプラン Bプラン	5,400 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり	1	
新株予約権の行使期間	Aプラン	2012年 6月23日～2019年 6月22日	
	Bプラン	2012年 6月23日～2032年 6月22日	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格	1	
	資本組入額	(注) 2	
新株予約権の行使の条件	(注) 3		
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要する。		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4		
新株予約権の取得条項に関する事項	(注) 5		

当事業年度の末日(2026年2月28日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末(2026年4月30日)現在において、これらの事項に変更はありません。

(注) 1. 新株予約権 1個につき目的となる株式数は、200株とします。

新株予約権発行日(以下「発行日」という)後に、当社が当社普通株式の分割または併合を行う場合には、次の算式により付与株式数を調整するものとします。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権について行われ、調整によって生じる1株未満の端数については、これを切り捨てます。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転(以下総称して「合併等」という)を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他付与株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で付与株式数を調整することができるものとします。

2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、新株予約権の行使に際して出資された財産の価額に0.5を乗じた額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、これを切り上げた額とします。残額は資本準備金に組み入れるものとします。

3. 新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という)は、Aプランを当社取締役在任中に限り行使することができるものとします。また、Bプランを当社取締役を退任した日の翌日(以下「権利行使開始日」という)から10日間に限り行使することができるものとします。なお、Aプランは当事業年度末までに全て行使済みであります。

前項にかかわらず、新株予約権者は、以下の(ア)、(イ)に定める場合には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使することができるものとします。

(ア) 新株予約権者が、Bプランにおいて、2031年6月22日までに権利行使開始日を迎えなかった場合、2031年6月23日以降新株予約権を行使することができるものとします。

(イ) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案もしくは株式移転の議案につき当社株主総会で承認された場合、当該承認日の翌日から10日間とします。

新株予約権1個当たりの一部行使はできないものとします。

その他の条件については、株主総会の承認及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当てを受けた取締役との間で締結する「新株予約権割当契約書」の定めるところによるものとします。

4. 組織再編に際して定める契約書または計画書等に以下に定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、次の各号に定める株式会社の新株予約権を交付するものとします。

- 合併(当社が消滅する場合に限る)
合併後存続する株式会社、または合併により設立する株式会社
吸収分割
吸収分割をする株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部または一部を承継する株式会社
新設分割
新設分割により設立する株式会社
株式交換
株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社
株式移転
株式移転により設立する株式会社
5. 新株予約権者が新株予約権を喪失した場合、当社は当該新株予約権を無償で取得することができるものとします。
当社が消滅会社となる合併契約承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案もしくは株式移転の議案につき当社株主総会で承認された場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができるものとします。

2013年新株予約権

決議年月日	2013年5月22日		
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役	Aプラン Bプラン	5 7
新株予約権の数(個)	Aプラン Bプラン	27	(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式	Aプラン Bプラン	5,400 (注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり	1	
新株予約権の行使期間	Aプラン	2013年6月22日～2020年6月21日	
	Bプラン	2013年6月22日～2033年6月21日	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格	1	
	資本組入額	(注)2	
新株予約権の行使の条件	(注)3		
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要する。		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4		
新株予約権の取得条項に関する事項	(注)5		

当事業年度の末日(2026年2月28日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末(2026年4月30日)現在において、これらの事項に変更はありません。

- (注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、200株とします。
新株予約権発行日(以下「発行日」という)後に、当社が当社普通株式の分割または併合を行う場合には、次の算式により付与株式数を調整するものとします。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権について行われ、調整によって生じる1株未満の端数については、これを切り捨てます。
- $$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$
- また、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転(以下総称して「合併等」という)を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他付与株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で付与株式数を調整することができるものとします。
2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、新株予約権の行使に際して出資された財産の価額に0.5を乗じた額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、これを切り上げた額とします。残額は資本準備金に組み入れるものとします。
3. 新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という)は、Aプランを当社取締役在任中に限り行使することができるものとします。また、Bプランを当社取締役を退任した日の翌日(以下「権利行使開始日」という)から10日間に限り行使することができるものとします。なお、Aプランは当事業年度末までに全て行使済みであります。
前項にかかわらず、新株予約権者は、以下の(ア)、(イ)に定める場合には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使することができるものとします。
(ア) 新株予約権者が、Bプランにおいて、2032年6月21日までに権利行使開始日を迎えなかった場合、2032年6月22日以降新株予約権を行使することができるものとします。
(イ) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案もしくは株式移転の議案につき当社株主総会で承認された場合、当該承認日の翌日から10日間とします。
新株予約権1個当たりの一部行使はできないものとします。
その他の条件については、株主総会の承認及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当てを受けた取締役との間で締結する「新株予約権割当契約書」の定めるところによるものとします。
4. 組織再編に際して定める契約書または計画書等に以下に定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、次の各号に定める株式会社の新株予約権を交付するものとします。
合併(当社が消滅する場合に限る)

合併後存続する株式会社、または合併により設立する株式会社
 吸収分割
 吸収分割をする株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部または一部を承継する株式会社
 新設分割
 新設分割により設立する株式会社
 株式交換
 株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社
 株式移転

5. 株式移転により設立する株式会社
 新株予約権者が新株予約権を喪失した場合、当社は当該新株予約権を無償で取得することができるものとします。
 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案もしくは株式移転の議案につき当社株主総会で承認された場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができるものとします。

2014年新株予約権

決議年月日	2014年5月21日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 Bプラン 7
新株予約権の数(個)	Bプラン 29 (注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 Bプラン 5,800 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 1
新株予約権の行使期間	Bプラン 2014年6月21日～2034年6月20日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1 資本組入額 (注) 2
新株予約権の行使の条件	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4
新株予約権の取得条項に関する事項	(注) 5

当事業年度の末日(2026年2月28日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末(2026年4月30日)現在において、これらの事項に変更はありません。

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、200株とします。

新株予約権発行日(以下「発行日」という)後に、当社が当社普通株式の分割または併合を行う場合には、次の算式により付与株式数を調整するものとします。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権について行われ、調整によって生じる1株未満の端数については、これを切り捨てます。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転(以下総称して「合併等」という)を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他付与株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で付与株式数を調整することができるものとします。

2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、新株予約権の行使に際して出資された財産の価額に0.5を乗じた額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、これを切り上げた額とします。残額は資本準備金に組み入れるものとします。

3. 新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という)は、Bプランを当社取締役を退任した日の翌日(以下「権利行使開始日」という)から10日間に限り行使することができるものとします。前項にかかわらず、新株予約権者は、以下の(ア)、(イ)に定める場合には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使することができるものとします。

(ア) 新株予約権者が、Bプランにおいて、2033年6月20日までに権利行使開始日を迎えなかった場合、2033年6月21日以降新株予約権を行使することができるものとします。

(イ) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案もしくは株式移転の議案につき当社株主総会で承認された場合、当該承認日の翌日から10日間とします。

新株予約権1個当たりの一部行使はできないものとします。

その他の条件については、株主総会の承認及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当てを受けた取締役との間で締結する「新株予約権割当契約書」の定めるところによるものとします。

4. 組織再編に際して定める契約書または計画書等に以下に定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、次の各号に定める株式会社の新株予約権を交付するものとします。

合併(当社が消滅する場合に限る)

合併後存続する株式会社、または合併により設立する株式会社

吸収分割

吸収分割をする株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部または一部を承継する株式会社

新設分割

新設分割により設立する株式会社

株式交換
株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社
株式移転

5. 株式移転により設立する株式会社
新株予約権者が新株予約権を喪失した場合、当社は当該新株予約権を無償で取得することができるものとします。
当社が消滅会社となる合併契約承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案もしくは株式移転の議案につき当社株主総会で承認された場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができるものとします。

2015年新株予約権

決議年月日	2015年5月20日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 Bプラン 7
新株予約権の数(個)	Bプラン 27 (注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 Bプラン 5,400 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 1
新株予約権の行使期間	Bプラン 2015年6月20日～2035年6月19日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1 資本組入額 (注) 2
新株予約権の行使の条件	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4
新株予約権の取得条項に関する事項	(注) 5

当事業年度の末日(2026年2月28日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末(2026年4月30日)現在において、これらの事項に変更はありません。

- (注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、200株とします。
新株予約権発行日(以下「発行日」という)後に、当社が当社普通株式の分割または併合を行う場合には、次の算式により付与株式数を調整するものとします。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権について行われ、調整によって生じる1株未満の端数については、これを切り捨てます。
調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率
また、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転(以下総称して「合併等」という)を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他付与株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で付与株式数を調整することができるものとします。
2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、新株予約権の行使に際して出資された財産の価額に0.5を乗じた額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、これを切り上げた額とします。残額は資本準備金に組み入れるものとします。
3. 新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という)は、Bプランを当社取締役を退任した日の翌日(以下「権利行使開始日」という)から10日間に限り行使することができるものとします。
前項にかかわらず、新株予約権者は、以下の(ア)、(イ)に定める場合には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使することができるものとします。
(ア) 新株予約権者が、Bプランにおいて、2034年6月19日までに権利行使開始日を迎えなかった場合、2034年6月20日以降新株予約権を行使することができるものとします。
(イ) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案もしくは株式移転の議案につき当社株主総会で承認された場合、当該承認日の翌日から10日間とします。
新株予約権1個当たりの一部行使はできないものとします。
その他の条件については、株主総会の承認及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当てを受けた取締役との間で締結する「新株予約権割当契約書」の定めるところによるものとします。
4. 組織再編に際して定める契約書または計画書等に以下に定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、次の各号に定める株式会社の新株予約権を交付するものとします。
合併(当社が消滅する場合に限る)
合併後存続する株式会社、または合併により設立する株式会社
吸収分割
吸収分割をする株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部または一部を承継する株式会社
新設分割
新設分割により設立する株式会社
株式交換
株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社
株式移転
株式移転により設立する株式会社
5. 新株予約権者が新株予約権を喪失した場合、当社は当該新株予約権を無償で取得することができるものと

ます。

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案もしくは株式移転の議案につき当社株主総会で承認された場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができるものとします。

2016年新株予約権

決議年月日	2016年 5月25日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 Bプラン 7
新株予約権の数(個)	Bプラン 30 (注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 Bプラン 6,000 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 1
新株予約権の行使期間	Bプラン 2016年 6月18日～2036年 6月17日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1 資本組入額 (注) 2
新株予約権の行使の条件	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4
新株予約権の取得条項に関する事項	(注) 5

当事業年度の末日(2026年 2月28日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末(2026年 4月30日)現在において、これらの事項に変更はありません。

(注) 1. 新株予約権 1個につき目的となる株式数は、200株とします。

新株予約権発行日(以下「発行日」という)後に、当社が当社普通株式の分割または併合を行う場合には、次の算式により付与株式数を調整するものとします。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権について行われ、調整によって生じる 1株未満の端数については、これを切り捨てます。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転(以下総称して「合併等」という)を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他付与株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で付与株式数を調整することができるものとします。

2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、新株予約権の行使に際して出資された財産の価額に0.5を乗じた額とし、計算の結果 1円未満の端数が生じたときは、これを切り上げた額とします。残額は資本準備金に組み入れるものとします。

3. 新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という)は、Bプランを当社取締役を退任した日の翌日(以下「権利行使開始日」という)から10日間に限り行使することができるものとします。

前項にかかわらず、新株予約権者は、以下の(ア)、(イ)に定める場合には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使することができるものとします。

(ア) 新株予約権者が、Bプランにおいて、2035年 6月17日までに権利行使開始日を迎えなかった場合、2035年 6月18日以降新株予約権を行使することができるものとします。

(イ) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案もしくは株式移転の議案につき当社株主総会で承認された場合、当該承認日の翌日から10日間とします。

新株予約権 1個当たりの一部行使はできないものとします。

その他の条件については、株主総会の承認及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当てを受けた取締役との間で締結する「新株予約権割当契約書」の定めるところによるものとします。

4. 組織再編に際して定める契約書または計画書等に以下に定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、次の各号に定める株式会社の新株予約権を交付するものとします。

合併(当社が消滅する場合に限る)

合併後存続する株式会社、または合併により設立する株式会社

吸収分割

吸収分割をする株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部または一部を承継する株式会社

新設分割

新設分割により設立する株式会社

株式交換

株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社

株式移転

株式移転により設立する株式会社

5. 新株予約権者が新株予約権を喪失した場合、当社は当該新株予約権を無償で取得することができるものとします。

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案もしくは株式移転の議案につき当社株主総会で承認された場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができるものとします。

2017年新株予約権

決議年月日	2017年5月24日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 Bプラン 7
新株予約権の数(個)	Bプラン 29 (注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 Bプラン 5,800 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 1
新株予約権の行使期間	Bプラン 2017年6月17日～2037年6月16日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1 資本組入額 (注) 2
新株予約権の行使の条件	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4
新株予約権の取得条項に関する事項	(注) 5

当事業年度の末日(2026年2月28日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末(2026年4月30日)現在において、これらの事項に変更はありません。

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、200株とします。

新株予約権発行日(以下「発行日」という)後に、当社が当社普通株式の分割または併合を行う場合には、次の算式により付与株式数を調整するものとします。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権について行われ、調整によって生じる1株未満の端数については、これを切り捨てます。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転(以下総称して「合併等」という)を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他付与株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で付与株式数を調整することができるものとします。

2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、新株予約権の行使に際して出資された財産の価額に0.5を乗じた額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、これを切り上げた額とします。残額は資本準備金に組み入れるものとします。

3. 新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という)は、Bプランを当社取締役を退任した日の翌日(以下「権利行使開始日」という)から10日間に限り行使することができるものとします。

前項にかかわらず、新株予約権者は、以下の(ア)、(イ)に定める場合には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使することができるものとします。

(ア) 新株予約権者が、Bプランにおいて、2036年6月16日までに権利行使開始日を迎えなかった場合、2036年6月17日以降新株予約権を行使することができるものとします。

(イ) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案もしくは株式移転の議案につき当社株主総会で承認された場合、当該承認日の翌日から10日間とします。

新株予約権1個当たりの一部行使はできないものとします。

その他の条件については、株主総会の承認及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当てを受けた取締役との間で締結する「新株予約権割当契約書」の定めるところによるものとします。

4. 組織再編に際して定める契約書または計画書等に以下に定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、次の各号に定める株式会社の新株予約権を交付するものとします。

合併(当社が消滅する場合に限る)

合併後存続する株式会社、または合併により設立する株式会社

吸収分割

吸収分割をする株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部または一部を承継する株式会社

新設分割

新設分割により設立する株式会社

株式交換

株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社

株式移転

株式移転により設立する株式会社

5. 新株予約権者が新株予約権を喪失した場合、当社は当該新株予約権を無償で取得することができるものとします。

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案もしくは株式移転の議案につき当社株主総会で承認された場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができるものとします。

2018年新株予約権

決議年月日	2018年5月23日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 Bプラン 6

新株予約権の数(個)	Bプラン 2 (注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 Bプラン 400 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 1
新株予約権の行使期間	Bプラン 2018年6月16日～2038年6月15日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1 資本組入額 (注) 2
新株予約権の行使の条件	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4
新株予約権の取得条項に関する事項	(注) 5

当事業年度の末日(2026年2月28日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末(2026年4月30日)現在において、これらの事項に変更はありません。

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、200株とします。

新株予約権発行日(以下「発行日」という)後に、当社が当社普通株式の分割または併合を行う場合には、次の算式により付与株式数を調整するものとします。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権について行われ、調整によって生じる1株未満の端数については、これを切り捨てます。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転(以下総称して「合併等」という)を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他付与株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で付与株式数を調整することができるものとします。

2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、新株予約権の行使に際して出資された財産の価額に0.5を乗じた額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、これを切り上げた額とします。残額は資本準備金に組み入れるものとします。

3. 新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という)は、Bプランを当社取締役を退任した日の翌日(以下「権利行使開始日」という)から10日間に限り行使することができるものとします。

前項にかかわらず、新株予約権者は、以下の(ア)、(イ)に定める場合には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使することができるものとします。

(ア) 新株予約権者が、Bプランにおいて、2037年6月15日までに権利行使開始日を迎えなかった場合、2037年6月16日以降新株予約権を行使することができるものとします。

(イ) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案もしくは株式移転の議案につき当社株主総会で承認された場合、当該承認日の翌日から10日間とします。

新株予約権1個当たりの一部行使はできないものとします。

その他の条件については、株主総会の承認及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当てを受けた取締役との間で締結する「新株予約権割当契約書」の定めるところによるものとします。

4. 組織再編に際して定める契約書または計画書等に以下に定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、次の各号に定める株式会社の新株予約権を交付するものとします。

合併(当社が消滅する場合に限る)

合併後存続する株式会社、または合併により設立する株式会社

吸収分割

吸収分割をする株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部または一部を承継する株式会社

新設分割

新設分割により設立する株式会社

株式交換

株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社

株式移転

株式移転により設立する株式会社

5. 新株予約権者が新株予約権を喪失した場合、当社は当該新株予約権を無償で取得することができるものとします。

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案もしくは株式移転の議案につき当社株主総会で承認された場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができるものとします。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数	発行済株式 総数残高	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2021年4月30日(注)	100,000	9,500,000		3,622		4,148
2023年10月31日(注)	200,000	9,300,000		3,622		4,148
2024年6月24日(注)	200,000	9,100,000		3,622		4,148
2025年6月25日(注)	300,000	8,800,000		3,622		4,148

(注)自己株式の消却による減少であります。

(5) 【所有者別状況】

2026年2月28日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満 株式の状況 (株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 (人)	-	12	16	122	33	14	5,446	5,643	
所有株式数 (単元)	-	10,542	3,365	37,948	4,396	32	31,638	87,921	7,900
所有株式数 の割合(%)	-	11.99	3.83	43.16	5.00	0.04	35.98	100.00	

(注) 1. 自己株式312,265株は、「個人その他」に3,122単元、「単元未満株式の状況」に65株含まれております。

2. 上記「その他の法人」及び「単元未満株式の状況」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が、それぞれ5単元及び84株含まれております。

(6) 【大株主の状況】

2026年2月28日現在			
氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する 所有株式数の割合(%)
株式会社キョクヨーホールディングス	名古屋市天白区御幸山120 1	2,400	28.27
株式会社旭洋興産	名古屋市天白区御幸山120 1	420	4.95
立花証券株式会社	東京都中央区日本橋茅場町1 13 14	282	3.32
LIM JAPAN EVENT MASTER FUND (常任代理人 立花証券株式会社)	190 ELGIN AVENUE, GEORGE TOWN, GRAND CAYMAN, KY 1-9008 CAYMAN ISLANDS (東京都中央区日本橋茅場町1 13 14)	270	3.18
株式会社三菱UFJ銀行	東京都千代田区丸の内1 4 5	258	3.04
タキヒヨー取引先持株会	名古屋市西区牛島町6 1 タキヒヨー取引先持株会事務局	216	2.55
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内1 6 6	164	1.94
滝 茂 夫	名古屋市千種区	121	1.42
三井住友信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内1 4 1	120	1.41
第一生命保険株式会社	東京都千代田区有楽町1 13 1	120	1.41
計	-	4,373	51.49

(注) 上記のほか当社所有の自己株式312千株があります。

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

2026年2月28日現在			
区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 312,200		
完全議決権株式(その他)	普通株式 8,479,900	84,799	
単元未満株式	普通株式 7,900		
発行済株式総数	8,800,000		
総株主の議決権		84,799	

(注) 1. 「完全議決権株式(その他)」の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が500株(議決権5個)含まれております。

2. 「単元未満株式」の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式84株及び当社保有の自己株式65株がそれぞれ含まれております。

【自己株式等】

2026年2月28日現在					
所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合(%)
(自己保有株式) タキヒヨー株式会社	名古屋市西区牛島町 6番1号	312,200	-	312,200	3.55
計		312,200	-	312,200	3.55

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第3号、会社法第155条第7号及び会社法第155条第13号による普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
取締役会(2025年1月30日)での決議状況 (取得期間2025年1月31日～2026年1月30日)	400,000	660,000,000
当事業年度前における取得自己株式	225,700	332,654,000
当事業年度における取得自己株式	94,300	163,906,000
残存決議株式の総数及び価額の総額	80,000	163,440,000
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)	20.0	24.8
当期間における取得自己株式		
提出日現在の未行使割合(%)	20.0	24.8

(注) 当該決議による自己株式の取得は、2026年1月14日(約定ベース)をもって終了しております。

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
取締役会(2026年1月14日)での決議状況 (取得期間2026年1月15日～2027年1月14日)	240,000	600,000,000
当事業年度前における取得自己株式		
当事業年度における取得自己株式	133,600	288,848,000
残存決議株式の総数及び価額の総額	106,400	311,152,000
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)	44.3	51.9
当期間における取得自己株式	35,400	97,683,500
提出日現在の未行使割合(%)	29.6	35.6

(注) 当期間における取得自己株式には、2026年5月1日から有価証券報告書提出日までに取得した株式数は含めておりません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	366	531,227
当期間における取得自己株式		

(注) 当期間における取得自己株式には、2026年5月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含めておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式				
消却の処分を行った取得自己株式	300,000	422,919,627		
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式				
その他(譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分)	8,600	12,329,642		
保有自己株式数	312,265		347,665	

(注) 当期間における保有自己株式数には、2026年5月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取り及び買増しによる株式数は含めておりません。

3 【配当政策】

当社は、長期的な経営基盤の確立のため、財務体質の強化に努めるとともに、配当についても株主への利益還元を経営の重要課題の一つであると考えております。更に、安定した配当を継続するとともに、内部留保を充実すること等を勘案して決定する方針を採っております。

当社は、中間配当及び期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本的な方針としております。

配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

当事業年度の剰余金の配当につきましては、1株当たり45円(うち中間配当金20円)となる予定です。

内部留保資金につきましては、市場ニーズに応える商品開発及び将来を展望した事業展開の投資に備えるものとしたと考えております。

当社は「取締役会の決議によって、毎年8月31日を基準日として中間配当を行うことができる。」旨を定款に定めております。

なお、基準日が当事業年度に属する剰余金の配当は、以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)
2025年10月10日 取締役会決議	173	20.00
2026年5月27日 定時株主総会決議 (予定)	212	25.00

(注) 2026年5月27日開催予定の定時株主総会において、当社は株主提案「剰余金の処分の件」を受けております。

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、常に実効的なコーポレート・ガバナンスの実現に努め、その充実に継続的に取り組んでおります。また、取締役会の監督機能の更なる向上、審議の一層の充実及び経営の意思決定の迅速化を図るため、監査等委員会設置会社を採用しております。主に次の観点からコーポレートガバナンスの充実に取り組んでおります。

- ・株主の権利を尊重し、平等性を確保します。
- ・株主を含むステークホルダーの利益を考慮し、それらステークホルダーと適切に協働します。
- ・会社情報を適切に開示し、透明性を確保します。
- ・独立社外取締役及び監査等委員会が取締役候補の選解任、取締役の報酬など重要事項の検討に関与し、取締役会による業務執行に対する監督機能を実効化します。
- ・中長期的な株主の利益と合致する投資方針を有する株主との間で建設的な対話を行います。

企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

当社は、2020年5月27日開催の第109期定時株主総会において、監査等委員会設置会社への移行を内容とする定款の変更が決議されたことにより、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行いたしました。監査等委員会が取締役（監査等委員である取締役を除く。）の選解任及び報酬等についての意見陳述権を有すること、監査等委員である取締役が取締役会において議決権を有すること等により、取締役会の監督機能の実効性を高め、ガバナンス体制の一層の充実を図っております。

また、取締役会の業務執行決定権限の一部を取締役へ委任することが可能になり、より迅速な経営の意思決定を行うことで、業務執行の機動性を向上させ、企業価値の更なる向上を目指します。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）は6名で、そのうち2名は社外取締役、監査等委員である取締役は3名で、そのうち2名は社外取締役であります。

当社グループは執行役員制を導入することで、意思決定及び業務執行の迅速化と取締役会の活性化を図り、取締役が担う経営に関する意思決定及び監督機能と、執行役員が担う業務執行機能を明確に分離し、更なるガバナンスの強化を図っております。また、当社は営業政策上重要な事項について意思決定の迅速化を図るため、社長執行役員及び社長執行役員が指名する者等によって構成する経営会議を定期的開催いたしております。

監査等委員会は定期に開催され、必要である時は随時開催することができ、監査方針及び監査計画に基づいて、取締役の職務執行の監査、重要書類の閲覧等の監査を行っており、会計監査人や内部監査部門とも連携して、意見・情報交換を行っております。

有価証券報告書提出日（2026年5月25日）現在の上記取締役会、監査等委員会の構成員は次のとおりであります。

役職	氏名	取締役会	監査等委員会
代表取締役社長執行役員	滝 一夫		
取締役専務執行役員	武藤 篤		
取締役常務執行役員	板倉 秀紀		
取締役常務執行役員	土屋 旅人		
社外取締役	小笠原 剛		
社外取締役	金子 靖代		
取締役(常勤監査等委員)	丹羽 卓三		
社外取締役(監査等委員)	鷲野 直久		○
社外取締役(監査等委員)	海老澤 美幸		

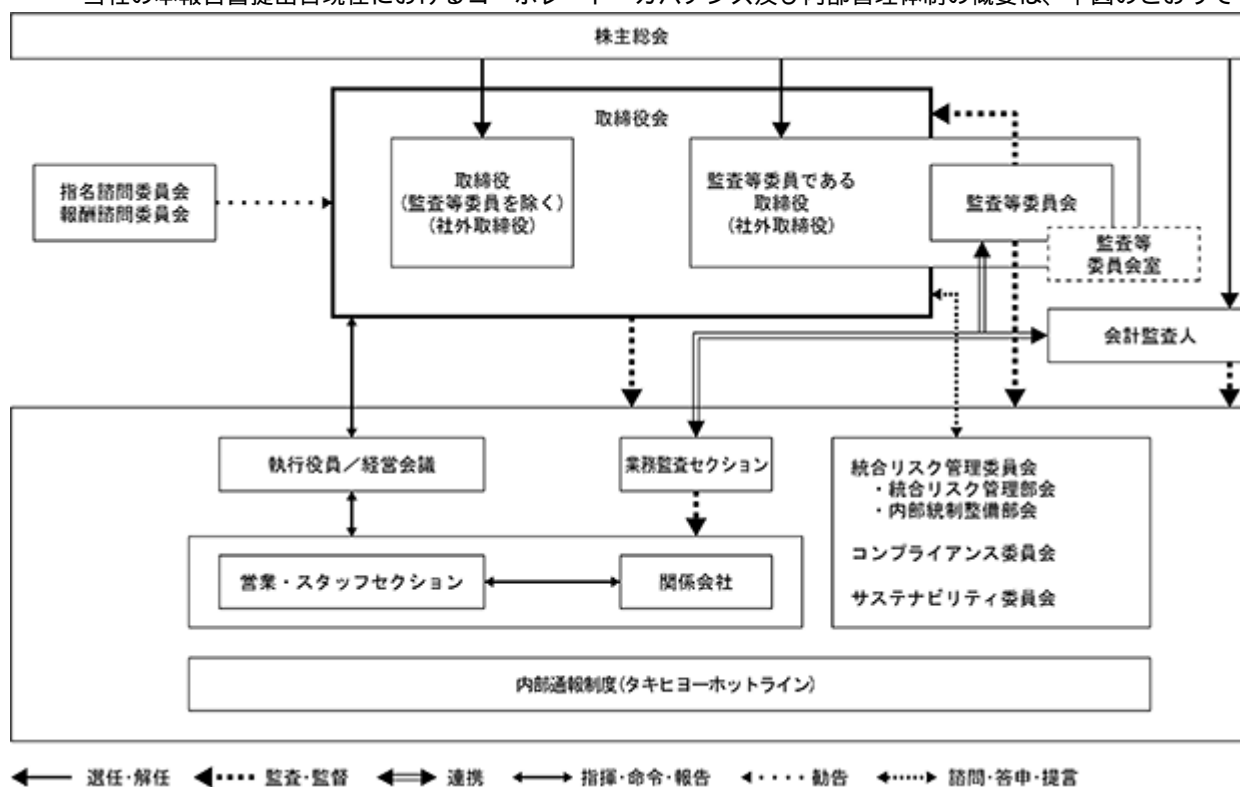
表中の「 」は機関の構成員であることを示しており、「 」は議長であることを示しております。

なお、当社は2026年5月27日開催予定の第115期定時株主総会の議案（決議事項）として「取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件」及び「監査等委員である取締役3名選任の件」を提案しております。当該議案が原案どおり承認可決された場合の上記取締役会、監査等委員会の構成員は次のとおりであります。

役職	氏名	取締役会	監査等委員会
代表取締役社長執行役員	滝 一夫		
取締役常務執行役員	板倉 秀紀		
取締役常務執行役員	土屋 旅人		
社外取締役	小笠原 剛		
社外取締役	金子 靖代		
社外取締役	PAUL CANDLAND	○	
取締役(常勤監査等委員)	三輪 孝秀		
社外取締役(監査等委員)	海老澤 美幸		
社外取締役(監査等委員)	水野 大		

表中の「○」は機関の構成員であることを示しており、「○」は議長であることを示しております。

当社の本報告書提出日現在におけるコーポレート・ガバナンス及び内部管理体制の概要は、下図のとおりです。



内部統制システムに関する基本的方針及び整備の状況

〔取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制〕

a 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は第109期から監査等委員会設置会社に移行し、取締役会の監督機能の強化によるガバナンス体制の一層の充実を図っております。

監査等委員会は常勤の監査等委員である取締役1名と、監査等委員である社外取締役2名で構成され、取締役の職務の執行の監査を行います。当社は、「信用第一」、「謙虚利中」、「客六自四」の経営哲学に基づき、業務の適正を図ってきたことに鑑み、取締役会と監査等委員会がこれらの哲学と情報を共有し、連携を図り、当社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合するよう監視することにより、その適正を一層図っております。

b 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、「文書管理規程」に従い適切に保存及び管理を行います。

c 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

「リスク管理規程」に基づき「統合リスク管理委員会」を設置し、その下に「統合リスク管理部」と「内部統制整備部」を置いております。

「統合リスク管理委員会」は、網羅的なリスクの洗い出し及びリスクカテゴリーごとの定量的・定性的な評価を行った結果を踏まえ、「統合リスク管理シート」を作成し、定期的に取り締役に報告しております。

また、法務・コンプライアンスセクションを設け、法的リスクの管理を強化しております。

d 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

業務執行の効率性の確保は、「組織規程」、「決裁権限規程」等の業務管理諸規程に従い行うこととし、併せて、「経営会議規程」に基づき経営会議を定期的開催し、会社の経営戦略の見直しを図っております。

e 従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

「コンプライアンス規程」に基づき「コンプライアンス委員会」を設置し、従業員の事業活動に関わるコンプライアンス体制の構築、整備を推進しております。

業務監査セクションは、「内部監査規程」に基づきコンプライアンス体制の妥当性を監査し、従業員の事業活動の健全性を確保しております。

また、法令・諸規程に反する行為を早期に発見し是正することを目的として、匿名性・利便性を確保した社外相談窓口（タキヒヨーホットライン）の内部通報制度を設置しております。

f 財務報告の信頼性を確保するための体制

金融商品取引法に則った当社グループの財務報告に関する内部統制システムとしては、年度の「基本計画書」、「内部統制評価規程」及び「内部統制評価マニュアル」に基づき財務報告の信頼性に影響を与える事象を抽出・評価、不備があると判断される場合には業務プロセスの見直しを図るなどして、適正な報告を実施しております。

g 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

）子会社の取締役の職務執行に係る事項の当社への報告に関する体制

「関係会社管理規程」は、子会社の取締役の職務執行に係る事項のうち、当社の取締役会の承認が必要な事項及び当社の取締役会への報告が必要な事項を定め、企業集団の総合的なリスク管理及び内部統制の強化を図っております。

）子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

グループ全体の一元的なリスク管理を実施するための「リスク管理規程」に基づき、当社の「統合リスク管理委員会」が上記）の報告及び業務監査セクションの内部監査により集められた子会社のリスク情報をまとめ、必要に応じて当社の取締役会に報告しております。

）子会社の取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

子会社の経営の自主性及び独立性を尊重するとともに、当社と子会社が相互に密接な連携のもと経営を円滑に遂行し、総合的な事業の発展と相乗効果を図っております。

）子会社の取締役及び従業員の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

業務監査セクションは「関係会社管理規程」及び「内部監査規程」に基づき子会社の内部監査を行い、子会社のコンプライアンス体制の妥当性を監査しております。

h 監査等委員会の職務を補助すべき従業員に関する事項

「監査等委員会室」を設置し、監査等委員会を補助すべき従業員を配置しております。また、監査等委員会は、職務の執行に必要な場合は、業務監査セクションの所属員に職務の遂行の補助を委嘱できるものとしております。

「監査等委員会室」の所属員及び委嘱された業務監査セクションの所属員は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）から独立して、監査等委員会の指示に従うとともに、監査等委員会から指示を受けた職務を遂行する上で必要な情報の収集権限を有するものとしております。また、当該所属員の人事異動及び人事考課については、監査等委員会の事前同意を得るものとしております。

i 監査等委員会への報告に関する体制

) 当社の取締役及び従業員が監査等委員会に報告するための体制

会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実、不正もしくは法令・定款違反等について取締役は監査等委員会に報告し、従業員は、直属上長及び業務監査セクションに報告するものとしております。また、監査等委員会が必要と認めた場合、取締役及び業務監査セクションは業務内容等について監査等委員会に報告するものとしております。

) 子会社の取締役・監査役及び従業員またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査等委員会に報告をするための体制

子会社の監査役は当社の監査等委員が兼務し、子会社の取締役会に出席しております。また業務監査セクションは定期的に子会社の業務監査及び内部統制監査を実施し、当社の監査等委員会に監査結果を報告しております。

) 監査等委員会へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

業務監査セクションは、監査等委員会と連携して、監査等委員会へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けていないかを監視するものとしております。

j 監査等委員会の職務の執行について生じる費用に関する事項

監査等委員会の職務の執行について生じる費用等については、監査等委員会の請求に応じすみやかに支払う体制としております。

k その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会の円滑な情報収集のため、当社及び子会社の重要情報の報告体制の整備を行っております。

l 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、反社会的勢力とは一切関係を持たず、反社会的勢力から不当な要求を受けた場合には毅然とした態度で臨み、取引関係その他一切の関係を持たないことといたします。

実際の対応に当たっては、総務セクションを統括部署とし、警察、企業防衛対策協議会など外部専門機関との連携を密にして反社会的勢力に関する情報の収集、管理、周知を行うものとしております。

〔業務の適正を確保するための体制の運用状況〕

上記に掲げた業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

a 内部統制システム全般

統合リスク管理委員会は、会社法に係る内部統制及び金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制の有効性の評価と確認を行っております。

定期的開催される内部統制整備部会では、当社及び当社グループの内部統制に関わる課題を検討し、業務改善を行っております。

b コンプライアンス

コンプライアンス委員会では、当社及び当社グループのコンプライアンスの実態を定期的に把握し、対策を講じております。

業務監査セクション及び法務・コンプライアンスセクションは、定期的に社内研修を実施し、社員のコンプライアンス意識の向上に努めております。

c 統合リスク管理

統合リスク管理委員会は、四半期にリスクカテゴリーごとのリスク評価を実施し、統合リスク管理シートを作成して取締役会に報告を行っております。

定期的開催される統合リスク管理部会では、当社及び当社グループのリスクを洗い出し、必要に応じて対策を講じております。

d 子会社管理

取締役会は、関係会社管理規程に基づき、子会社の一定事項について承認を行い、必要に応じて報告を受けております。

常勤監査等委員及び業務監査セクションは、子会社を定期的に往査し、相互に情報共有を行っております。

企業統治に関するその他の事項

a 取締役の定数

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は15名以内、監査等委員である取締役は5名以内とする旨定款に定めております。

b 取締役等の責任免除

当社は、職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）及び監査役であった者の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨定款に定めております。

c 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、業務執行取締役等でない取締役との間において同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該業務執行取締役等でない取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がない時に限られます。

d 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について、当該保険により填補することとしております。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為の場合等一定の免責事由があります。

当該保険契約の被保険者は当社及び当社子会社の取締役、監査役及び執行役員等であり、保険料は会社が負担しておりますが、株主代表訴訟部分（保険料総額の概ね5%）については、当社取締役が報酬等に応じて負担しております。

e 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、株主総会において議決権を行使することができる株主の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数を以って行う旨及び累積投票によらない旨定款に定めております。

f 株主総会決議事項を取締役会で決議できる事項

）自己の株式の取得

当社は、自己の株式の取得について、経済情勢の変化に対応して財務政策等の経営諸施策を機動的に遂行することを可能とするため、会社法第165条第2項に基づき、取締役会の決議によって、市場取引等により自己の株式を取得することができる旨定款に定めております。

）中間配当

当社は、機動的な利益還元を可能とするため、取締役会の決議によって、会社法第454条第5項の定める剰余金の配当（中間配当）をすることができる旨定款に定めております。

g 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上を以って決する旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和させることにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

h サステナビリティ委員会

当社は、代表取締役社長執行役員を委員長とするサステナビリティ委員会を設置しております。気候変動に対する取り組みについては、重要課題として「環境に配慮した製品の開発と提供及び国際認証取得に向けた環境整備」、「製品のリサイクルやアップサイクルを通じた循環型経済への貢献」等を掲げております。

削減計画と施策の策定、検討と実行を進め、また人権やサプライチェーン管理等も含め取締役会による管理監督のもと、会社全体として各部署が連携し、その進捗状況を相互にモニタリングしつつ、サステナブルな取り組みを推進してまいります。

取締役会の活動状況

当事業年度において当社は取締役会を月1回開催しており、個々の取締役の出席状況については次のとおりです。

役職	氏名	開催回数	出席回数
代表取締役社長執行役員	滝 一夫	12回	12回
取締役専務執行役員	武藤 篤	12回	12回
取締役常務執行役員	板倉 秀紀	12回	12回
取締役執行役員	土屋 旅人	12回	12回
社外取締役	小笠原 剛	12回	12回
社外取締役	金子 靖代	12回	12回
取締役 常勤監査等委員	丹羽 卓三	12回	12回
社外取締役 監査等委員	鷲野 直久	12回	12回
社外取締役 監査等委員	海老澤 美幸	12回	12回

取締役会における具体的な検討内容としては、以下のとおりです。

決議事項としては、株主総会に関する事項、決算に関する事項、取締役にに関する事項、剰余金処分に関する事項、配当に関する事項等

報告事項としては、取締役会実効性に関する事項、統合リスクに関する事項、政策保有株式の保有に関する事項等

指名・報酬諮問委員会の活動状況

当事業年度において当社は指名・報酬諮問委員会を2回開催しており、個々の委員の出席状況については次のとおりです。

役職	氏名	開催回数	出席回数
代表取締役社長執行役員	滝 一夫	2回	2回
社外取締役	小笠原 剛	2回	2回
社外取締役	金子 靖代	2回	2回
取締役 常勤監査等委員	丹羽 卓三	2回	2回
社外取締役 監査等委員	鷲野 直久	2回	2回
社外取締役 監査等委員	海老澤 美幸	2回	2回

指名・報酬諮問委員会における具体的な検討内容としては、以下のとおりです。

取締役の選任に関する株主総会の議案の内容、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の個人別の報酬等の内容

〔株式会社の支配に関する基本方針の概要〕

・ 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、株主の皆さまをはじめ当社の従業員、取引先などとの信頼関係を十分に理解し、中長期的な視野のもと当社の企業価値ひいては株主共同の利益を最大化させる者でなければならないと考えます。

当社の企業価値ひいては株主共同の利益を最大化させるためには、具体的な施策として、後記 に記載の施策を多面的かつ継続的に実施することが必要となりますが、これらの施策を実施するうえで、当社が有する経営ノウハウ及び人材が重要な経営資源として位置付けられることは勿論のこと、取引先などとの長期にわたる信頼関係が重要な基盤となります。

したがって、企業価値ひいては株主共同の利益の最大化を目指す当社の経営に当たっては、専門性の高い業務知識や経営ノウハウを備えた者が取締役就任して、中長期的な視野のもと財務及び事業の方針の決定につき重要な職務を担当するとともに、株主の皆さまをはじめ、当社の従業員、取引先などとの間に築かれた信頼関係を十分理解したうえで、具体的な施策を継続的に実行することなくしては、将来にわたって当社の企業価値ひいては株主共同の利益の最大化を図ることはできないものと考えております。

・ 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組み

(1) 当社の企業理念及び企業価値向上に向けた取組み

当社は、「信用第一」、「謙虚利中」、「客六自四」を経営哲学とし、「夢のあるおもしろい企業を創り、心の豊かな社会を目指す」を経営理念に掲げ、付加価値の高い商品の企画提案力の強化、多品種小ロット・短納期化ニーズへの対応、経営体制の効率化、物流拠点の集約等により、企業価値向上に向けた継続的な取り組みを強化・推進してまいりました。

さらに、「グローバルチャレンジ/変革と前進」をキーワードに、中長期的な視点から海外市場をはじめとした新しいマーケットの開拓を目指しております。

(2) コーポレート・ガバナンスの取組み

取締役会は、経営の基本方針、法令で定められた事項及びその他経営に関する重要事項を決定するとともに、業務の執行を監督しております。また、当社は、独立役員である社外取締役を4名（そのうち2名は監査等委員である社外取締役）とし、取締役会の監督機能の強化を図っております。

監査等委員会（上記のとおり独立役員である社外取締役2名が監査等委員に含まれます。）は、監査方針及び監査計画に基づいて、取締役の職務執行の監査を行うほか、会計監査人や内部監査部門とも連携して、意見・情報交換を行っております。

社内管理体制においても、統合リスク管理委員会とコンプライアンス委員会、サステナビリティ委員会を設置し、統合リスク管理委員会の下に統合リスク管理部会と内部統制整備部会を置くなど、内部統制機能及び監査機能の強化を図っております。

これらのコーポレート・ガバナンス体制の品質向上を図ることにより、経営の透明性と健全性を継続的に高め、株主の皆さまやお得意さまはもとより社会全体から高い信頼を得るよう努めております。

基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

1 当社株式の大規模買付行為への対応方針（以下、「本対応方針」といいます。）の内容 （概要は資料1のとおりです。）

(1) 本対応方針の目的

近時、事業を取り巻く環境はますます厳しくなっており、企業の事業戦略の一手段として他企業の買収が一般的に考慮される時代となりました。

当社取締役会は、当社の買収を企図した大規模買付行為であっても、それが会社に回復し難い損害をもたらすなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと認められない限り、これを阻止しようとするものではありません。当社株券等の大規模買付行為を受入れるか否かの判断は、最終的には当社株主の皆さまの判断に委ねられるべきものと考えております。

しかしながら、突如として大規模買付行為がなされた場合、株主の皆さまが大規模買付者の買付行為が妥当かどうかを判断いただくための十分な時間と情報が提供されず、結果として当社の企業価値ひいては株主共同の利益が著しく毀損される場合が生じる可能性も否定できません。

本対応方針は、当社の経営に影響力を持ちうる規模の当社株券等に対する買付等がなされる際に、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し向上させるという観点から、当該買付等に応ずるべきか否かを株主の皆さまに適切に判断していただくため、当該買付等についての情報の収集と当社取締役会の意見や代替案の提示の機会を確保することを目的として大規模買付ルールを定め、併せて、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、必要に応じて発動しうる大規模買付行為に対する相応の対抗措置を定めるものです。

(2) 対象となる大規模買付行為

本対応方針の対象となる大規模買付行為とは、特定株主グループ（注1）の議決権割合（注2）を20%以上とすることを目的とする当社株券等（注3）の買付行為（市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いません。において同じです。）、結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為、または上記もしくはに規定される各行為の実施の有無にかかわらず、特定株主グループが、当社の他の株主（複数である場合を含みます。以下本において同じとします。）との間で行う行為であり、かつ、当該行為の結果として当該他の株主が当該特定株主グループの共同保有者に該当するに至るような合意その他の行為、または当該特定株主グループと当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配する関係もしくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係（注4）を樹立するあらゆる行為（注5）（但し、当社が発行者である株券等につき当該特定株主グループと当該他の株主の株券等保有割合の合計が20%以上となるような場合に限りません。）（いずれについても、あらかじめ当社取締役会が同意したものを除きます。）とします。

（注1）：特定株主グループとは、

（ ）当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。）の保有者（同法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下同じとします。）及びその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。以下同じとします。）

- () 当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の買付け等（同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所金融商品市場において行われるものを含みます。）を行う者及びその特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。以下同じとします。）
または、
() 上記()または()の者の関係者(上記()もしくは()の者に助言を行う財務アドバイザー、弁護士もしくは会計士その他のアドバイザー、上記()もしくは()の者が実質的に支配する者または上記()もしくは()の者と共同ないし協調して行動する者をいいます（注4参照）。以下同じとします。）

をいいます。

(注2)：議決権割合とは、

- () 特定株主グループが(注1)の()記載の者である場合は、当該保有者の株券等保有割合（同法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数（同項に規定する保有株券等の数をいいます。以下同じとします。）も計算上考慮されるものとします。）
または、

- () 特定株主グループが(注1)の()記載の者である場合は、当該買付け等を行う者及び当該特別関係者の株券等所有割合（同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。）の合計をいいます。

かかる株券等保有割合または株券等所有割合の計算上、()当社のある株主の特別関係者または共同保有者、及び()当該株主または()記載の者の関係者は、本対応方針においては当該株主の共同保有者または特別関係者とみなします。各議決権割合の算出に当たっては、議決権の数（同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。）及び発行済株式の総数（同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。）は、有価証券報告書、半期報告書及び自己株券買付状況報告書のうち直前に提出されたものを参照することができるものとします。

(注3)：株券等とは、

同法第27条の23第1項または同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。

(注4)：一方が他方を実質的に支配する関係またはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係が樹立されたか否かについては、新たな出資関係、業務提携関係、取引ないし契約関係、役員兼任関係、資金提供関係、信用供与関係、デリバティブや貸株等を通じた当社株券等に関する実質的な利害関係等の形成や、それらの者が当社に対して直接・間接に及ぼす影響等を基礎として、当社取締役会が独立委員会の勧告を最大限尊重した上で判断するものとします。

(注5)：上記 所定の行為がなされたか否かについては、当社取締役会が独立委員会の勧告を最大限尊重した上で判断するものとします。なお、当社取締役会は、上記 所定の要件に該当するか否かの判定に必要なとされる範囲において、当社の株主に対して必要な情報の提供を求めることがあります。

(3) 大規模買付ルールの内容

当社は、大規模買付行為が以下に定める大規模買付ルールに従って行われることにより、当該大規模買付行為についての情報収集と当社取締役会の意見や代替案の提示の機会が確保され、ひいては当社の企業価値と株主共同の利益につながる事が重要であると考えます。この大規模買付ルールとは、

- () 大規模買付行為を行い、または行おうとする者（以下「大規模買付者」といいます。）は、大規模買付行為に先立ち当社取締役会に対して必要かつ十分な情報を提供しなければならず、
() 当社取締役会が当該情報を検討するために必要である一定の評価期間が経過した後（株主意思確認のための株主総会が招集される場合には、当該株主総会において対抗措置の発動に関する議案が承認されなかった場合）にのみ、大規模買付者は大規模買付行為を開始することができるというものです。

なお、当社は、大規模買付行為に対する対抗措置の発動に関する判断その他本対応方針に関して当社取締役会が行う判断の客観性及び合理性を担保するため、当社取締役会の諮問機関として、独立委員会を設置します。独立委員会委員の人数は3名以上とし、独立委員会委員は、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の独立役員である社外取締役から選任します。独立委員会の概要並びに本対応方針の継続当初における独立委員会委員の氏名及び略歴は、資料2に記載のとおりです。

大規模買付ルールの具体的な内容は、以下のとおりです。

意向表明書の提出の要求

大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、まず当社宛に、「意向表明書」をご提出いただくこととします。意向表明書には、大規模買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先、提案する大規模買付行為の概要等及び大規模買付ルールを遵守する旨を示していただきます。

情報提供の要求

次に、当社株主の皆さまの判断及び当社取締役会の意見形成のために必要かつ十分な情報（以下「大規模買付情報」といいます。）を大規模買付者に提供していただくために、当社取締役会は、大規模買付者に対し、の意向表明書を受領した日から10営業日以内に、大規模買付情報の項目を記載した書面を交付します。

大規模買付情報の主要な項目は以下のとおりです。

- (a) 大規模買付者及びグループ（共同保有者、特別関係者及び組合員（ファンドの場合）その他の構成員を含み

ます。)の概要(氏名または名称及び住所または所在地、代表者の役職及び氏名、会社等の目的及び事業の内容、資本構成、財務内容、当社及び当社グループの事業と同種の事業についての経験、国内連絡先、設立準拠法、過去の法令違反等の有無及び内容を含みます。)

- (b)大規模買付行為の目的、方法及び内容(関連する取引の仕組み、買付等の方法の適法性、買付等及び関連する取引の実現可能性、買付等の対価の種類・価格、買付等の時期等を含みます。)
- (c)買付価格の算定根拠(算定の前提となる事実や仮定、算定方法、算定に用いた数値情報並びに大規模買付行為に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容及びその根拠を含みます。)及び買付資金の裏付け(資金の提供者(実質的提供者を含みます。)の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。)
- (d)当社及び当社グループの経営に参画した後に想定している経営者候補(当社及び当社グループの事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。)、経営方針、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策及び資産活用策等
- (e)大規模買付行為の完了後における当社の従業員、取引先等利害関係者の処遇方針
- (f)大規模買付情報の一部を提供できない場合には、その具体的な理由

なお、当社取締役会は、大規模買付者から提供していただく全ての情報を独立委員会に提供いたします。大規模買付情報は、株主の皆さまの判断及び取締役会の意見形成のために必要な範囲に限定されますが、当社取締役会が、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、大規模買付者から提供していただいた情報だけでは大規模買付情報として不十分と判断する場合には、大規模買付者に対し、必要かつ十分な大規模買付情報が揃うまで、合理的な回答期間を定めた上で、追加的に情報提供を求めることがあります。

但し、当社取締役会が情報提供を求めて情報提供期間を引き延ばす等の恣意的な運用を避ける観点から、大規模買付情報の一部の提供を受けていないことをもって大規模買付情報の提供が完了していないと判断することはできないことといたします。大規模買付者が大規模買付情報の一部について情報提供を行わなかった場合、その事実及び理由は、他の大規模買付情報とともに、株主の皆さまの判断及び当社取締役会としての意見形成のための情報として開示、評価及び検討の対象といたします。

大規模買付行為の提案があった事実及び大規模買付情報は、株主の皆さまの判断のために必要であると認められる場合には、当社取締役会が適切と判断する時点で、その全部または一部を開示します。

取締役会による評価期間及び大規模買付情報等の開示

大規模買付者は、当社取締役会による一定の評価期間が経過するまでの間は、大規模買付行為を開始することができません。

すなわち当社取締役会は、大規模買付行為の評価等の難易度に応じ、大規模買付者が当社取締役会に対し大規模買付情報の提供を完了した後、60日間(対価を現金(円貨)のみとする公開買付けによる当社全株券等の買付の場合)または90日間(その他の大規模買付行為の場合)を、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間(以下「取締役会評価期間」といいます。)として設定します。

取締役会評価期間中、当社取締役会は、提供された大規模買付情報を十分に評価・検討した上で、独立委員会に対し、大規模買付行為の評価等について諮問し、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、当社取締役会としての意見をとりまとめ、株主の皆さまに対し開示します。

また、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、当社取締役会として株主の皆さまに対し代替案を提示することもあります。

株主総会の招集

後記(4)記載のとおり、当社取締役会が大規模買付行為に対する対抗措置の発動につき株主の皆さまの意思確認が必要であると判断した場合、または独立委員会が自発的にその旨の勧告を行った場合には、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、以下に定める要領に従って、株主総会(以下「本件株主総会」といいます。)を開催することがあります。

本件株主総会は、取締役会評価期間終了後60日以内に開催するものとしませんが、事務手続き上やむを得ず当該期間内に開催することができない場合は、事務手続き上可能な最も早い日に開催するものとしします。

本件株主総会を開催することとした場合は、大規模買付者は、本件株主総会が終了するまでは、大規模買付行為を開始することはできません。

- (a)当社取締役会は、本件株主総会を開催することを決定した後速やかに、本件株主総会において議決権を行使しうる株主を確定するために基準日(以下「本件基準日」といいます。)を設定し、本件基準日の2週間前までに当社定款に定める方法により公告します。
- (b)本件株主総会において議決権を行使することができる株主は、本件基準日の最終の株主名簿に記載された株

主とします。

- (c) 本件株主総会の決議は、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行うものとします。
- (d) 当社取締役会は、本件株主総会において株主の皆さまが判断するための情報等に関し、重要な変更等が発生した場合には、本件株主総会の基準日を設定した後であっても、本件基準日の変更、または本件株主総会の延期もしくは中止をすることができるものとします。

なお、当社取締役会は、本件株主総会開催の決定及び本件株主総会の決議内容について速やかに開示することとします。

(4) 大規模買付行為がなされた場合の対応

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守する場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守する場合には、原則として、大規模買付行為を阻止するものではありません。

しかしながら、大規模買付ルールを遵守する場合であっても、大規模買付行為において、例えば次の(a)から(e)までに掲げられる行為が意図されており、その結果として、当該大規模買付行為が会社に回復し難い損害をもたらすなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと認められる場合には、取締役の善管注意義務に基づき、例外的に下記の対抗措置をとることがあります。

- (a) 株券等を買ひ占め、その株券等について当社に対して高値で買取を要求する行為
- (b) 経営を一時的に支配し、重要な資産を廉価に取得する等当社の犠牲の下に買付者の利益を実現する経営を行う行為
- (c) 当社の資産を買付者等やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為
- (d) 経営を一時的に支配し、高額資産を処分させ、一時的な高配当や株価高騰の機会をねらって高値で売り抜ける行為
- (e) 強圧的二段階買付等株主に株券等の売却を事実上強要するおそれのある買付等の行為

なお、当該大規模買付行為において、大規模買付者が上記(a)から(e)に記載の意図を有している場合であっても、上記例外的措置は、当該大規模買付行為が会社に回復し難い損害をもたらすなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと認められる場合に限りてとるものであり、かかる大規模買付者の意図がそれらに形式的に該当することのみを理由として上記例外的措置をとることはしないものとします。

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

意向表明書の提出や大規模買付情報の提供をしないなど大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合には、当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、下記の対抗措置をとり、大規模買付行為に対抗する場合があります。

なお、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守したか否かを判断するにあたっては、必ずしも大規模買付者が当社に関する詳細な情報を有していない場合があること、あるいは大規模買付者の買取戦略上自発的に情報開示を行うことが期待できない事項もあること等の大規模買付者側の事情をも合理的な範囲で十分勘案するものとし、少なくとも、大規模買付情報の一部が大規模買付者によって提出されないことのみをもって大規模買付ルールの不遵守と認定することはしないものとします。

対抗措置の内容

具体的な対抗措置については、新株予約権の無償割当等、法令及び定款により認められる対抗措置の中から最も適切と考えられるものを選択することとします。

新株予約権の無償割当をする場合の概要は資料3に記載のとおりですが、議決権割合が一定割合以上の特定株主グループに属する者に新株予約権の行使を認めない旨の条件を付すことや、新株予約権者に対して当社株式を交付するのと引き換えに当社が新株予約権を取得する旨の取得条項を付けることがあります。

対抗措置発動の手続

対抗措置を発動するか否か、及び発動する場合における対抗措置の内容は、上記 から に従い、取締役会が独立委員会に対して諮問し、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、当社取締役会で決定することといたします。但し、対抗措置の発動に関し、当社取締役会がなお株主の皆さまの意思確認が必要であると判断した場合、または独立委員会が自発的にその旨の勧告を行った場合には、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、株主総会の開催を求めることがあります。

対抗措置をとることを決定した場合には、法令及び当社が上場する金融商品取引所の上場規則等に従い、対抗措置の発動に関する独立委員会の勧告の内容及び当社の考え方を含め、当該決定について適時・適切な開示を行います。

対抗措置発動の停止等について

当社取締役会は、対抗措置を講ずることを決定した後、当該大規模買付者が大規模買付行為の撤回または変更を行うなど対抗措置の発動が適切でないとして判断した場合には、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、対抗措置の発動の停止または変更を行うことがあります。

例えば、対抗措置として新株予約権を無償割当する場合において、権利の割当てを受けるべき株主が確定した後に、大規模買付者が大規模買付行為の撤回または変更を行うなど対抗措置の発動が適切でないとして当社取締役会が判断した場合には、当該新株予約権の無償割当の効力発生日までの間は、新株予約権の無償割当を中止することとし、また、新株予約権の無償割当後においては、行使期間開始までの間は、当社が当該新株予約権を無償取得することにより対抗措置発動の停止を行うことができるものとします。

このような対抗措置発動の停止を行う場合は、速やかな情報開示を行います。

2 株主及び投資家の皆さまに与える影響

(1) 大規模買付ルールが株主及び投資家の皆さまに与える影響

大規模買付ルールは、大規模買付者に対して、大規模買付行為を行うに当たり従うべきルールを定めたものであり、株主の皆さまの所有する当社株券等に係る法的権利及び経済的利益に対して直接的な影響を与えるものではありません。

また、大規模買付ルールは、当社株主の皆さまに対し、大規模買付行為に応じるか否かを判断するために、必要な情報と当社取締役会の意見や代替案をそれぞれ提供するものであります。これにより、株主の皆さまは、十分な情報のもとで、大規模買付行為に応じるか否かについて適切な判断をすることが可能となり、そのことが当社の企業価値ひいては株主共同の利益の保護につながるものと考えます。

(2) 対抗措置発動時に株主及び投資家の皆さまに与える影響

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合などには、当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、対抗措置をとることがありますが、当該対抗措置の仕組み上、大規模買付者を含む特定株主グループに属する者以外の株主の皆さまが、法的権利または経済的側面において格別の損失を被るような事態は想定しておりません。

例えば、対抗措置として新株予約権の無償割当を行う場合には、株主の皆さまは、保有する株式1株につき1個の割合で新株予約権の割当てを無償で受けることとなります。

そして、当社が当該新株予約権の取得の手続きをとることを決定した場合には、大規模買付者を含む特定株主グループに属する者以外の株主の皆さまは、当社による当該新株予約権の取得の対価として当社株式を無償にて受領することとなります。

(3) 対抗措置発動の停止等について

当該新株予約権の無償割当を受けるべき株主が確定した後（権利落ち日以降）に、当社取締役会が当該新株予約権の発行を中止または発行した新株予約権の無償取得を行う場合には、1株当たりの株式の価値の希釈化は生じなくなることとなるため、当社株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売買等を行った株主または投資家の皆さまは、株価の変動により不測の損害を被る可能性があります。

(4) 対抗措置発動に伴って株主の皆さまに必要な手続き

対抗措置として、新株予約権の無償割当が行われる場合に、株主の皆さまがこの割当てを受けるためには、別途当社取締役会が決定し公告する新株予約権の割当期日における最終の株主名簿に記録される必要があります。

新株予約権の割当期日における最終の株主名簿に記録された株主の皆さまには、当該新株予約権の無償割当の効力発生日において、申込みを要することなく新株予約権が割り当てられます。

また、当社が新株予約権の取得の手続きをとった場合には、大規模買付者を含む特定株主グループに属する者以外の株主の皆さまは、申込みや金銭の払込みを要することなく、当社による新株予約権の取得の対価として当

社株式を受領することとなります。

これらの手続きの詳細につきましては、実際に新株予約権の無償割当を行うことになった際に、法令及び当社が上場する金融商品取引所の上場規則等に従い、適時・適切に開示いたします。

3 本対応方針の有効期間、廃止及び変更等

本対応方針の有効期間は、2027年5月に開催される予定の定時株主総会終結の時までといたします。

なお、当社は、関係法令等の整備状況や企業価値・株主共同の利益保護の観点を踏まえ、本対応方針の見直しを随時行い、必要に応じて取締役会決議または株主総会決議により本対応方針を廃止し、または変更する場合がございます。

本対応方針の廃止または変更がなされた場合には、当該廃止または変更の事実及び変更の内容その他当社取締役会が適切と認める事項について、法令等に従って情報開示いたします。

また、本対応方針の有効期間経過後における本対応方針の継続（一部変更した上での継続を含みます。）については定時株主総会のご承認を得ることとします。

4 本対応方針が会社支配に関する基本方針に沿うものであり、株主共同の利益を損なうものではないこと、会社役員の地位の維持を目的とするものではないこと及びその理由

(1) 本対応方針が会社支配に関する基本方針に沿うものであること

本対応方針は、当社株券等に対する大規模な買付等がなされる場合に、それに応ずるべきか否かを株主の皆さまに適切に判断していただくため、当該買付等についての情報の収集と当社取締役会の意見や代替案の提示の機会の確保を目的として、大規模買付ルールを設定し、大規模買付行為を行う者に対して大規模買付ルールの遵守を求めるとし、当該大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合及び大規模買付ルールを遵守する場合であっても、当該大規模買付行為が会社に回復し難い損害をもたらすなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと認められる場合には、当社取締役会として、当社の独立役員である社外取締役3名以上から構成される独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、一定の対抗措置を講じることを内容としております。このような本対応方針は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関し当社が定める基本方針に沿うものであると考えます。

(2) 本対応方針が株主共同の利益を損なうものではなく、また、会社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

当社は、以下の理由により、本対応方針が、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、また、当社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

本対応方針は、企業価値研究会が2008年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の提言や経済産業省が2023年8月31日に公表した「企業買収における行動指針」の趣旨に沿った内容となっております。

本対応方針は、当社株主の皆さまが大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見を提供し、さらには株主の皆さまが代替案の提示を受ける機会を確保し、株主の皆さまが、十分な情報のもとで、大規模買付行為に応じるか否かについて適切な判断をすることを可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を保護するという目的をもって導入されるものです。

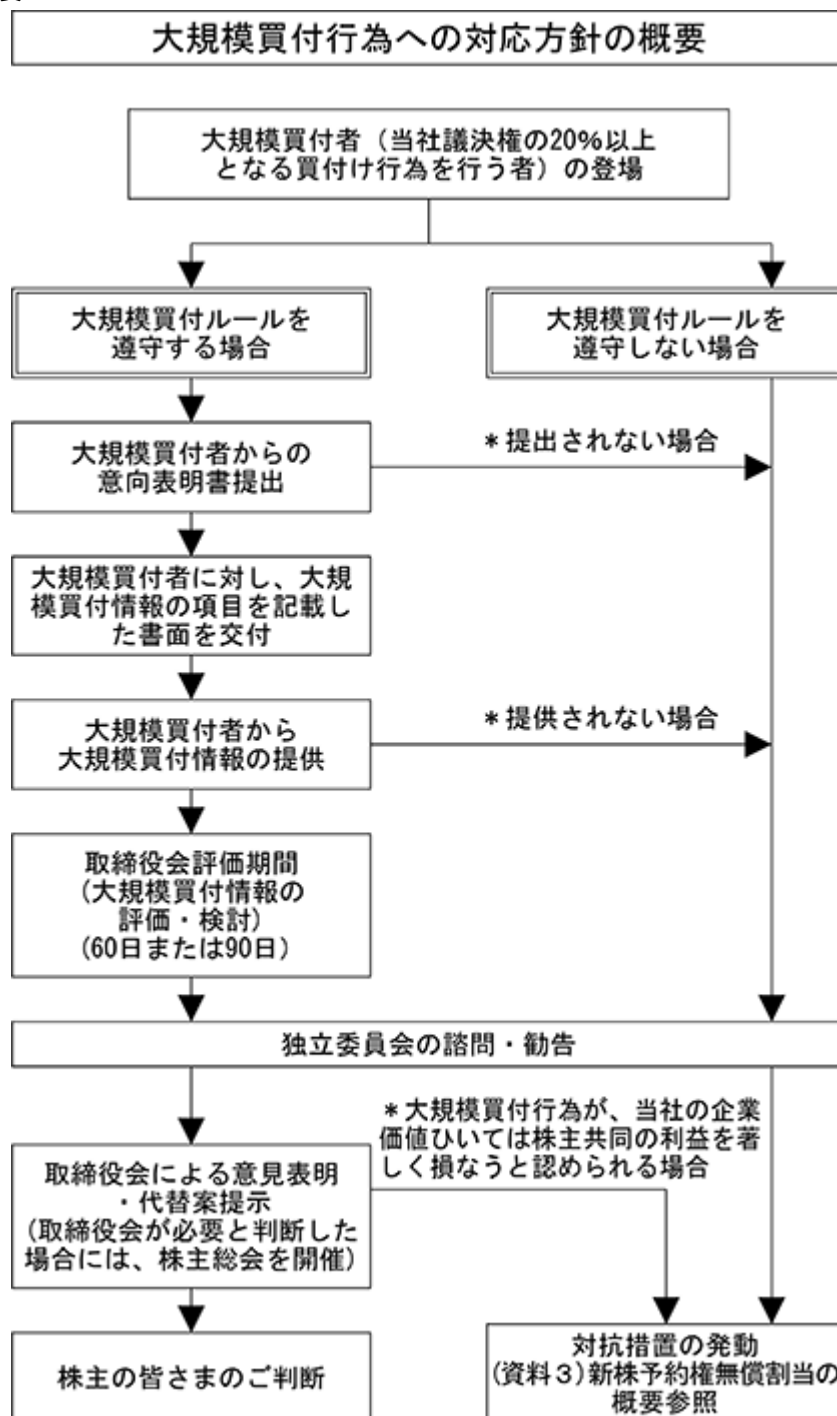
本対応方針の有効期間は、継続の承認を得た定時株主総会の終結の時から3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとなっております。また、本対応方針は、その有効期間満了前であっても、株主総会決議または取締役会決議により、廃止することが可能です。なお、当社は、株主総会における取締役の解任要件を普通決議から加重はしておりません。

当社取締役会は、本対応方針が定める対抗措置の発動の判断において、当社の独立役員である社外取締役3名以上から構成される独立委員会の勧告を最大限尊重しなければならないこととしております。また、かかる勧告及び当社取締役会の判断の概要については株主の皆さまに情報開示をすることとしており、本対応方針の透明な運営が行われる仕組みが確保されております。

以上のほか、本対応方針は、当社取締役会による恣意的な対抗措置の発動を防止すべく、合理的かつ客観的な要件が充足されなければ対抗措置が発動されないように工夫されております。

(資料1)

本対応方針の概要



(資料2)

独立委員会の概要並びに独立委員会委員の氏名及び略歴

1. 独立委員会の概要

1. 設置の目的

独立委員会は、大規模買付行為に対する対抗措置の発動等に関して当社取締役会が行う判断の客観性及び合理性を担保することを目的として、当社取締役会の諮問機関として設置される。

2. 構成

独立委員会委員は、3名以上とし、当社の独立役員である社外取締役から、当社取締役会決議により選任する。

3. 任期

独立委員会委員の任期は、選任の時から本対応方針の有効期限までとする。但し、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合は、この限りでない。また、独立役員であった独立委員会委員が、独立役員である社外取締役でなくなった場合(但し、再任された場合を除く。)には、独立委員会委員としての任期も同時に終了するものとする。

4. 招集手続

独立委員会は、各独立委員会委員が招集することができる。

5. 議長

独立委員会の議長は、独立委員会委員の互選により選定される。

6. 決議方法

独立委員会の決議は、独立委員会委員の全員が出席し、その過半数をもってこれを行う。但し、独立委員会委員のいずれかに事故があるときは、他の独立委員会委員の全員(その員数が独立委員会委員の総数の過半数である場合に限る。)が出席し、その過半数をもってこれを行う。

7. 権限事項等

独立委員会は、次の各号に掲げる事項について審議の上、当社取締役会に対し、理由を付して勧告を行う。

- (1)大規模買付行為に対する対抗措置の発動の是非、及びこれを発動する場合における対抗措置の内容の当否
- (2)大規模買付行為に対する対抗措置の発動の停止または変更の是非
- (3)大規模買付行為に対する対抗措置の発動の是非に関する株主の意思確認の要否
- (4)本対応方針において独立委員会の勧告が想定されている事項
- (5)前各号に掲げるもののほか、本対応方針に関連して当社取締役会が独立委員会に諮問する事項

各独立委員会委員は、独立委員会における審議及び決議においては、専ら当社の企業価値及び株主共同の利益に資するか否かという観点から、善良な管理者の注意をもって、これを行うことを要し、自己または当社の経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならない。

8. 委員会への出席

独立委員会は、必要に応じて、当社の取締役または従業員その他必要と認める者を出席させ、独立委員会が求める事項に関する意見または説明を求めることができる。

9. 外部専門家の助言

独立委員会は、その職務の遂行に当たり、当社の費用で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した外部専門家(財務アドバイザー、公認会計士、弁護士など)から助言を得ることができる。

・ 独立委員会委員の氏名及び略歴

提出日現在

小笠原 剛	(おがさわら たけし)(1953年8月1日生)
1977年4月	株式会社東海銀行(現株式会社三菱UFJ銀行)入行
2004年5月	株式会社UFJ銀行(現株式会社三菱UFJ銀行)執行役員
2004年6月	同行取締役執行役員
2006年1月	株式会社三菱東京UFJ銀行(現株式会社三菱UFJ銀行)執行役員
2007年5月	同行常務執行役員
2008年6月	同行常務取締役
2011年5月	同行専務取締役
2012年6月	同行代表取締役副頭取
2016年6月	同行常任顧問
2017年6月	株式会社御園座代表取締役会長(現任)
2018年6月	株式会社三菱UFJ銀行顧問(現任)
2020年5月	当社社外取締役(現任)
2021年6月	株式会社スズケン社外取締役監査等委員(現任)
2024年6月	名古屋鉄道株式会社社外監査役(現任)
2024年6月	中部日本放送株式会社社外監査役(現任)
金子 靖代	(かねこ やすよ)(1959年7月17日生)
1984年4月	株式会社シーボン化粧品総合本舗(現株式会社シーボン)入社
2000年6月	同社取締役管理本部長
2002年6月	同社専務取締役
2004年9月	同社取締役副社長
2005年12月	同社代表取締役社長
2019年7月	株式会社ZERO代表取締役社長
2021年10月	株式会社ピーシーデポコーポレーション副社長執行役員
2022年6月	同社取締役副社長執行役員
2024年5月	当社社外取締役(現任)
2024年6月	ティアック株式会社社外取締役(現任)
鷲野 直久	(わしの なおひさ)(1959年8月25日生)
1984年4月	大成建設株式会社入社
1991年10月	太田昭和監査法人(現EY新日本有限責任監査法人)名古屋事務所入所
1998年6月	有限会社鷲野経営サービス代表取締役(現任)
2001年1月	鷲野公認会計士事務所所長(現任)
2009年5月	当社社外監査役
2019年1月	税理士法人鷲野会計代表社員
2020年5月	当社社外取締役監査等委員(現任)
2020年7月	税理士法人鷲野会計社員(現任)
海老澤 美幸	(えびさわ みゆき)(1975年8月12日生)
1998年4月	自治省(現 総務省)入省
1999年10月	株式会社宝島社入社
2017年1月	弁護士登録
2019年8月	三村小松法律事務所入所(現任)
2022年5月	株式会社高島屋社外取締役(現任)
2024年5月	当社社外取締役監査等委員(現任)

役員一覧（2026年5月27日開催予定の定時株主総会后）

小笠原 剛	（おがさわら たけし）（1953年8月1日生）
1977年4月	株式会社東海銀行（現株式会社三菱UFJ銀行）入行
2004年5月	株式会社UFJ銀行（現株式会社三菱UFJ銀行）執行役員
2004年6月	同行取締役執行役員
2006年1月	株式会社三菱東京UFJ銀行（現株式会社三菱UFJ銀行）執行役員
2007年5月	同行常務執行役員
2008年6月	同行常務取締役
2011年5月	同行専務取締役
2012年6月	同行代表取締役副頭取
2016年6月	同行常任顧問
2017年6月	株式会社御園座代表取締役会長（現任）
2018年6月	株式会社三菱UFJ銀行顧問（現任）
2020年5月	当社社外取締役（現任）
2021年6月	株式会社スズケン社外取締役監査等委員（現任）
2024年6月	名古屋鉄道株式会社社外監査役（現任）
2024年6月	中部日本放送株式会社社外監査役（現任）
金子 靖代	（かねこ やすよ）（1959年7月17日生）
1984年4月	株式会社シーボン化粧品総合本舗（現株式会社シーボン）入社
2000年6月	同社取締役管理本部長
2002年6月	同社専務取締役
2004年9月	同社取締役副社長
2005年12月	同社代表取締役社長
2019年7月	株式会社ZERO代表取締役社長
2021年10月	株式会社ピーシーデポコーポレーション副社長執行役員
2022年6月	同社取締役副社長執行役員
2024年5月	当社社外取締役（現任）
2024年6月	ティアック株式会社社外取締役（現任）
PAUL CANDLAND	（ポール キャンドランド）（1958年12月4日生）
1985年6月	Owens Corning Corporation入社
1987年4月	PepsiCo, INC.入社
1994年11月	沖縄ペプシコーラ社社長
1998年4月	ペプシコインターナショナル日本支社代表
1998年11月	ディズニーストア・ジャパン株式会社代表取締役総支配人
2002年4月	ウォルト・ディズニー・ジャパン株式会社ウォルト・ディズニー・テレビジョン・インターナショナル・ジャパンマネージングディレクター
2007年6月	ウォルト・ディズニー・ジャパン株式会社代表取締役社長
2014年7月	ウォルト・ディズニー・カンパニー・アジアプレジデント
2018年9月	PMCパートナーズ株式会社マネージングディレクター（現任）
2019年6月	ヤマハ株式会社社外取締役（現任）
2019年9月	Age Of Learning, Inc. CEO
2022年3月	株式会社電通グループ社外取締役（現任）
2026年5月	当社社外取締役（現任）

海老澤 美幸 (えびさわ みゆき) (1975年 8月12日生)
1998年 4月 自治省(現 総務省)入省
1999年10月 株式会社宝島社入社
2017年 1月 弁護士登録
2019年 8月 三村小松法律事務所入所(現任)
2022年 5月 株式会社高島屋社外取締役(現任)
2024年 5月 当社社外取締役監査等委員(現任)

水野 大 (みずの まさる) (1964年 4月16日生)
1989年 4月 名古屋鉄道株式会社入社
1991年10月 太田昭和監査法人(現EY新日本有限責任監査法人) 入所
2011年 7月 同法人パートナー就任
2024年 7月 水野大公認会計士事務所所長(現任)
2026年 5月 当社社外取締役監査等委員(現任)

(資料3)

新株予約権無償割当の概要

1. 新株予約権割当の対象となる株主及び発行条件

当社取締役会で定める割当期日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有する当社普通株式(但し、当社の所有する当社普通株式を除く。)1株につき1個の割合で新たに払込みをすることなく新株予約権を割当てるものとする。

2. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の目的となる株式の総数は、当社取締役会が基準日として定める日における当社発行可能株式総数から当社普通株式の発行済株式(当社の所有する当社普通株式を除く。)の総数を減じた株式数を上限とする。新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は1株とする。但し、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、所要の調整を行うものとする。

3. 発行する新株予約権の総数

新株予約権の発行総数は、当社取締役会が別途定める数とする。当社取締役会は、複数回にわたり新株予約権の割当を行うことがある。

4. 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額(払込みをなすべき額)

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額(払込みをなすべき額)は1円以上で当社取締役会が定める額とする。

5. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡による当該新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。

6. 新株予約権の行使条件

大規模買付者を含む特定株主グループに属する者(但し、あらかじめ当社取締役会が同意した者を除く。)でないこと等を行使の条件として定めるものとする。詳細については、当社取締役会が別途定めるものとする。

7. 新株予約権の行使期間等

新株予約権の割当てがその効力を生ずる日、行使期間、取得条項その他必要な事項については、当社取締役会が別途定めるものとする。なお、取得条項については、上記6.の行使条件のため新株予約権の行使が認められない者以外の者が有する新株予約権を当社が取得し、新株予約権1個につき当社取締役会が別途定める株数の当社普通株式を交付することができる旨の条項を定めることができる。

(2) 【役員の状況】

役員一覧（提出日現在）

男性7名 女性2名（役員のうち女性の比率22.2%）

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役 社長執行役員	滝 一 夫	1960年 1月27日生	1990年 3月 当社入社 2003年 3月 執行役員テキスタイル事業部副事業部長兼テキスタイル 部長兼企画開発室長 2004年 5月 取締役テキスタイル事業部長兼企画開発室長 2008年 3月 常務取締役テキスタイル事業部長 2010年 3月 常務取締役営業部門副統轄 2011年 3月 取締役社長 2016年 5月 代表取締役社長執行役員 2019年 9月 代表取締役社長執行役員営業本部長 2021年 1月 代表取締役社長執行役員(現任)	(注) 3	117,860
取締役専務執行役員 社長補佐兼 スタッフ担当	武 藤 篤	1956年 2月23日生	2006年 4月 当社入社執行役員特命担当兼スタッフ部門担当 2006年 5月 取締役特命担当兼スタッフ部門担当 2009年 3月 常務取締役特命担当兼スタッフ部門担当 2015年 3月 専務取締役スタッフ部門統轄 2016年 5月 取締役専務執行役員スタッフ部門統轄 2022年 3月 取締役上席専務執行役員社長補佐兼スタッフ担当 2023年 3月 取締役専務執行役員社長補佐兼スタッフ担当(現任)	(注) 3	15,900
取締役常務執行役員 ゲームグループ マネジャー兼 QC/生産統括グループ マネジャー	板 倉 秀 紀	1971年 2月15日生	1994年 4月 当社入社 2013年 3月 アパレル事業部婦人 部長 2014年 3月 アパレル営業部メンズ部長 2021年 1月 執行役員アパレルグループ副マネジャー 2022年 5月 取締役執行役員ゲーム第1グループマネジャー 2023年 3月 取締役常務執行役員ゲーム第1グループマネジャー 2023年 9月 取締役常務執行役員ゲームグループマネジャー 2025年 3月 取締役常務執行役員ゲームグループマネジャー兼生産統括グループマネジャー 2026年 3月 取締役常務執行役員ゲームグループマネジャー兼QC/生産統括グループマネジャー(現任)	(注) 3	2,100
取締役常務執行役員 スタッフ副担当兼 グローバルブランド グループ管掌	土 屋 旅 人	1979年 8月30日生	2002年 4月 当社入社 2019年 3月 グローバルテキスタイル営業部貿易部長 2021年 1月 グローバルトレードグループマネジャー 2022年 2月 グローバルトレードグループマネジャー兼メランジトップグループマネジャー 2022年 3月 執行役員社長付兼グローバルトレードグループマネジャー兼メランジトップグループマネジャー 2023年 5月 取締役執行役員グローバルトレードグループマネジャー兼メランジトップグループマネジャー 2023年 9月 取締役執行役員グローバルブランドグループマネジャー 2025年 3月 取締役執行役員スタッフ副担当兼グローバルブランドグループマネジャー 2026年 3月 取締役常務執行役員スタッフ副担当兼グローバルブランドグループ管掌(現任)	(注) 3	2,100

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役	小笠原 剛	1953年8月1日生	1977年4月 (株)東海銀行(現(株)三菱UFJ銀行)入行 2004年5月 (株)UFJ銀行(現(株)三菱UFJ銀行)執行役員 2004年6月 同行取締役執行役員 2006年1月 (株)三菱東京UFJ銀行(現(株)三菱UFJ銀行)執行役員 2007年5月 同行常務執行役員 2008年6月 同行常務取締役 2011年5月 同行専務取締役 2012年6月 同行代表取締役副頭取 2016年6月 同行常任顧問 2017年6月 (株)御園座代表取締役会長(現任) 2018年6月 (株)三菱UFJ銀行顧問(現任) 2020年5月 当社社外取締役(現任) 2021年6月 (株)スズケン社外取締役監査等委員(現任) 2024年6月 名古屋鉄道(株)社外監査役(現任) 2024年6月 中部日本放送(株)社外監査役(現任)	(注)3	400
取締役	金子 靖代	1959年7月17日生	1984年4月 (株)シーボン化粧品総合本舗(現(株)シーボン)入社 2000年6月 同社取締役管理本部長 2002年6月 同社専務取締役 2004年9月 同社取締役副社長 2005年12月 同社代表取締役社長 2019年7月 (株)ZERO代表取締役社長 2021年10月 (株)ピーシーデポコーポレーション副社長執行役員 2022年6月 同社取締役副社長執行役員 2024年5月 当社社外取締役(現任) 2024年6月 ティアック(株)社外取締役(現任)	(注)3	-
取締役 常勤監査等委員	丹羽 卓三	1964年10月23日生	1989年4月 当社入社 2012年3月 経理部長 2013年3月 監査室長 2015年5月 常勤監査役 2020年5月 取締役常勤監査等委員(現任)	(注)4	9,400
取締役 監査等委員	鷺野 直久	1959年8月25日生	1984年4月 大成建設(株)入社 1991年10月 太田昭和監査法人(現EY新日本有限責任監査法人)名古屋事務所入所 1998年6月 (有)鷺野経営サービス代表取締役(現任) 2001年1月 鷺野公認会計士事務所所長(現任) 2009年5月 当社社外監査役 2019年1月 税理士法人鷺野会計代表社員 2020年5月 当社社外取締役監査等委員(現任) 2020年7月 税理士法人鷺野会計社員(現任)	(注)4	11,300
取締役 監査等委員	海老澤 美幸	1975年8月12日生	1998年4月 自治省(現 総務省)入省 1999年10月 (株)宝島社入社 2017年1月 弁護士登録 2019年8月 三村小松法律事務所入所(現任) 2022年5月 (株)高島屋社外取締役(現任) 2024年5月 当社社外取締役監査等委員(現任)	(注)4	-
計					159,060

- (注) 1. 2020年5月27日開催の第109期定時株主総会において定款変更が決議されたことにより、当社は同日付をもって監査等委員会設置会社へ移行しております。
2. 取締役 小笠原剛氏、金子靖代氏、鷺野直久氏、海老澤美幸氏は社外取締役であります。
3. 2025年2月期に係る定時株主総会終結の時から1年間。
4. 2024年2月期に係る定時株主総会終結の時から2年間。

役員一覧（2026年5月27日開催予定の定時株主総会後）

男性7名 女性2名（役員のうち女性の比率22.2%）

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役 社長執行役員	滝 一 夫	1960年1月27日生	1990年3月 当社入社 2003年3月 執行役員テキスタイル事業部副事業部長兼テキスタイル 部長兼企画開発室長 2004年5月 取締役テキスタイル事業部長兼企画開発室長 2008年3月 常務取締役テキスタイル事業部長 2010年3月 常務取締役営業部門副統轄 2011年3月 取締役社長 2016年5月 代表取締役社長執行役員 2019年9月 代表取締役社長執行役員営業本部長 2021年1月 代表取締役社長執行役員(現任)	(注)3	117,860
取締役常務執行役員 ガーメントグループ マネジャー兼 QC/生産統括グループ マネジャー	板 倉 秀 紀	1971年2月15日生	1994年4月 当社入社 2013年3月 アパレル事業部婦人 部長 2014年3月 アパレル営業部メンズ部長 2021年1月 執行役員アパレルグループ副マネジャー 2022年5月 取締役執行役員ガーメント第1グループマネジャー 2023年3月 取締役常務執行役員ガーメント第1グループマネジャー 2023年9月 取締役常務執行役員ガーメントグループマネジャー 2025年3月 取締役常務執行役員ガーメントグループマネジャー兼生産統括グループマネジャー 2026年3月 取締役常務執行役員ガーメントグループマネジャー兼QC/生産統括グループマネジャー(現任)	(注)3	2,100
取締役常務執行役員 スタッフ副担当兼 グローバルブランド グループ管掌	土 屋 旅 人	1979年8月30日生	2002年4月 当社入社 2019年3月 グローバルテキスタイル営業部貿易部長 2021年1月 グローバルトレードグループマネジャー 2022年2月 グローバルトレードグループマネジャー兼メランジトップグループマネジャー 2022年3月 執行役員社長付兼グローバルトレードグループマネジャー兼メランジトップグループマネジャー 2023年5月 取締役執行役員グローバルトレードグループマネジャー兼メランジトップグループマネジャー 2023年9月 取締役執行役員グローバルブランドグループマネジャー 2025年3月 取締役執行役員スタッフ副担当兼グローバルブランドグループマネジャー 2026年3月 取締役常務執行役員スタッフ副担当兼グローバルブランドグループ管掌(現任)	(注)3	2,100
取締役	小笠原 剛	1953年8月1日生	1977年4月 (株)東海銀行(現(株)三菱UFJ銀行)入行 2004年5月 (株)UFJ銀行(現(株)三菱UFJ銀行)執行役員 2004年6月 同行取締役執行役員 2006年1月 (株)三菱東京UFJ銀行(現(株)三菱UFJ銀行)執行役員 2007年5月 同行常務執行役員 2008年6月 同行常務取締役 2011年5月 同行専務取締役 2012年6月 同行代表取締役副頭取 2016年6月 同行常任顧問 2017年6月 (株)御園座代表取締役会長(現任) 2018年6月 (株)三菱UFJ銀行顧問(現任) 2020年5月 当社社外取締役(現任) 2021年6月 (株)スズケン社外取締役監査等委員(現任) 2024年6月 名古屋鉄道(株)社外監査役(現任) 2024年6月 中部日本放送(株)社外監査役(現任)	(注)3	400

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役	金子 靖代	1959年7月17日生	1984年4月 ㈱シーボン化粧品総合本舗(現㈱シーボン)入社 2000年6月 同社取締役管理本部長 2002年6月 同社専務取締役 2004年9月 同社取締役副社長 2005年12月 同社代表取締役社長 2019年7月 ㈱ZERO代表取締役社長 2021年10月 ㈱ピーシーデポコーポレーション副社長執行役員 2022年6月 同社取締役副社長執行役員 2024年5月 当社社外取締役(現任) 2024年6月 ティアック㈱社外取締役(現任)	(注)3	-
取締役	PAUL CANDLAND	1958年12月4日生	1985年6月 Owens Corning Corporation入社 1987年4月 PepsiCo, INC.入社 1994年11月 沖縄ペプシコーラ社社長 1998年4月 ペプシコインターナショナル日本支社代表 1998年11月 ディズニーストア・ジャパン㈱代表取締役総支配人 2002年4月 ウォルト・ディズニー・ジャパン㈱ウォルト・ディズニー・テレビジョン・インターナショナル・ジャパンマネージングディレクター 2007年6月 ウォルト・ディズニー・ジャパン㈱代表取締役社長 2014年7月 ウォルト・ディズニー・カンパニー・アジアプレジデント 2018年9月 PMCパートナーズ㈱マネージングディレクター(現任) 2019年6月 ヤマハ㈱社外取締役(現任) 2019年9月 Age Of Learning, Inc. CEO 2022年3月 ㈱電通グループ社外取締役(現任) 2026年5月 当社社外取締役(現任)	(注)3	-
取締役 常勤監査等委員	三輪 孝秀	1964年12月8日生	1987年4月 ㈱東海銀行(現㈱三菱UFJ銀行)入行 2017年6月 当社出向スタッフ部門統轄付特命担当 2017年11月 経理部長 2018年3月 当社入社 2020年3月 執行役員経理部長 2021年1月 執行役員経理セクションリーダー 2026年5月 取締役常勤監査等委員(現任)	(注)4	1,800
取締役 監査等委員	海老澤 美幸	1975年8月12日生	1998年4月 自治省(現 総務省)入省 1999年10月 ㈱宝島社入社 2017年1月 弁護士登録 2019年8月 三村小松法律事務所入所(現任) 2022年5月 ㈱高島屋社外取締役(現任) 2024年5月 当社社外取締役監査等委員(現任)	(注)4	-
取締役 監査等委員	水野 大	1964年4月16日生	1989年4月 名古屋鉄道㈱入社 1991年10月 太田昭和監査法人(現EY新日本有限責任監査法人)入所 2011年7月 同法人パートナー就任 2024年7月 水野大公認会計士事務所所長(現任) 2026年5月 当社社外取締役監査等委員(現任)	(注)4	-
計					124,260

(注) 1. 2020年5月27日開催の第109期定時株主総会において定款変更が決議されたことにより、当社は同日付をもって監査等委員会設置会社へ移行しております。

2. 取締役 小笠原剛氏、金子靖代氏、PAUL CANDLAND氏、海老澤美幸氏、水野大氏は社外取締役であります。

3. 2026年2月期に係る定時株主総会終結の時から1年間。

4. 2026年2月期に係る定時株主総会終結の時から2年間。

社外役員の状況

(a) 社外取締役の員数

有価証券報告書提出日(2026年5月25日)現在の当社の社外取締役は4名であります。このうち、社外取締役(監査等委員である取締役を除く。)は、小笠原剛氏と金子靖代氏の2名であり、監査等委員である社外取締役は、鷲野直久氏と海老澤美幸氏の2名であります。

なお、2026年5月27日開催予定の第115期定時株主総会の議案(決議事項)として「取締役(監査等委員である取締役を除く。)6名選任の件」及び「監査等委員である取締役3名選任の件」を提案しており、当該議案が原案どおり承認可決された場合、当社の社外取締役は5名となる予定であります。このうち、社外取締役(監査等委員である取締役を除く。)は、小笠原剛氏、金子靖代氏及びPAUL CANDLAND氏の3名であり、監査等委員である社外取締役は、海老澤美幸氏と水野大氏の2名であります。

(b) 社外取締役が企業統治において果たす機能及び役割

社外取締役(監査等委員である取締役を除く。)は、取締役会等に出席し、幅広い見識と豊富な経営経験に基づき的確な発言を行い、経営の監督機能の向上に適切な役割を果たしております。監査等委員である社外取締役は、取締役会及び監査等委員会等に出席し、幅広い見識と豊富な実務経験に基づき的確な発言を行い、ガバナンス体制の強化及び経営の監督機能の向上に適切な役割を果たしております。

(c) 社外取締役との人的関係、資本的関係又は取引関係等

社外取締役の小笠原剛氏、鷲野直久氏は、当社の株主であります。当社との間には特別な利害関係はありません。小笠原剛氏は、当社の取引先である株式会社三菱UFJ銀行の代表取締役副頭取を2016年に退任しており、現在は同行の非業務執行の顧問であります。同行は当社の株主であり、2026年2月末時点において、当社グループの同行からの借入残高は2,200百万円であります。

また、2026年5月27日開催予定の第115期定時株主総会の議案(決議事項)として「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案どおり承認可決された場合に社外取締役に就任予定の水野大氏は、当社の会計監査人であるEY新日本有限責任監査法人において、2012年6月から2015年5月まで、及び2017年6月から2024年5月まで、当社の会計監査業務の業務執行社員を務めておりましたが、2024年6月に同法人を退所しております。2026年2月期において、当社グループの同法人への監査報酬額は34,500千円であります。

(d) 社外取締役の独立性に関する基準又は方針並びに選任状況に関する提出会社の考え方

取締役会は、当社の社外取締役の独立性基準を定めて、取締役会における率直・活発で建設的な検討への貢献が期待できる候補者を選定できるよう努めております。指名諮問委員会は、取締役の選任に関する株主総会の議案の内容について、当該議案の確定前に検討し、取締役会に勧告します。また、独立性基準の内容につき、取締役会に勧告します。社外取締役4名について、東京証券取引所及び当社が定める独立性基準を満たしており、一般株主と利益相反の生じるおそれがないことから、独立役員に指定しております。

なお、2026年5月27日開催予定の第115期定時株主総会の議案(決議事項)として「取締役(監査等委員である取締役を除く。)6名選任の件」及び「監査等委員である取締役3名選任の件」を提案しており、当該議案が原案どおり承認可決された場合、当社の社外取締役は5名となる予定であります。社外取締役5名について、東京証券取引所及び当社が定める独立性基準を満たしており、一般株主と利益相反の生じるおそれがないことから、独立役員として届け出る予定であります。

<当社の社外取締役の独立性に関する基準>

当社の社外取締役の独立性に関する基準は、東京証券取引所が定める「独立性に関する判断基準」を踏まえ、次のとおりとする。

(1) 現在または最近1年間に於いて、以下に掲げる者に該当しないこと

当社グループの年間取引金額が当社連結売上高の5%を超える取引先またはその取締役、執行役、執行役員、使用人その他の会社法施行規則第2条第3項第6号に定める業務執行者(以下「業務執行者」という。)

当社グループとの年間取引金額がその者の年間連結売上高の5%を超える取引先またはその業務執行者
当社グループが借入を行っている金融機関であって、事業年度末の当社グループの借入残高が連結総資産の5%を超える借入先またはその業務執行者

当社グループから役員報酬以外に年間1千万円を超える金銭その他の財産を得ている弁護士、公認会計士、税理士、コンサルタント等の専門家(当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう。)

(2) 次の または に該当する者の配偶者または二親等内の親族でないこと

現在または最近5年間に於ける、当社グループの取締役、執行役、執行役員または部長格以上の使用人その他これらに準ずる者

上記(1) ~ のいずれかに該当する者(上記(1) ~ の業務執行者については、取締役、執行役、執行役員または部長格以上の使用人その他これらに準ずる者に限る。)

社外取締役による監督又は監査と内部監査、監査等委員会監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役(監査等委員である取締役は除く。)は、取締役会において内部統制に関する事項、会計監査等の情報を得ております。また、取締役会への出席のみならず、監査等委員である社外取締役との会合、監査等委員である社外取締役に代表取締役を加えた会合に参加し、情報交換、認識の共有を進めております。

監査等委員である社外取締役は、取締役会への出席と、常勤監査等委員である取締役が監査等委員会で、日常監査や業務監査セクションの監査結果その他についての報告を行っております。

また、業務監査セクション、監査等委員会及び会計監査人との連携については、定期的にミーティングを実施し、必要に応じて情報の交換を行うことで相互の連携を高めております。

加えて、監査等委員である社外取締役は、代表取締役と定期的に会合を持ち、会社に対処すべき課題、監査等委員会監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見を交換し、併せて必要と判断される要請を行うなど、代表取締役との相互認識を深めるよう努めております。

(3) 【監査の状況】

監査等委員会監査の状況

(a) 監査等委員会の組織・人員・手続

有価証券報告書提出日現在、当社の監査等委員会は、常勤の監査等委員である取締役1名と、監査等委員である社外取締役2名で構成されております。監査等委員の鷲野直久氏は公認会計士の資格を有しており、財務、会計及び税務に関する相当程度の知見を有しております。監査等委員の海老澤美幸氏は弁護士の資格を有しており、法律に関する相当程度の知見を有しております。また、監査等委員会室を設置し、監査等委員会を補助すべき専任の従業員を配置しております。

監査等委員である取締役は、取締役会等の重要な会議に出席するほか、監査等委員以外の取締役等との面談を通じて、重要事項に関する経営の意思決定（その過程を含む）とその職務遂行の適正性を監査しております。また、監査等委員以外の社外取締役、会計監査人及び業務監査セクションと連携し、適宜情報交換を実施しております。

なお、当社は2026年5月27日開催予定の第115期定時株主総会の議案（決議事項）として、「監査等委員である取締役3名選任の件」を提案しております。当該議案が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会は引き続き3名の監査等委員（うち2名は社外監査等委員）で構成されることとなります。

(b) 監査等委員会の活動状況

当事業年度において、監査等委員会を13回開催しており、個々の監査等委員の出席状況は以下のとおりです。

役職	氏名	開催回数	出席回数
取締役 常勤監査等委員	丹羽 卓三	13回	13回
社外取締役 監査等委員	鷲野 直久	13回	13回
社外取締役 監査等委員	海老澤 美幸	13回	13回

(c) 具体的な検討事項

監査計画（監査方針・役割分担を含む）、会計監査人の報酬同意、会計監査人の評価及び再任、監査等委員以外の取締役の選任・報酬に関する意見形成、関係会社の監査、金融商品取引法上の財務報告に係る内部統制評価、監査等委員会の監査報告

(d) 常勤の監査等委員の活動

監査等委員会で定めた監査計画に従い、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び各セクションの責任者等から報告・説明を受け、重要な決裁書類等を閲覧し、提出会社及び子会社の主要な事業所への往査を実施しました。

内部監査の状況

当社は、内部監査部門として業務監査セクションを設置し、専任4名体制としております。

内部監査の実効性の確保をするための取組みとして、業務監査セクションは、定期的に監査報告会を開催し、代表取締役社長執行役員に監査結果の報告を行っております。また、年間計画に基づいた業務監査や財務報告に係る内部統制の有効性の評価等を実施し、取締役会に報告を行い、業務執行の適正化・効率化を図っております。内部統制に関わる課題等については、統合リスク管理委員会に報告するとともに、監査等委員会及び会計監査人と情報共有しております。

業務監査セクション、監査等委員会及び会計監査人との連携については、定期的にミーティングを実施し、必要に応じて情報の交換を行うことで相互の連携を高めております。

会計監査の状況

(a) 監査法人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(b) 継続監査期間

41年間

(c) 業務を執行した公認会計士

都成哲

中岡秀二郎

(d) 監査業務に係る補助者の構成

会計監査業務に係る補助者は、公認会計士7名、その他19名であります。

(e) 監査法人の選定方針と理由

監査等委員会は、会計監査人の評価において日本監査役協会が公表する「会計監査人の評価基準策定に関する実務指針」の評価基準項目にもとづき、監査実務に関わる関連部署へのヒアリング結果も勘案して会計監査人の評価を実施し選定を行います。

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、監査等委員会、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合、その他必要と判断される場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

(f) 監査等委員会による監査法人の評価

品質管理体制、ならびに監査チームの監査手続や当社の業務等に対する認識・理解度は相応のレベルを有しており、再任することについて問題は認められませんでした。

監査報酬の内容等

(a) 監査公認会計士等に対する報酬

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
提出会社	37,000		34,500	
連結子会社				
計	37,000		34,500	

(注) 前連結会計年度における上記の提出会社の監査証明業務に基づく報酬には、前連結会計年度に係る追加報酬の額2,500千円が含まれております。

(b) 監査公認会計士等と同一のネットワークに対する報酬(aを除く)

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
提出会社		950		
連結子会社				
計		950		

(注) 前連結会計年度の非監査業務の内容は、当社における各種アドバイザー業務であります。

(c) その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

(d) 監査報酬の決定方針

該当事項はありませんが、監査日数等を勘案した上で決定しております。

(e) 監査等委員会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査等委員会は、社内関係部署及び会計監査人より必要な資料を入手し、報告を受けた上で会計監査人の監査計画の内容、会計監査人の職務遂行状況、報酬見積り等の算定根拠について確認し、検討した結果、会計監査人の報酬額につき会社法第399条第1項の同意を行っております。

(4) 【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

(a) 取締役の報酬等についての株主総会決議に関する事項

第109期定時株主総会(2020年5月27日開催)において、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬限度額は月額300万円以内(使用者兼務取締役の使用人部分を含まない)、うち社外取締役分は月額300万円以内とし、監査等委員である取締役の報酬限度額は月額800万円以内とすることをご承認いただいております。当該株主総会終結時の取締役(監査等委員である取締役を除く。)の員数は8名(うち社外取締役は2名)、監査等委員である取締役の員数は3名です。

また、この報酬とは別枠で、取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。)に対して、年間35,000株以内及び年額700万円以内の範囲内で譲渡制限付株式を報酬等として付与し、又は、譲渡制限付株式の付与のための金銭報酬債権を報酬として付与することを、第114期定時株主総会(2025年5月28日開催)においてご承認いただいております。当該株主総会終結時の取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。)の員数は4名です。

(b) 取締役（監査等委員である取締役を除く。本項において、以下同じ。）の個人別の報酬等

() 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針

当社は取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、「決定方針」という。）を決議しております。

() 決定方針の概要

固定報酬は、各取締役の役位、職責、会社業績に対する貢献度を総合的に勘案して決定し、毎月支給いたします。賞与は、各取締役の会社業績に対する貢献度を総合的に勘案して決定し、固定報酬に上乘せして支給いたします。

非金銭報酬に関しては、譲渡制限付株式報酬制度を導入しており、各事業年度の会社業績と会社業績への貢献度に応じ、取締役会で決定いたします。

業績連動報酬は、現時点では導入しておりません。

報酬等の種類ごとの割合については、報酬諮問委員会に諮問し、その答申を踏まえ取締役会で決定いたします。

() 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社においては、取締役会決議に基づき、代表取締役社長執行役員 滝一夫氏が取締役の個人別の報酬等の内容を決定しております。

その権限の内容は、各取締役の固定報酬、賞与、譲渡制限付株式報酬の具体的金額についての決定であり、当該権限を委任した理由は、代表取締役社長執行役員が各取締役の相対評価を最も適切に行える立場にあり、報酬額を決定するに相応しいと判断しているからであります。

当該権限が適切に行使されるよう、代表取締役社長執行役員は、委員の過半数が社外取締役で構成される報酬諮問委員会における答申を尊重し、取締役の個人別の報酬を決定することとしております。

() 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容は、報酬諮問委員会の検討を経て、決定方針に基づき決定されており、取締役会はその決定プロセスを妥当と判断しております。

(c) 監査等委員である取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

監査等委員である取締役の報酬は、固定報酬と賞与で構成されており、監査等委員は、常勤・非常勤の別、監査業務の分担の状況、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の内容及び水準等を考慮し、監査等委員の協議をもって各監査等委員が受ける報酬等の額を決定しております。

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			支給人数 (名)
		固定報酬	賞与	譲渡制限付 株式報酬	
取締役(監査等委員を除く)	120	103	11	5	6
(うち、社外取締役)	(12)	(12)	(-)	(-)	(2)
取締役(監査等委員)	26	25	0	-	3
(うち、社外取締役)	(13)	(13)	(-)	(-)	(2)
合計	146	128	12	5	9
(うち、社外取締役)	(25)	(25)	(-)	(-)	(4)

(注)取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人給与は含まれておりません。

役員ごとの連結報酬等の総額等

連結報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

使用人兼務役員の使用人給与のうち、重要なもの

該当事項はありません。

(5) 【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、投資株式について、保有目的が専ら株式の価値の変動又は株式に係る配当によって利益を受けることを目的とする投資株式（純投資目的）と、純投資目的以外の目的で保有する投資株式（いわゆる政策保有株式）に区分し

ております。

なお、先方の相互持合解消の申し出により、相互持合いが解消した純投資目的以外の目的で保有する投資株式(政策保有株式)は、売却もしくは保有目的を純投資目的に変更します。

保有目的を純投資目的以外の株式から純投資目的に変更した株式のうち、上記の保有目的に沿った銘柄については、株価や配当の状況を踏まえた上で、総合的に売却時期を決定しておりますので、長期保有、継続保有する場合があります。

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

(a) 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

当社は、取引先との良好な取引関係を構築し、事業の円滑な推進を図るため、取引先の株式を取得し保有いたします。保有意義が乏しいと判断する株式については、株価や市場動向を注視しながら速やかに売却いたします。

すべての政策保有株式について、保有目的が適切か、また保有に伴う便益やリスクが資本コストに見合っているかについて、取引状況や株式の時価、株主総利回りなどの経済合理性を総合的に勘案し、取締役会において個社別に定期的な検証を行っております。この検証を通じて、全銘柄の保有状況及び縮減に向けた方向性を確認しております。

(b) 銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(百万円)
非上場株式	17	85
非上場株式以外の株式	20	4,487

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の増加に係る取得 価額の合計額(百万円)	株式数の増加の理由
非上場株式			
非上場株式以外の株式			

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の減少に係る売却 価額の合計額(百万円)
非上場株式	2	17
非上場株式以外の株式		

(c) 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

() 特定投資株式

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、業務提携等の概要、 定量的な保有効果及び 株式数が増加した理由	当社の株式の保有の有無
	株式数(株)	株式数(株)		
	貸借対照表計上額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)		
(株)三菱UFJフィナンシャル・グループ	409,440	409,440	銀行取引を通じた金融情勢・経済環境の情報交換、経営全般に関する助言を受けており、当該関係の維持・強化を図るために保有しております。	無(注4)
	1,215	779		
イオン(株)	271,722	90,574	アパレル・テキスタイル関連事業においての販売先であり、営業上の関係の維持・強化を図るために保有しております。 なお、株式分割により株式数が増加しております。	有
	604	333		
(株)しまむら	168,102	56,034	アパレル・テキスタイル関連事業においての販売先であり、営業上の関係の維持・強化を図るために保有しております。 なお、株式分割により株式数が増加しております。	有
	604	481		
東陽倉庫(株)	124,664	124,664	倉庫利用取引があり、取引関係の維持・強化、地域経済界での関係維持を図るために保有しております。	有
	267	184		
(株)松屋	100,000	100,000	アパレル・テキスタイル関連事業においての販売先であり、営業上の関係の維持・強化を図るために保有しております。	有
	256	107		
(株)TSIホールディングス	193,343	193,343	アパレル・テキスタイル関連事業においての販売先であり、営業上の関係の維持・強化を図るために保有しております。	有
	222	231		
新東工業(株)	165,000	165,000	地域経済界での関係維持を図るために保有しております。	有
	199	148		
(株)ソトー	245,000	245,000	アパレル・テキスタイル関連事業においての仕入先であり、営業上の関係の維持・強化を図るために保有しております。	有
	196	169		
岡谷銅機(株)	18,000	18,000	地域経済界での関係維持を図るために保有しております。	有
	177	125		
(株)三井住友フィナンシャルグループ	26,379	26,379	銀行取引を通じた金融情勢・経済環境の情報交換、経営全般に関する助言を受けており、当該関係の維持・強化を図るために保有しております。	無(注5)
	158	100		
(株)名古屋銀行	16,800	5,600	銀行取引を通じた金融情勢・経済環境の情報交換、経営全般に関する助言を受けており、当該関係の維持・強化を図るために保有しております。 なお、株式分割により株式数が増加しております。	有
	99	40		
(株)十六フィナンシャルグループ	8,930	8,930	銀行取引を通じた金融情勢・経済環境の情報交換、経営全般に関する助言を受けており、当該関係の維持・強化を図るために保有しております。	無(注6)
	91	40		
小松マテーレ(株)	85,000	85,000	アパレル・テキスタイル関連事業においての仕入先であり、素材開発に関する関係の維持・強化を図るために保有しております。	有
	78	66		
(株)大垣共立銀行	10,500	10,500	銀行取引を通じた金融情勢・経済環境の情報交換、経営全般に関する助言を受けており、当該関係の維持・強化を図るために保有しております。	有
	71	23		

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、業務提携等の概要、 定量的な保有効果及び 株式数が増加した理由	当社の株 式の保有 の有無
	株式数(株)	株式数(株)		
	貸借対照表計上額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)		
富士精工(株)	40,200	40,200	地域経済界での関係維持を図るために保有 しております。	有
	62	53		
三井住友トラストグ ループ(株)	10,620	10,620	銀行取引を通じた金融情勢・経済環境の情 報交換、経営全般に関する助言を受けてお り、当該関係の維持・強化を図るために保 有しております。	無(注7)
	58	40		
(株)あいちフィナンシャ ルグループ	6,398	6,398	銀行取引を通じた金融情勢・経済環境の情 報交換、経営全般に関する助言を受けてお り、当該関係の維持・強化を図るために保 有しております。	無(注8)
	42	17		
(株)御園座	17,000	17,000	地域経済界での関係維持を図るために保有 しております。	無
	29	29		
東海染工(株)	25,200	25,200	アパレル・テキスタイル関連事業におい ての仕入先であり、営業上の関係の維持・強 化、地域経済界での関係維持を図るために 保有しております。	有
	25	25		
三共生興(株)	26,000	26,000	アパレル・テキスタイル関連事業におい ての販売先であり、営業上の関係の維持・強 化を図るために保有しております。	有
	23	16		

(注) 1. 定量的な保有効果については記載が困難であります、「保有目的が純投資目的以外の目的である投資株
式」に記載のとおり当社の保有方針に基づき、適宜保有の合理性を検証しております。

2. 当事業年度では、(株)御園座以下の銘柄は、貸借対照表計上額が資本金額の100分の1以下ですが、全銘柄
について記載しております。
3. 前事業年度では、(株)御園座以下の銘柄は、貸借対照表計上額が資本金額の100分の1以下ですが、全銘柄
について記載しております。
4. (株)三菱UFJフィナンシャル・グループは当社の株を保有しておりませんが、同社子会社である(株)三菱UFJ銀行は
当社株式を保有しております。
5. (株)三井住友フィナンシャルグループは当社の株を保有しておりませんが、同社子会社である(株)三井住友銀行は
当社株式を保有しております。
6. (株)十六フィナンシャルグループは当社の株を保有しておりませんが、同社子会社である(株)十六銀行は当社株式
を保有しております。
7. 三井住友トラストグループ(株)は当社の株を保有しておりませんが、同社子会社である三井住友信託銀行(株)は当
社株式を保有しております。
8. (株)あいちフィナンシャルグループは当社の株を保有しておりませんが、同社子会社である(株)あいち銀行は当社
株式を保有しております。

()みなし保有株式
該当事項はありません。

保有目的が純投資目的である投資株式

区分	当事業年度		前事業年度	
	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表 計上額の合計額 (百万円)	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表 計上額の合計額 (百万円)
非上場株式				
非上場株式以外の株式	15	1,034	15	766

区分	当事業年度		
	受取配当金の 合計額(百万円)	売却損益の 合計額(百万円)	評価損益の 合計額(百万円)
非上場株式			
非上場株式以外の株式	25		

当事業年度に投資株式の保有目的を純投資目的から純投資目的以外の目的に変更したもの
 該当事項はありません。

当事業年度の前4事業年度及び当事業年度に投資株式の保有目的を純投資目的以外の目的から純投資目的に変更し
 たもの

銘柄	株式数(株)	貸借対照表 計上額(百万円)	変更した 事業年度	変更の理由及び変更後の保有 又は売却に関する方針
三菱HCキャピタル (株)	258,000	390	2023年2月期	持ち合い解消により保有目的変更。当社の 資産運用の状況や市場環境等を総合的に勘 案し、資本効率の向上に資するよう適宜、 売却を含めた検討を行っております。
倉敷紡績(株)	3,000	30	2024年2月期	持ち合い解消により保有目的変更。当社の 資産運用の状況や市場環境等を総合的に勘 案し、資本効率の向上に資するよう適宜、 売却を含めた検討を行っております。
第一生命ホール ディングス(株)	21,200	34	2025年2月期	持ち合い解消により保有目的変更。当社の 資産運用の状況や市場環境等を総合的に勘 案し、資本効率の向上に資するよう適宜、 売却を含めた検討を行っております。

第5 【経理の状況】

1．連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(2025年3月1日から2026年2月28日まで)及び事業年度(2025年3月1日から2026年2月28日まで)の連結財務諸表及び財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

3．連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組について

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組を行っております。具体的には会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更についての的確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、専門的情報を有する団体が主催する各種セミナーへの参加、並びに専門書の定期購読を行っております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2025年2月28日)	当連結会計年度 (2026年2月28日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	4,320	5,254
受取手形及び売掛金	1 11,552	1、4 11,868
商品及び製品	4,733	4,922
仕掛品	23	28
原材料及び貯蔵品	39	33
その他	1,117	1,475
貸倒引当金	1	1
流動資産合計	21,785	23,581
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	4,172	4,210
減価償却累計額	1,877	2,005
建物及び構築物（純額）	2,295	2,205
機械装置及び運搬具	394	398
減価償却累計額	324	332
機械装置及び運搬具（純額）	69	65
工具、器具及び備品	1,641	1,681
減価償却累計額	344	374
工具、器具及び備品（純額）	1,296	1,307
土地	3 16,671	3 16,671
有形固定資産合計	20,333	20,249
無形固定資産	84	228
投資その他の資産		
投資有価証券	3,941	5,699
出資金	2	2
退職給付に係る資産	75	164
長期差入保証金	2 785	2 758
保険積立金	83	87
繰延税金資産	24	21
その他	135	128
貸倒引当金	42	43
投資その他の資産合計	5,005	6,818
固定資産合計	25,423	27,296
資産合計	47,208	50,877

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2025年2月28日)	当連結会計年度 (2026年2月28日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	2 6,863	2、4 7,321
短期借入金	1,000	2,000
1年内返済予定の長期借入金	1,450	1,300
リース債務	38	44
未払金	1,582	2,377
未払法人税等	220	227
賞与引当金	87	95
その他	440	350
流動負債合計	11,683	13,716
固定負債		
長期借入金	3,200	1,900
リース債務	40	16
退職給付に係る負債	35	29
役員退職慰労引当金	11	11
資産除去債務	177	179
繰延税金負債	1,431	2,104
再評価に係る繰延税金負債	3 61	3 63
その他	300	300
固定負債合計	5,257	4,605
負債合計	16,940	18,321
純資産の部		
株主資本		
資本金	3,622	3,622
資本剰余金	4,148	4,148
利益剰余金	20,617	21,464
自己株式	551	569
株主資本合計	27,837	28,666
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	1,798	2,993
繰延ヘッジ損益	301	515
土地再評価差額金	3 5	3 3
為替換算調整勘定	227	244
退職給付に係る調整累計額	2	37
その他の包括利益累計額合計	2,334	3,794
新株予約権	95	95
純資産合計	30,267	32,555
負債純資産合計	47,208	50,877

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2024年 3月 1日 至 2025年 2月 28日)		当連結会計年度 (自 2025年 3月 1日 至 2026年 2月 28日)	
売上高	1	60,633	1	63,970
売上原価	2	47,872	2	50,557
売上総利益		12,760		13,413
販売費及び一般管理費				
運賃諸掛		1,849		1,784
広告宣伝費及び販売促進費		609		519
給料及び手当		3,854		3,961
賞与		473		545
株式報酬費用		-		8
福利厚生費		1,000		1,038
賞与引当金繰入額		82		90
退職給付費用		112		142
旅費及び交通費		510		541
通信費		227		216
賃借料		651		564
減価償却費		103		125
その他		1,972		1,932
販売費及び一般管理費合計		11,448		11,471
営業利益		1,312		1,942
営業外収益				
受取利息		8		8
受取配当金		111		133
為替差益		50		7
その他		46		47
営業外収益合計		217		196
営業外費用				
支払利息		152		185
その他		18		5
営業外費用合計		170		191
経常利益		1,358		1,947
特別利益				
固定資産売却益	3	0	3	9
投資有価証券売却益		78		3
特別利益合計		78		13
特別損失				
減損損失	4	34		-
投資有価証券売却損		1		1
その他		43		0
特別損失合計		79		1
税金等調整前当期純利益		1,357		1,959
法人税、住民税及び事業税		273		306
法人税等調整額		23		37
法人税等合計		249		343
当期純利益		1,107		1,615
親会社株主に帰属する当期純利益		1,107		1,615

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2024年3月1日 至 2025年2月28日)	当連結会計年度 (自 2025年3月1日 至 2026年2月28日)
当期純利益	1,107	1,615
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	138	1,195
繰延ヘッジ損益	469	213
土地再評価差額金	-	1
為替換算調整勘定	68	17
退職給付に係る調整額	50	35
その他の包括利益合計	313	1,459
包括利益	794	3,075
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	794	3,075

【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度(自 2024年3月1日 至 2025年2月28日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	3,622	4,148	20,058	287	27,542
当期変動額					
剰余金の配当			271		271
親会社株主に帰属する 当期純利益			1,107		1,107
自己株式の取得				541	541
自己株式の消却			277	277	-
土地再評価差額金の取 崩			0		0
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					-
当期変動額合計	-	-	559	264	295
当期末残高	3,622	4,148	20,617	551	27,837

	その他の包括利益累計額						新株予約権	純資産合計
	その他有価証 券評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に係 る調整累計額	その他の包括 利益累計額 合計		
当期首残高	1,659	771	5	158	53	2,648	95	30,285
当期変動額								
剰余金の配当								271
親会社株主に帰属する 当期純利益								1,107
自己株式の取得								541
自己株式の消却								-
土地再評価差額金の取 崩			0			0		-
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	138	469	-	68	50	313	-	313
当期変動額合計	138	469	0	68	50	313	-	17
当期末残高	1,798	301	5	227	2	2,334	95	30,267

当連結会計年度(自 2025年3月1日 至 2026年2月28日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	3,622	4,148	20,617	551	27,837
当期変動額					
剰余金の配当			347		347
親会社株主に帰属する 当期純利益			1,615		1,615
自己株式の取得				453	453
自己株式の処分		1		12	13
自己株式の消却		422		422	-
利益剰余金から資本剰 余金への振替		421	421		-
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					-
当期変動額合計	-	-	846	18	828
当期末残高	3,622	4,148	21,464	569	28,666

	その他の包括利益累計額						新株予約権	純資産合計
	その他有価証 券評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に係 る調整累計額	その他の包括 利益累計額 合計		
当期首残高	1,798	301	5	227	2	2,334	95	30,267
当期変動額								
剰余金の配当								347
親会社株主に帰属する 当期純利益								1,615
自己株式の取得								453
自己株式の処分								13
自己株式の消却								-
利益剰余金から資本剰 余金への振替								-
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	1,195	213	1	17	35	1,459	-	1,459
当期変動額合計	1,195	213	1	17	35	1,459	-	2,288
当期末残高	2,993	515	3	244	37	3,794	95	32,555

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2024年3月1日 至 2025年2月28日)	当連結会計年度 (自 2025年3月1日 至 2026年2月28日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	1,357	1,959
減価償却費	265	303
減損損失	34	-
貸倒引当金の増減額（は減少）	1	1
賞与引当金の増減額（は減少）	11	7
退職給付に係る負債の増減額（は減少）	9	6
退職給付に係る資産の増減額（は増加）	37	37
受取利息及び受取配当金	120	141
支払利息	152	185
投資有価証券売却損益（は益）	76	2
有形固定資産売却損益（は益）	6	9
固定資産除却損	36	0
売上債権の増減額（は増加）	334	314
棚卸資産の増減額（は増加）	876	187
仕入債務の増減額（は減少）	213	457
未収消費税等の増減額（は増加）	20	102
未払消費税等の増減額（は減少）	104	64
その他の資産の増減額（は増加）	127	27
その他の負債の増減額（は減少）	180	812
その他	1	6
小計	2,905	2,841
利息及び配当金の受取額	121	142
利息の支払額	161	182
法人税等の支払額	243	295
営業活動によるキャッシュ・フロー	2,621	2,505
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	175	187
定期預金の払戻による収入	344	181
有形固定資産の取得による支出	158	166
有形固定資産の売却による収入	238	15
無形固定資産の取得による支出	45	175
投資有価証券の売却による収入	102	17
貸付金の回収による収入	1	0
差入保証金の回収による収入	35	42
その他	28	17
投資活動によるキャッシュ・フロー	314	288

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2024年 3月 1日 至 2025年 2月 28日)	当連結会計年度 (自 2025年 3月 1日 至 2026年 2月 28日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額（は減少）	1,000	1,000
長期借入れによる収入	1,500	-
長期借入金の返済による支出	1,600	1,450
配当金の支払額	270	346
自己株式の取得による支出	541	453
その他	48	53
財務活動によるキャッシュ・フロー	1,959	1,303
現金及び現金同等物に係る換算差額	44	8
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	1,020	922
現金及び現金同等物の期首残高	3,124	4,144
現金及び現金同等物の期末残高	4,144	5,066

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 5社

連結子会社の名称は、「第1 企業の概況 4 関係会社の状況」に記載しているため省略しております。

(2) 非連結子会社はありません。

2. 持分法の適用に関する事項

非連結子会社及び関連会社がないため持分法の適用はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、瀧兵香港有限公司及びタキヒヨー(上海)貿易有限公司の決算日は12月31日であります。なお、決算日の差異が3ヶ月を超えないため、当該決算日に係る財務諸表を連結しており、連結決算日との間に重要な取引が生じた場合には、連結上必要な調整を行うことにしております。他の連結子会社の事業年度末日と連結決算日は一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

棚卸資産

a 商品・製品・仕掛品・原材料

主として移動平均法による原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

b 貯蔵品

最終仕入原価法による原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

デリバティブ

時価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産(リース資産を除く)

定率法によっております。なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

但し、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

(少額減価償却資産)

取得価額が10万円以上20万円未満の資産については、3年間で均等償却する方法を採用しております。

無形固定資産(リース資産を除く)

定額法によっております。なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

但し、ソフトウェア(自社利用)については、社内における利用可能期間(5年又は10年)に基づく定額法を採用しております。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

長期前払費用

定額法によっております。なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員の賞与の支払に備えるため、支給見込額のうち、当連結会計年度の負担額を計上しております。

役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支払に備えるため、内規に基づき、2007年5月23日（第96期定時株主総会）までの在任期間に対応する要支給額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日連結会計年度から費用処理することとしております。

小規模企業等における簡便法の採用

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりです。

商品の販売に係る収益

アパレル・テキスタイル関連事業においては、レディース及びベビー・キッズ向けを主体とする衣料品と毛織物を主体とするテキスタイル（生地）の企画・製造・販売、マテリアル事業においては、合成樹脂、化成品等の販売を行っており、これらに関する当社及び連結子会社の商品の引き渡しを履行義務として識別しております。

これらの商品の販売については顧客との契約に基づき商品を引き渡した時点で商品の支配が顧客に移転すると判断していることから、商品を引き渡した時点で収益を認識しております。ただし、国内取引においては、出荷時から当該商品の支配が顧客に移転されるまでの期間が通常の間であることから、重要性等に関する代替的な取り扱いを適用し、出荷時に収益を認識しております。

なお、商品の販売のうち、当社が代理人に該当すると判断したものについては、顧客から受け取る対価の総額から仕入先に対する支払額を差し引いた純額を収益として認識しております。

また、収益は顧客との契約において約束された対価から返品等を控除した金額で測定しており、取引の対価は履行義務を充足してから1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

買戻し契約に該当する一部の有償支給取引については、金融取引として棚卸資産を引き続き認識するとともに、有償支給先に残存する支給品の期末棚卸高について金融負債を認識しております。

サービス及びその他の販売に係る収益

サービス及びその他の販売に係る収益においては、当社は不動産の賃貸、管理及びそれらに関連する事業活動、連結子会社は、主に当社グループ企業に対しての機器リース及び不動産の賃貸管理を行っており、「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号 2007年3月30日）に従い、契約期間にわたり「その他の収益」として収益を認識しております。

これらの取引に対する対価は、通常、短期のうちに支払期限が到来し、重要な金融要素は含まれておりません。

(6) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産、負債、収益及び費用は決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

(7) 重要なヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、為替予約については、振当処理の要件を満たしている場合は振当処理を採用しております。

ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段	ヘッジ対象
為替予約	外貨建金銭 債権債務

ヘッジ方針

主として、当社の社内管理規程に基づき、為替変動リスクをヘッジしております。

ヘッジ有効性評価の方法

為替予約においては、すべてが将来の実需取引に基づくものであり、実行の可能性が極めて高いため有効性の判定を省略しております。

(8) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

連結キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(重要な会計上の見積り)

繰延税金資産の回収可能性

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

(単位：百万円)

	前連結会計年度	当連結会計年度
繰延税金資産 (繰延税金負債と相殺前)	178	168
繰延税金負債 (繰延税金資産と相殺前)	1,585	2,251

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額の算出方法

繰延税金資産は、将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金のうち予算により見積もられた課税所得に基づき、回収可能性があると判断した金額を計上しています。

主要な仮定

課税所得の見積りの基礎となる予算における主要な仮定は、アパレル・テキスタイル関連事業における売上高の成長率及び売上総利益率です。

翌連結会計年度の連結財務諸表に与える影響

繰延税金資産の回収可能性に関する見積りは、将来の不確実な経済状況の影響を受ける可能性があり、実際の業績が見積りと異なった場合、翌連結会計年度の連結財務諸表に重要な影響を与える可能性があります。

(会計方針の変更)

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分(その他の包括利益に対する課税)に関する改正については、2022年改正会計基準第20 - 3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。)第65 - 2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による連結財務諸表への影響はありません。

また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結財務諸表における取扱いの見直しに関連する改正については、2022年改正適用指針を当連結会計年度の期首から適用しております。当該会計方針の変更は、遡及適用され、前連結会計年度については遡及適用後の連結財務諸表となっております。なお、当該会計方針の変更による前連結会計年度の連結財務諸表への影響はありません。

(未適用の会計基準等)

リースに関する会計基準等

- ・「リースに関する会計基準」(企業会計基準第34号 2024年9月13日)
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日)

ほか、関連する企業会計基準、企業会計基準適用指針、実務対応報告及び移管指針の改正

(1) 概要

国際的な会計基準と同様に、借手のすべてのリースについて資産・負債を計上する等の取扱いを定めるもの。

(2) 適用予定日

2029年2月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であり
ます。

(連結貸借対照表関係)

1 受取手形及び売掛金のうち、顧客との契約から生じた債権の金額は、それぞれ以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (2025年2月28日)	当連結会計年度 (2026年2月28日)
受取手形	2,455百万円	2,671百万円
売掛金	9,096百万円	9,196百万円

2 担保に供している資産及び担保に係る債務

担保に供している資産

	前連結会計年度 (2025年2月28日)	当連結会計年度 (2026年2月28日)
長期差入保証金	56百万円	59百万円

担保に係る債務

	前連結会計年度 (2025年2月28日)	当連結会計年度 (2026年2月28日)
買掛金	19百万円	30百万円

- 3 「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布法律第34号)及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」(平成13年3月31日公布法律第19号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、再評価差額から再評価に係る繰延税金負債を控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法(平成3年法律第69号)第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算出した価額に基づいて、奥行価格補正等合理的な調整を行って算出しております。

再評価を行った年月日

2002年2月28日

	前連結会計年度 (2025年2月28日)	当連結会計年度 (2026年2月28日)
同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当期末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額	178百万円	157百万円

- 4 連結会計年度末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。

なお、当連結会計年度末日が金融機関の休日であったため、次の連結会計年度末日満期手形が、連結会計年度末残高に含まれております。

	前連結会計年度 (2025年2月28日)	当連結会計年度 (2026年2月28日)
受取手形	- 百万円	60百万円
支払手形	- 百万円	31百万円

(連結損益計算書関係)

- 1 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、連結財務諸表「注記事項(収益認識関係)1.顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

- 2 期末棚卸高は収益性の低下に伴う簿価切下げ後の金額であり、次の棚卸資産評価損が売上原価に含まれております。

	前連結会計年度 (自 2024年3月1日 至 2025年2月28日)	当連結会計年度 (自 2025年3月1日 至 2026年2月28日)
	340百万円	371百万円

- 3 固定資産売却益の内容は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2024年3月1日 至 2025年2月28日)	当連結会計年度 (自 2025年3月1日 至 2026年2月28日)
機械装置及び運搬具	0百万円	9百万円
計	0百万円	9百万円

- 4 減損損失の内容は次のとおりであります。

前連結会計年度(自 2024年3月1日 至 2025年2月28日)

当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。

場所	主な用途	種類	金額(百万円)
大阪府他	店舗	建物等	34

当社グループは、事業用資産については管理会計上の区分を考慮して資産グループを決定しております。なお、遊休資産及び賃貸資産については各物件を資産グループとしております。

当初想定していた収益が見込めなくなった店舗につきましては、帳簿価額を減額し、当該減少額34百万円を減損損失として計上しております。

当連結会計年度(自 2025年3月1日 至 2026年2月28日)

該当事項はありません。

(連結包括利益計算書関係)

その他の包括利益に係る組替調整額並びに法人税等及び税効果額

	前連結会計年度 (自 2024年 3月 1日 至 2025年 2月28日)	当連結会計年度 (自 2025年 3月 1日 至 2026年 2月28日)
その他有価証券評価差額金		
当期発生額	275百万円	1,773百万円
組替調整額	76百万円	- 百万円
法人税等及び税効果調整前	198百万円	1,773百万円
法人税等及び税効果額	60百万円	578百万円
その他有価証券評価差額金	138百万円	1,195百万円
繰延ヘッジ損益		
当期発生額	669百万円	259百万円
組替調整額	- 百万円	- 百万円
法人税等及び税効果調整前	669百万円	259百万円
法人税等及び税効果額	199百万円	45百万円
繰延ヘッジ損益	469百万円	213百万円
土地再評価差額金		
当期発生額	- 百万円	- 百万円
組替調整額	- 百万円	- 百万円
法人税等及び税効果調整前	- 百万円	- 百万円
法人税等及び税効果額	- 百万円	1百万円
土地再評価差額金	- 百万円	1百万円
為替換算調整勘定		
当期発生額	77百万円	16百万円
組替調整額	- 百万円	- 百万円
法人税等及び税効果調整前	77百万円	16百万円
法人税等及び税効果額	8百万円	0百万円
為替換算調整勘定	68百万円	17百万円
退職給付に係る調整額		
当期発生額	52百万円	52百万円
組替調整額	20百万円	1百万円
法人税等及び税効果調整前	73百万円	51百万円
法人税等及び税効果額	22百万円	15百万円
退職給付に係る調整額	50百万円	35百万円
その他の包括利益合計	313百万円	1,459百万円

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2024年3月1日 至 2025年2月28日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当連結会計年度期首 (株)	増加 (株)	減少 (株)	当連結会計年度末 (株)
普通株式(注)	9,300,000	-	200,000	9,100,000

(注) 普通株式の発行済株式の減少200,000株は、取締役会決議による自己株式の消却による減少であります。

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首 (株)	増加 (株)	減少 (株)	当連結会計年度末 (株)
普通株式(注)	198,932	393,667	200,000	392,599

(注) 1. 普通株式の自己株式の増加393,667株は、取締役会決議による自己株式の取得による増加393,600株、
単元未満株式の買取りによる増加67株であります。
2. 普通株式の自己株式の減少200,000株は、取締役会決議による自己株式の消却による減少200,000株でありま
す。

3. 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる 株式の種類	目的となる株式の数(株)			当連結会計 年度末残高 (百万円)
			当連結会計 年度期首	増加	減少	
提出会社 (親会社)	ストック・オプション としての新株予約権					95

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2024年5月29日 定時株主総会	普通株式	136	15.00	2024年2月29日	2024年5月30日
2024年10月11日 取締役会	普通株式	134	15.00	2024年8月31日	2024年11月11日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2025年5月28日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	174	20.00	2025年2月28日	2025年5月29日

当連結会計年度(自 2025年3月1日 至 2026年2月28日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当連結会計年度期首 (株)	増加 (株)	減少 (株)	当連結会計年度末 (株)
普通株式(注)	9,100,000	-	300,000	8,800,000

(注) 普通株式の発行済株式の減少300,000株は、取締役会決議による自己株式の消却による減少であります。

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首 (株)	増加 (株)	減少 (株)	当連結会計年度末 (株)
普通株式(注)	392,599	228,266	308,600	312,265

(注) 1. 普通株式の自己株式の増加228,266株は、取締役会決議による自己株式の取得による増加227,900株、単元未満株式の買取りによる増加266株、譲渡制限付株式報酬の無償取得による増加100株であります。
2. 普通株式の自己株式の減少308,600株は、取締役会決議による自己株式の消却による減少300,000株、譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分による減少8,600株であります。

3. 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる 株式の種類	目的となる株式の数(株)				当連結会計 年度末残高 (百万円)
			当連結会計 年度期首	増加	減少	当連結会計 年度末	
提出会社 (親会社)	ストック・オプション としての新株予約権						95

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2025年5月28日 定時株主総会	普通株式	174	20.00	2025年2月28日	2025年5月29日
2025年10月10日 取締役会	普通株式	173	20.00	2025年8月31日	2025年11月17日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

2026年5月27日開催の定時株主総会の議案として、次のとおり付議する予定です。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2026年5月27日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	212	25.00	2026年2月28日	2026年5月28日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 2024年3月1日 至 2025年2月28日)	当連結会計年度 (自 2025年3月1日 至 2026年2月28日)
現金及び預金勘定	4,320百万円	5,254百万円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	175百万円	187百万円
現金及び現金同等物	4,144百万円	5,066百万円

(リース取引関係)

オペレーティング・リース取引

(借主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2025年2月28日)	当連結会計年度 (2026年2月28日)
1年内	137	124
1年超	134	10
合計	272	134

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については安全性の高い金融商品に限定し、必要な資金については、金融機関からの借入により調達しております。デリバティブ取引は、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、その一部には、輸出業務等に伴って発生する外貨建ての営業債権があり、為替の変動リスクに晒されております。投資有価証券は主として株式及び債券であり、市場価格の変動リスク及び信用リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、1年以内の支払期日であります。また、その一部には、輸入業務等に伴って発生する外貨建ての営業債務があり、為替の変動リスクに晒されております。借入金は、主に設備投資や運転資金等に必要な資金の調達を目的としております。

デリバティブ取引は、外貨建ての営業債権債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした先物為替予約取引であります。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、前述の「会計方針に関する事項」に記載されている「重要なヘッジ会計の方法」をご覧ください。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行等にかかるリスク）の管理

当社グループは、与信管理規則に従い、営業債権について取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

市場リスク（為替等の変動リスク）の管理

当社グループは、外貨建ての債権債務について、実需取引の範囲内で先物為替予約取引を行っております。投資有価証券については、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握し、保有状況を継続的に見直しております。デリバティブ取引の管理については、為替予約規則を設け、リスクヘッジ目的の取引に限定して行っております。

資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

グループ各社において、資金繰計画を作成するなどして、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては、変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。また、「デリバティブ取引関係」注記におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前連結会計年度(2025年2月28日)

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
投資有価証券 其他有価証券	3,837	3,837	-
資産計	3,837	3,837	-
長期借入金	4,650	4,647	2
負債計	4,650	4,647	2
デリバティブ取引(*3)	500	500	-

(*1) 「現金及び預金」、「受取手形及び売掛金」、「支払手形及び買掛金」、「短期借入金」は、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(*2) 市場価格のない株式等は、「投資有価証券」に含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	前連結会計年度(百万円)
非上場株式	103

(*3) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で示しております。

当連結会計年度(2026年2月28日)

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
投資有価証券 其他有価証券	5,610	5,610	-
資産計	5,610	5,610	-
長期借入金	3,200	3,178	21
負債計	3,200	3,178	21
デリバティブ取引(*3)	760	760	-

(*1) 「現金及び預金」、「受取手形及び売掛金」、「支払手形及び買掛金」、「短期借入金」は、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(*2) 市場価格のない株式等は、「投資有価証券」に含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	当連結会計年度(百万円)
非上場株式	88

(*3) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で示しております。

(注1) 金銭債権の連結決算日後の償還予定額
前連結会計年度(2025年2月28日)

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	4,320	-	-	-
受取手形及び売掛金	11,552	-	-	-
合計	15,872	-	-	-

当連結会計年度(2026年2月28日)

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	5,254	-	-	-
受取手形及び売掛金	11,868	-	-	-
合計	17,123	-	-	-

(注2) 短期借入金、長期借入金及びリース債務の連結決算日後の返済予定額
前連結会計年度(2025年2月28日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
短期借入金	1,000	-	-	-	-	-
長期借入金	1,450	1,300	1,150	450	300	-
リース債務	38	23	8	7	-	-
合計	2,488	1,323	1,158	457	300	-

当連結会計年度(2026年2月28日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
短期借入金	2,000	-	-	-	-	-
長期借入金	1,300	1,150	450	300	-	-
リース債務	44	9	7	-	-	-
合計	3,344	1,159	457	300	-	-

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品
 前連結会計年度(2025年2月28日)

区分	時価(百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 その他有価証券 デリバティブ取引 通貨関連	3,837	-	-	3,837
資産計	3,837	500	-	4,338

当連結会計年度(2026年2月28日)

区分	時価(百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 その他有価証券 デリバティブ取引 通貨関連	5,610	-	-	5,610
資産計	5,610	760	-	6,370

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品
 前連結会計年度(2025年2月28日)

区分	時価(百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	-	4,647	-	4,647
負債計	-	4,647	-	4,647

当連結会計年度(2026年2月28日)

区分	時価(百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	-	3,178	-	3,178
負債計	-	3,178	-	3,178

(注)時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

デリバティブ取引

為替予約の時価は、取引先金融機関から提示された価格に基づいて算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価は、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映しており、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっており、レベル2の時価に分類しております。固定金利によるものは、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前連結会計年度(2025年2月28日)

区分	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
(連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの)			
株式	3,667	1,165	2,502
債券	-	-	-
その他	-	-	-
小計	3,667	1,165	2,502
(連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの)			
株式	169	188	18
債券	-	-	-
その他	-	-	-
小計	169	188	18
合計	3,837	1,353	2,483

(注) 減損処理した有価証券については減損処理後の帳簿価額を取得原価としております。

当連結会計年度(2026年2月28日)

区分	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
(連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの)			
株式	5,610	1,353	4,256
債券	-	-	-
その他	-	-	-
小計	5,610	1,353	4,256
(連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの)			
株式	-	-	-
債券	-	-	-
その他	-	-	-
小計	-	-	-
合計	5,610	1,353	4,256

(注) 減損処理した有価証券については減損処理後の帳簿価額を取得原価としております。

2. 連結会計年度中に売却したその他有価証券

前連結会計年度(自 2024年3月1日 至 2025年2月28日)

区分	売却額(百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	102	78	1
債券	-	-	-
その他	-	-	-
合計	102	78	1

当連結会計年度(自 2025年3月1日 至 2026年2月28日)

区分	売却額(百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	17	3	1
債券	-	-	-
その他	-	-	-
合計	17	3	1

3. 減損処理を行った有価証券

前連結会計年度及び当連結会計年度において、減損処理を行った有価証券はありません。

(デリバティブ取引関係)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(1) 通貨関連

該当するものではありません。

(2) 金利関連

該当するものではありません。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

(1) 通貨関連

前連結会計年度(自 2024年3月1日 至 2025年2月28日)

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額(百万円)	契約額のうち1年超(百万円)	時価(百万円)
原則的処理方法	為替予約取引 売建				
	米ドル	売掛金	19	-	0
	ユーロ	売掛金	74	-	3
	買建				
	米ドル	買掛金	25,056	1,544	499
	ユーロ	買掛金	227	-	3
	中国元	買掛金	3	-	0
為替予約等の振当処理	為替予約取引 買建				(注)
	米ドル	買掛金	1,149	-	
	ユーロ	買掛金	8	-	
	合計		26,539	1,544	500

(注)為替予約の振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている買掛金と一体として処理されているため、その時価は、当該買掛金の時価に含めて記載しております。

当連結会計年度(自 2025年3月1日 至 2026年2月28日)

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額(百万円)	契約額のうち1年超(百万円)	時価(百万円)
原則的処理方法	為替予約取引 売建				
	米ドル	売掛金	159	-	0
	ユーロ	売掛金	274	-	17
	買建				
	米ドル	買掛金	21,206	1,834	773
	ユーロ	買掛金	140	-	3
	中国元	買掛金	3	-	0
為替予約等の振当処理	為替予約取引 買建				(注)
	米ドル	買掛金	1,767	-	
	ユーロ	買掛金	9	-	
	合計		23,560	1,834	760

(注)為替予約の振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている買掛金と一体として処理されているため、その時価は、当該買掛金の時価に含めて記載しております。

(2) 金利関連

該当するものではありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は確定給付企業年金制度及び確定拠出年金制度(前払退職金との選択制)を設けております。

国内連結子会社のうちティー・エフ・シー(株)、(株)タキヒヨー・オペレーション・プラザは中小企業退職金共済制度を設けております。

連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の算定にあたり、簡便法を採用しております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表(簡便法を適用した制度を除く。)

	(百万円)	
	前連結会計年度 (自 2024年3月1日 至 2025年2月28日)	当連結会計年度 (自 2025年3月1日 至 2026年2月28日)
退職給付債務の期首残高	1,393	1,474
勤務費用	72	73
利息費用	13	14
数理計算上の差異の発生額	53	107
退職給付の支払額	59	141
退職給付債務の期末残高	1,474	1,528

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表(簡便法を適用した制度を除く。)

	(百万円)	
	前連結会計年度 (自 2024年3月1日 至 2025年2月28日)	当連結会計年度 (自 2025年3月1日 至 2026年2月28日)
年金資産の期首残高	1,505	1,549
期待運用収益	30	30
数理計算上の差異の発生額	0	160
事業主からの拠出額	72	94
退職給付の支払額	59	141
年金資産の期末残高	1,549	1,692

(3) 簡便法を適用した制度の、退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表

	(百万円)	
	前連結会計年度 (自 2024年3月1日 至 2025年2月28日)	当連結会計年度 (自 2025年3月1日 至 2026年2月28日)
退職給付に係る負債の期首残高	45	35
退職給付費用	0	0
退職給付の支払額	9	6
退職給付に係る負債の期末残高	35	29

(4) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

	(百万円)	
	前連結会計年度 (2025年2月28日)	当連結会計年度 (2026年2月28日)
積立型制度の退職給付債務	1,509	1,557
年金資産	1,549	1,692
	39	135
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	39	135
退職給付に係る負債	35	29
退職給付に係る資産	75	164
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	39	135

(注) 簡便法を適用した制度を含みます。

(5) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

	(百万円)	
	前連結会計年度 (自 2024年3月1日 至 2025年2月28日)	当連結会計年度 (自 2025年3月1日 至 2026年2月28日)
勤務費用	72	73
利息費用	13	14
期待運用収益	30	30
数理計算上の差異の費用処理額	20	1
簡便法で計算した退職給付費用	0	0
確定給付制度に係る退職給付費用	35	56

(6) 退職給付に係る調整額

退職給付に係る調整額に計上した項目（法人税等及び税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

	(百万円)	
	前連結会計年度 (自 2024年3月1日 至 2025年2月28日)	当連結会計年度 (自 2025年3月1日 至 2026年2月28日)
数理計算上の差異	73	51
合計	73	51

(7) 退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目（法人税等及び税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

	(百万円)	
	前連結会計年度 (2025年2月28日)	当連結会計年度 (2026年2月28日)
未認識数理計算上の差異	3	54
合計	3	54

(8) 年金資産に関する事項

年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2025年2月28日)	当連結会計年度 (2026年2月28日)
債券	44.7%	46.3%
株式	36.2%	35.9%
一般勘定	13.0%	10.7%
その他	6.1%	7.1%
合計	100%	100%

長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(9) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

	前連結会計年度 (自 2024年3月1日 至 2025年2月28日)	当連結会計年度 (自 2025年3月1日 至 2026年2月28日)
割引率	1.00%	2.42%
長期期待運用収益率	2.00%	2.00%

(注) 当連結会計年度の期首時点の計算において適用した割引率は1.00%でありましたが、期末時点において割引率の再検討を行った結果、割引率の変更により退職給付債務の額に重要な影響を及ぼすと判断し、割引率を2.42%に変更しております。

3. 確定拠出制度

当社及び連結子会社の確定拠出制度への要拠出額は、前連結会計年度78百万円、当連結会計年度86百万円でありました。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	タキヒヨー(株) 2007年取締役新株 予約権Bプラン	タキヒヨー(株) 2008年取締役新株 予約権Bプラン	タキヒヨー(株) 2009年取締役新株 予約権Bプラン	タキヒヨー(株) 2010年取締役新株 予約権Bプラン
付与対象者の区分 及び人数(注)2	当社取締役 2名	当社取締役 2名	当社取締役 2名	当社取締役 2名
株式の種類及び 付与数(注)1、2	普通株式 1,600株	普通株式 4,000株	普通株式 3,600株	普通株式 3,200株
付与日	2007年6月22日	2008年6月20日	2009年6月19日	2010年6月18日
権利確定条件	なし	なし	なし	なし
対象勤務期間	なし	なし	なし	なし
権利行使期間	2007年6月23日から 2027年6月22日まで (注)3、4	2008年6月21日から 2028年6月20日まで (注)3、5	2009年6月20日から 2029年6月19日まで (注)3、6	2010年6月19日から 2030年6月18日まで (注)3、7
	タキヒヨー(株) 2011年取締役新株 予約権Bプラン	タキヒヨー(株) 2012年取締役新株 予約権Bプラン	タキヒヨー(株) 2013年取締役新株 予約権Bプラン	タキヒヨー(株) 2014年取締役新株 予約権Bプラン
付与対象者の区分 及び人数(注)2	当社取締役 2名	当社取締役 2名	当社取締役 2名	当社取締役 2名
株式の種類及び 付与数(注)1、2	普通株式 6,400株	普通株式 5,400株	普通株式 5,400株	普通株式 5,800株
付与日	2011年6月17日	2012年6月22日	2013年6月21日	2014年6月20日
権利確定条件	なし	なし	なし	なし
対象勤務期間	なし	なし	なし	なし
権利行使期間	2011年6月18日から 2031年6月17日まで (注)3、8	2012年6月23日から 2032年6月22日まで (注)3、9	2013年6月22日から 2033年6月21日まで (注)3、10	2014年6月21日から 2034年6月20日まで (注)3、11
	タキヒヨー(株) 2015年取締役新株 予約権Bプラン	タキヒヨー(株) 2016年取締役新株 予約権Bプラン	タキヒヨー(株) 2017年取締役新株 予約権Bプラン	タキヒヨー(株) 2018年取締役新株 予約権Bプラン
付与対象者の区分 及び人数(注)2	当社取締役 2名	当社取締役 2名	当社取締役 2名	当社取締役 1名
株式の種類及び 付与数(注)1、2	普通株式 5,400株	普通株式 6,000株	普通株式 5,800株	普通株式 400株
付与日	2015年6月19日	2016年6月17日	2017年6月16日	2018年6月15日
権利確定条件	なし	なし	なし	なし
対象勤務期間	なし	なし	なし	なし
権利行使期間	2015年6月20日から 2035年6月19日まで (注)3、12	2016年6月18日から 2036年6月17日まで (注)3、13	2017年6月17日から 2037年6月16日まで (注)3、14	2018年6月16日から 2038年6月15日まで (注)3、15

(注)1. 株式数に換算して記載しております。なお、2017年9月1日付で普通株式5株につき1株の割合で株式併合を実施しているため、当該株式併合後の株式数に換算しております。

- 付与対象者の区分及び人数、株式の種類及び付与数につきましては、2026年2月28日現在の人数、株式数を記載しております。
- 権利行使期間において、当社取締役を退任した日の翌日から10日間に限り行使することができるものとします。
- 2026年6月22日までに権利行使日を迎えなかった場合、2026年6月23日以降本新株予約権を行使することができるものとします。
- 2027年6月20日までに権利行使日を迎えなかった場合、2027年6月21日以降本新株予約権を行使することができるものとします。
- 2028年6月19日までに権利行使日を迎えなかった場合、2028年6月20日以降本新株予約権を行使することができるものとします。
- 2029年6月18日までに権利行使日を迎えなかった場合、2029年6月19日以降本新株予約権を行使することができるものとします。
- 2030年6月17日までに権利行使日を迎えなかった場合、2030年6月18日以降本新株予約権を行使することができるものとします。
- 2031年6月22日までに権利行使日を迎えなかった場合、2031年6月23日以降本新株予約権を行使することができるものとします。
- 2032年6月21日までに権利行使日を迎えなかった場合、2032年6月22日以降本新株予約権を行使することができるものとします。

11. 2033年6月20日までに権利行使日を迎えなかった場合、2033年6月21日以降本新株予約権を行使することができるものとします。
12. 2034年6月19日までに権利行使日を迎えなかった場合、2034年6月20日以降本新株予約権を行使することができるものとします。
13. 2035年6月17日までに権利行使日を迎えなかった場合、2035年6月18日以降本新株予約権を行使することができるものとします。
14. 2036年6月16日までに権利行使日を迎えなかった場合、2036年6月17日以降本新株予約権を行使することができるものとします。
15. 2037年6月15日までに権利行使日を迎えなかった場合、2037年6月16日以降本新株予約権を行使することができるものとします。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

ストック・オプションの数

	タキヒヨー(株) 2007年取締役新株 予約権Bプラン	タキヒヨー(株) 2008年取締役新株 予約権Bプラン	タキヒヨー(株) 2009年取締役新株 予約権Bプラン	タキヒヨー(株) 2010年取締役新株 予約権Bプラン
権利確定前 (株)				
前連結会計年度末				
付与				
失効				
権利確定				
未確定残				
権利確定後 (株)				
前連結会計年度末	1,600	4,000	3,600	3,200
権利確定				
権利行使				
失効				
未行使残	1,600	4,000	3,600	3,200

	タキヒヨー(株) 2011年取締役新株 予約権Bプラン	タキヒヨー(株) 2012年取締役新株 予約権Bプラン	タキヒヨー(株) 2013年取締役新株 予約権Bプラン	タキヒヨー(株) 2014取締役新株予 約権Bプラン
権利確定前 (株)				
前連結会計年度末				
付与				
失効				
権利確定				
未確定残				
権利確定後 (株)				
前連結会計年度末	6,400	5,400	5,400	5,800
権利確定				
権利行使				
失効				
未行使残	6,400	5,400	5,400	5,800

	タキヒヨー(株) 2015年取締役新株 予約権Bプラン	タキヒヨー(株) 2016年取締役新株 予約権Bプラン	タキヒヨー(株) 2017年取締役新株 予約権Bプラン	タキヒヨー(株) 2018年取締役新株 予約権Bプラン
権利確定前 (株)				
前連結会計年度末				
付与				
失効				
権利確定				
未確定残				
権利確定後 (株)				
前連結会計年度末	5,400	6,000	5,800	400
権利確定				
権利行使				
失効				
未行使残	5,400	6,000	5,800	400

(注) 2017年9月1日付で普通株式5株につき1株の割合で株式併合を実施しているため、当該株式併合後の株式数に換算しております。

単価情報

	タキヒヨー(株) 2007年取締役新株 予約権Bプラン	タキヒヨー(株) 2008年取締役新株 予約権Bプラン	タキヒヨー(株) 2009年取締役新株 予約権Bプラン	タキヒヨー(株) 2010年取締役新株 予約権Bプラン
権利行使価格(円)	1	1	1	1
行使時平均株価(円)				
付与日における公正な評価単価(円)	2,360	1,275	2,075	1,645

	タキヒヨー(株) 2011年取締役新株 予約権Bプラン	タキヒヨー(株) 2012年取締役新株 予約権Bプラン	タキヒヨー(株) 2013年取締役新株 予約権Bプラン	タキヒヨー(株) 2014年取締役新株 予約権Bプラン
権利行使価格(円)	1	1	1	1
行使時平均株価(円)				
付与日における公正な評価単価(円)	1,730	1,700	1,760	1,705

	タキヒヨー(株) 2015年取締役新株 予約権Bプラン	タキヒヨー(株) 2016年取締役新株 予約権Bプラン	タキヒヨー(株) 2017年取締役新株 予約権Bプラン	タキヒヨー(株) 2018年取締役新株 予約権Bプラン
権利行使価格(円)	1	1	1	1
行使時平均株価(円)				
付与日における公正な評価単価(円)	2,025	1,800	1,930	2,047

(注) 2017年9月1日付で普通株式5株につき1株の割合で株式併合を実施しているため、当該株式併合後の単価に換算しております。

2. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法
該当事項はありません。
3. ストック・オプションの権利確定数の見積方法
付与時に権利が確定しているため該当事項はありません。

(税効果会計関係)

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2025年2月28日)	当連結会計年度 (2026年2月28日)
繰延税金資産		
賞与引当金	27百万円	29百万円
退職給付に係る負債	12百万円	10百万円
役員退職慰労引当金	3百万円	3百万円
貸倒引当金	13百万円	14百万円
税務上の繰越欠損金 (注)2	1,418百万円	1,222百万円
未実現利益	1百万円	1百万円
会員権評価損	13百万円	12百万円
有価証券評価損	104百万円	105百万円
減損損失	169百万円	125百万円
その他	182百万円	186百万円
繰延税金資産小計	1,947百万円	1,711百万円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額 (注)2	1,418百万円	1,222百万円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	349百万円	321百万円
評価性引当額小計 (注)1	1,768百万円	1,543百万円
繰延税金資産合計	178百万円	168百万円
繰延税金負債		
固定資産圧縮積立金	576百万円	590百万円
退職給付に係る資産	23百万円	50百万円
資産除去債務	5百万円	6百万円
その他有価証券評価差額金	685百万円	1,263百万円
繰延ヘッジ損益	198百万円	244百万円
その他	97百万円	96百万円
繰延税金負債合計	1,585百万円	2,251百万円
繰延税金資産純額(は負債)	1,406百万円	2,082百万円

(前連結会計年度)

なお、上記のほか、土地再評価差額金に係る繰延税金資産が41百万円あり、評価性引当額を41百万円計上しております。また、土地再評価差額金に係る繰延税金負債が61百万円あります。

(当連結会計年度)

なお、上記のほか、土地再評価差額金に係る繰延税金資産が42百万円あり、評価性引当額を42百万円計上しております。また、土地再評価差額金に係る繰延税金負債が63百万円あります。

(注)1. 評価性引当額が225百万円減少しております。この減少の主な内容は、当社において税務上の繰越欠損金が減少したことに伴うものであります。

2. 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前連結会計年度(2025年2月28日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)	合計 (百万円)
税務上の繰越欠損金()	-	-	-	-	434	984	1,418
評価性引当額	-	-	-	-	434	984	1,418
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-

()税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

当連結会計年度（2026年2月28日）

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)	合計 (百万円)
税務上の繰越欠損金()	-	-	-	210	720	291	1,222
評価性引当額	-	-	-	210	720	291	1,222
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-

()税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳

	前連結会計年度 (2025年2月28日)	当連結会計年度 (2026年2月28日)
法定実効税率	30.6%	30.6%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.2%	0.9%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	0.6%	0.4%
住民税均等割等	1.7%	1.0%
評価性引当額の増減	17.1%	12.1%
連結子会社との税率差異	2.9%	0.5%
税額控除	1.2%	2.1%
税率変更による影響額	-	0.9%
その他	0.9%	0.1%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	18.4%	17.6%

3 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(令和7年法律第13号)が2025年3月31日に国会で成立し、2026年4月1日以後開始する連結会計年度より「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2027年3月1日以後開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.6%から31.5%に変更し計算しております。

この法定実効税率の変更による影響は軽微であります。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

主として事業所及び店舗の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を建物等の耐用年数と見積り、割引率は耐用年数に応じた国債の利回りを使用して資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当該資産除去債務の総額の増減

	前連結会計年度 (自 2024年3月1日 至 2025年2月28日)	当連結会計年度 (自 2025年3月1日 至 2026年2月28日)
期首残高	209百万円	188百万円
有形固定資産の取得に伴う増加額	3百万円	3百万円
時の経過による調整額	1百万円	1百万円
資産除去債務の履行による減少額	26百万円	13百万円
期末残高	188百万円	179百万円

(賃貸等不動産関係)

当社及び一部の連結子会社では、愛知県その他の地域において、賃貸用のマンション及び土地等を有しております。

賃貸等不動産に関する連結貸借対照表計上額及び期中における主な変動並びに連結決算日における時価及び当該時価の算定方法は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

		前連結会計年度 (自 2024年3月1日 至 2025年2月28日)	当連結会計年度 (自 2025年3月1日 至 2026年2月28日)
賃貸等不動産	連結貸借対照表計上額	期首残高	18,354
		期中増減額	86
		期末残高	18,268
	期末時価	39,503	40,221

(注)1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

2. 主な変動

賃貸等不動産の期中増減額のうち、前連結会計年度の増加額は不動産取得(5百万円)であり、減少額は減価償却費(92百万円)であります。当連結会計年度の増加額は不動産取得(0百万円)であり、減少額は減価償却費(92百万円)であります。

3. 時価の算定方法

期末の時価は、主要な物件については社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく金額、その他の物件については路線価等の市場価格を反映していると考えられる指標に基づき算定した金額であります。

また、賃貸等不動産に関する損益は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

		前連結会計年度 (自 2024年3月1日 至 2025年2月28日)	当連結会計年度 (自 2025年3月1日 至 2026年2月28日)
賃貸等不動産	賃貸収益	885	917
	賃貸費用	315	333
	差額	570	583
	その他損益	-	-

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

前連結会計年度(自 2024年3月1日 至 2025年2月28日)

	報告セグメント			その他(注1) (百万円)	合計 (百万円)
	アパレル・ テキスタイル 関連事業 (百万円)	賃貸事業 (百万円)	マテリアル 事業 (百万円)		
レディスアパレル	22,428	-	-	-	22,428
ベビー・キッズアパレル	11,907	-	-	-	11,907
テキスタイル・OEM	7,964	-	-	-	7,964
ホームウェア	5,791	-	-	-	5,791
メンズアパレル	2,912	-	-	-	2,912
その他	2,837	-	4,903	1,002	8,743
計	53,841	-	4,903	1,002	59,747
顧客との契約から生じる収益	53,841	-	4,903	1,002	59,747
その他の収益(注2)	-	885	-	-	885
外部顧客への売上高	53,841	885	4,903	1,002	60,633

(注)1. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、他社の物流業務の受託事業等であります。

2. 「その他の収益」は収益認識会計基準の適用対象外の収益であり、不動産賃貸収入等を含んでおります。

当連結会計年度(自 2025年3月1日 至 2026年2月28日)

	報告セグメント			その他(注1) (百万円)	合計 (百万円)
	アパレル・ テキスタイル 関連事業 (百万円)	賃貸事業 (百万円)	マテリアル 事業 (百万円)		
レディスアパレル	23,447	-	-	-	23,447
ベビー・キッズアパレル	12,861	-	-	-	12,861
テキスタイル・OEM	8,722	-	-	-	8,722
ホームウエア	6,444	-	-	-	6,444
メンズアパレル	3,113	-	-	-	3,113
その他	2,152	-	5,269	1,041	8,462
計	56,742	-	5,269	1,041	63,053
顧客との契約から生じる収益	56,742	-	5,269	1,041	63,053
その他の収益(注2)	-	917	-	-	917
外部顧客への売上高	56,742	917	5,269	1,041	63,970

(注) 1. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、他社の物流業務の受託事業等
あります。

2. 「その他の収益」は収益認識会計基準の適用対象外の収益であり、不動産賃貸収入等を含んでおります。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「注記事項(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項) 4. 会計方針に関する事項 (5) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであり
ます。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度
末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情
報

(1) 顧客との契約から生じた債権の残高

	前連結会計年度	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権(期首残高)	11,882百万円	11,552百万円
顧客との契約から生じた債権(期末残高)	11,552百万円	11,868百万円

(2) 残存履行義務に配分した取引義務

当社及び連結子会社では、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な取引がないため、残存履行義務に配
分した取引価格の注記を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは、当社を中心にアパレル・テキスタイル関連製品の企画・製造・販売を主たる事業とし、その他に、当社及び子会社1社において不動産等の賃貸事業、当社においてマテリアル事業を行っており、各事業単位について包括的な戦略を立案し、事業活動を展開しております。

従って、当社グループは製品・サービス別のセグメントから構成され、「アパレル・テキスタイル関連事業」、「賃貸事業」、「マテリアル事業」の3つを報告セグメントとしております。

「アパレル・テキスタイル関連事業」は、レディスアパレル、ベビー・キッズアパレル、ホームウェア、テキスタイル等の企画・製造・販売をしております。

「賃貸事業」は、不動産の賃貸管理、事務機器等のリースをしております。

「マテリアル事業」は、合成樹脂、化成品等の販売をしております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一であります。

報告セグメントの利益又は損失は、営業利益ベースの数値であります。セグメント間の内部収益及び振替高は市場実勢価格に基づいております。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、その他の項目の金額に関する情報

前連結会計年度(自 2024年3月1日 至 2025年2月28日)

	報告セグメント				その他 (百万円)	合計 (百万円)	調整額 (百万円)	連結財務諸表 計上額 (百万円)
	アパレル・ テキスタイル 関連事業 (百万円)	賃貸事業 (百万円)	マテリアル 事業 (百万円)	計 (百万円)				
売上高								
外部顧客への売上高	53,841	885	4,903	59,630	1,002	60,633	-	60,633
セグメント間の内部 売上高又は振替高	0	80	8	88	-	88	88	-
計	53,841	965	4,911	59,718	1,002	60,721	88	60,633
セグメント利益 又は損失()	461	562	335	1,359	43	1,315	3	1,312
セグメント資産	25,618	18,573	2,167	46,359	266	46,626	582	47,208
その他の項目								
減価償却費	105	148	3	256	1	258	7	265
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	127	90	-	218	7	225	13	239

(注) 1. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、他社の物流業務の受託事業等であり
ます。

2. 減価償却費には、長期前払費用の償却額を含んでおります。また、有形固定資産及び無形固定資産の増加額に
は長期前払費用の増加額を含んでおります。

3. セグメント資産の調整額は、セグメント間消去及び各報告セグメントに配分していない全社資産です。

4. セグメント利益又は損失の調整額は、セグメント間取引消去及び各報告セグメントに配分していない全社費用
であります。

5. セグメント利益又は損失は、連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

当連結会計年度(自 2025年3月1日 至 2026年2月28日)

	報告セグメント				その他 (百万円)	合計 (百万円)	調整額 (百万円)	連結財務諸表 計上額 (百万円)
	アパレル・ テキスタイル 関連事業 (百万円)	賃貸事業 (百万円)	マテリアル 事業 (百万円)	計 (百万円)				
売上高								
外部顧客への売上高	56,742	917	5,269	62,929	1,041	63,970	-	63,970
セグメント間の内部 売上高又は振替高	0	92	5	97	-	97	97	-
計	56,743	1,009	5,274	63,026	1,041	64,068	97	63,970
セグメント利益	952	576	408	1,937	7	1,945	2	1,942
セグメント資産	28,851	18,494	2,609	49,955	259	50,214	662	50,877
その他の項目								
減価償却費	128	162	3	294	2	296	6	303
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	230	99	-	329	3	333	1	335

(注) 1. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、他社の物流業務の受託事業等であり
ます。

2. 減価償却費には、長期前払費用の償却額を含んでおります。また、有形固定資産及び無形固定資産の増加額に
は長期前払費用の増加額を含んでおります。

3. セグメント資産の調整額は、セグメント間消去及び各報告セグメントに配分していない全社資産です。

4. セグメント利益の調整額は、セグメント間取引消去及び各報告セグメントに配分していない全社費用でありま
す。

5. セグメント利益は、連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

【関連情報】

前連結会計年度(自 2024年3月1日 至 2025年2月28日)

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：百万円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
(株)しまむら	22,201	アパレル・テキスタイル関連事業及びマテリアル事業

当連結会計年度(自 2025年3月1日 至 2026年2月28日)

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：百万円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
(株)しまむら	25,102	アパレル・テキスタイル関連事業及びマテリアル事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度（自 2024年3月1日 至 2025年2月28日）

	報告セグメント				その他 (百万円)	全社・消去 (百万円)	合計 (百万円)
	アパレル・ テキスタイル 関連事業 (百万円)	賃貸事業 (百万円)	マテリアル 事業 (百万円)	計 (百万円)			
減損損失	33	-	-	33	0	-	34

当連結会計年度（自 2025年3月1日 至 2026年2月28日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

前連結会計年度（自 2024年3月1日 至 2025年2月28日）

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有(被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
役員に 準ずる者	滝 茂夫			当社相談役	(被所有) 直接 2.56		相談役の支払 報酬(注)	24		

(注) 報酬額については、委託する業務の内容等を勘案し決定しております。

当連結会計年度（自 2025年3月1日 至 2026年2月28日）

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有(被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
役員に 準ずる者	滝 茂夫			当社相談役	(被所有) 直接 1.42		相談役の支払 報酬(注1)	24		
							自己株式の 取得(注)2	221		

(注)1. 報酬額については、委託する業務の内容等を勘案し決定しております。

2. 2026年1月14日付けの取締役会決議に基づき、自己株式立会外取引（ToSTNet-3）を利用し、2026年1月14日の
株価終値2,165円で取引を行っております。

(1株当たり情報)

前連結会計年度 (自 2024年3月1日 至 2025年2月28日)		当連結会計年度 (自 2025年3月1日 至 2026年2月28日)	
1株当たり純資産額	3,465円13銭	1株当たり純資産額	3,824円45銭
1株当たり当期純利益	123円50銭	1株当たり当期純利益	187円02銭
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益	122円77銭	潜在株式調整後1株当たり 当期純利益	185円88銭

(注) 1. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (2025年2月28日)	当連結会計年度 (2026年2月28日)
純資産の部の合計額(百万円)	30,267	32,555
純資産の部の合計額から控除する金額(百万円)	95	95
(うち新株予約権)(百万円)	(95)	(95)
普通株式に係る期末の純資産額(百万円)	30,172	32,460
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の 普通株式の数(千株)	8,707	8,487

2. 1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2024年3月1日 至 2025年2月28日)	当連結会計年度 (自 2025年3月1日 至 2026年2月28日)
1株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	1,107	1,615
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	1,107	1,615
普通株式の期中平均株式数(千株)	8,970	8,639
潜在株式調整後1株当たり当期純利益		
普通株式増加数(千株)	52	52
(うち新株予約権)(千株)	(52)	(52)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株 当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式 の概要		

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	1,000	2,000	1.19	
1年以内に返済予定の長期借入金	1,450	1,300	1.49	
1年以内に返済予定のリース債務	38	44	-	
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く)	3,200	1,900	1.41	2027年5月31日～ 2030年2月28日
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く)	40	16	-	2027年3月1日～ 2028年12月31日
その他有利子負債 輸入ユーザンス手形	3,748	3,960	4.84	
合計	9,477	9,221		

(注) 1. 「平均利率」については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

なお、リース債務については、リース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額でリース債務を連結貸借対照表に計上しているため、「平均利率」を記載しておりません。

2. 輸入ユーザンス手形は連結貸借対照表上、支払手形及び買掛金に含めて表示しております。

3. 長期借入金、リース債務(1年以内に返済予定のものを除く)の連結決算日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

区分	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
長期借入金	1,150	450	300	-
リース債務	9	7	-	-

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における資産除去債務の金額が当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、記載を省略しております。

(2) 【その他】

当連結会計年度における半期情報等

	中間連結会計期間	当連結会計年度
売上高 (百万円)	31,799	63,970
税金等調整前 中間(当期)純利益 (百万円)	1,148	1,959
親会社株主に帰属する 中間(当期)純利益 (百万円)	929	1,615
1株当たり 中間(当期)純利益 (円)	107.03	187.02

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2025年2月28日)	当事業年度 (2026年2月28日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	3,225	4,095
受取手形	412	4 269
電子記録債権	2,033	4 2,398
売掛金	3 8,949	3 9,112
商品	4,594	4,786
前渡金	340	388
前払費用	133	129
リース債権	3 8	3 6
その他	3 883	3 1,106
貸倒引当金	2	2
流動資産合計	20,578	22,290
固定資産		
有形固定資産		
建物	942	910
構築物	6	5
機械及び装置	2	2
車両運搬具	-	9
工具、器具及び備品	1,169	1,182
土地	15,694	15,694
有形固定資産合計	17,815	17,804
無形固定資産		
ソフトウェア	60	155
リース資産	-	34
その他	1	1
無形固定資産合計	61	192
投資その他の資産		
投資有価証券	3,881	5,607
関係会社株式	990	990
出資金	2	2
前払年金費用	72	110
長期滞留債権	38	40
長期前払費用	27	22
長期差入保証金	2 785	2 761
保険積立金	83	87
その他	55	55
貸倒引当金	38	40
投資その他の資産合計	5,898	7,638
固定資産合計	23,775	25,635
資産合計	44,354	47,925

(単位：百万円)

	前事業年度 (2025年2月28日)	当事業年度 (2026年2月28日)
負債の部		
流動負債		
支払手形	4,335	4 4,244
買掛金	2,3 2,516	2,3 3,075
短期借入金	3 1,962	3 3,040
1年内返済予定の長期借入金	1,450	1,300
リース債務	-	3 6
未払金	3 1,605	3 2,436
未払法人税等	170	171
賞与引当金	73	82
その他	368	276
流動負債合計	12,483	14,633
固定負債		
長期借入金	3,200	1,900
リース債務	-	3 28
役員退職慰労引当金	11	11
資産除去債務	148	150
繰延税金負債	1,330	1,979
再評価に係る繰延税金負債	61	63
その他	242	242
固定負債合計	4,994	4,376
負債合計	17,477	19,010
純資産の部		
株主資本		
資本金	3,622	3,622
資本剰余金		
資本準備金	4,148	4,148
資本剰余金合計	4,148	4,148
利益剰余金		
利益準備金	806	806
その他利益剰余金		
固定資産圧縮積立金	1 1,273	1 1,256
別途積立金	10,500	10,500
繰越利益剰余金	4,884	5,572
その他利益剰余金合計	16,657	17,329
利益剰余金合計	17,463	18,135
自己株式	551	569
株主資本合計	24,683	25,337
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	1,791	2,964
繰延ヘッジ損益	301	515
土地再評価差額金	5	3
評価・換算差額等合計	2,098	3,483
新株予約権	95	95
純資産合計	26,876	28,915
負債純資産合計	44,354	47,925

【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2024年 3月 1日 至 2025年 2月28日)	当事業年度 (自 2025年 3月 1日 至 2026年 2月28日)
売上高	1 59,108	1 62,478
売上原価	1, 2 46,760	1, 2 49,362
売上総利益	12,347	13,115
販売費及び一般管理費	1, 3 11,281	1, 3 11,403
営業利益	1,066	1,711
営業外収益		
受取利息及び配当金	1 111	1 134
為替差益	47	13
その他	1 36	1 34
営業外収益合計	195	182
営業外費用		
支払利息	1 154	1 197
その他	18	5
営業外費用合計	172	202
経常利益	1,088	1,691
特別利益		
投資有価証券売却益	78	3
特別利益合計	78	3
特別損失		
固定資産除却損	36	-
減損損失	34	-
投資有価証券売却損	1	1
その他	7	-
特別損失合計	79	1
税引前当期純利益	1,087	1,693
法人税、住民税及び事業税	191	217
法人税等調整額	21	35
法人税等合計	169	252
当期純利益	918	1,440

【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2024年3月1日 至 2025年2月28日)

(単位：百万円)

	株主資本							利益剰余金 合計
	資本金	資本剰余金		利益準備金	その他利益剰余金			
		資本準備金	資本剰余金 合計		固定資産 圧縮積立金	別途積立金	繰越利益 剰余金	
当期首残高	3,622	4,148	4,148	806	1,375	10,500	4,412	17,093
当期変動額								
剰余金の配当							271	271
当期純利益							918	918
自己株式の取得								
自己株式の消却							277	277
土地再評価差額金の取崩							0	0
固定資産圧縮積立金の取崩					102		102	-
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)								
当期変動額合計	-	-	-	-	102	-	472	369
当期末残高	3,622	4,148	4,148	806	1,273	10,500	4,884	17,463

	株主資本		評価・換算差額等				新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	287	24,577	1,640	771	5	2,417	95	27,089
当期変動額								
剰余金の配当		271						271
当期純利益		918						918
自己株式の取得	541	541						541
自己株式の消却	277	-						-
土地再評価差額金の取崩		0			0	0		-
固定資産圧縮積立金の取崩		-						-
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)		-	150	469	-	319	-	319
当期変動額合計	264	105	150	469	0	319	-	213
当期末残高	551	24,683	1,791	301	5	2,098	95	26,876

当事業年度(自 2025年3月1日 至 2026年2月28日)

(単位：百万円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計
					固定資産 圧縮積立金	別途積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	3,622	4,148	-	4,148	806	1,273	10,500	4,884	17,463
当期変動額									
剰余金の配当								347	347
当期純利益								1,440	1,440
自己株式の取得									
自己株式の処分			1	1					
自己株式の消却			422	422					
利益剰余金から資本剰余金への振替			421	421				421	421
固定資産圧縮積立金の取崩						16		16	-
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)									
当期変動額合計	-	-	-	-	-	16	-	688	671
当期末残高	3,622	4,148	-	4,148	806	1,256	10,500	5,572	18,135

	株主資本		評価・換算差額等				新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価 証券評価差額 金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	551	24,683	1,791	301	5	2,098	95	26,876
当期変動額								
剰余金の配当		347						347
当期純利益		1,440						1,440
自己株式の取得	453	453						453
自己株式の処分	12	13						13
自己株式の消却	422	-						-
利益剰余金から資本剰余金への振替		-						-
固定資産圧縮積立金の取崩		-						-
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)		-	1,173	213	1	1,385	-	1,385
当期変動額合計	18	653	1,173	213	1	1,385	-	2,039
当期末残高	569	25,337	2,964	515	3	3,483	95	28,915

【注記事項】

(重要な会計方針)

1 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

(2) その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

2 デリバティブ等の評価基準及び評価方法

デリバティブ

時価法

3 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品

主として移動平均法による原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

4 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

(リース資産を除く)

定率法によっております。なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

但し、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く。)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

(少額減価償却資産)

取得価額が10万円以上20万円未満の資産については、3年間で均等償却する方法を採用しております。

(2) 無形固定資産

(リース資産を除く)

定額法によっております。なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

但し、ソフトウェア(自社利用)については、社内における利用可能期間(5年又は10年)に基づく定額法を採用しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(4) 長期前払費用

定額法によっております。なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

5 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

6 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与の支払に備えるため、支給見込額のうち、当事業年度の負担額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により翌事業年度から費用処理しております。

(4) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支払に備えるため、内規に基づき、2007年5月23日(第96期定時株主総会)までの在任期間に対応する要支給額を計上しております。

7 収益及び費用の計上基準

当社の主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりです。

(1) 商品の販売に係る収益

アパレル・テキスタイル関連事業においては、レディース及びベビー・キッズ向けを主体とする衣料品と毛織物を主体とするテキスタイル(生地)の企画・製造・販売、マテリアル事業においては、合成樹脂、化成品等の販売を行っており、これらに関する当社の商品の引き渡しを履行義務として識別しております。

これらの商品の販売については顧客との契約に基づき商品を引き渡した時点で商品の支配が顧客に移転すると判断していることから、商品を引き渡した時点で収益を認識しております。ただし、国内取引においては、出荷時から当該商品の支配が顧客に移転されるまでの期間が通常の間であることから、重要性等に関する代替的な取り扱いを適用し、出荷時に収益を認識しております。

なお、商品の販売のうち、当社が代理人に該当すると判断したものについては、顧客から受け取る対価の総額から仕入先に対する支払額を差し引いた純額を収益として認識しております。

また、収益は顧客との契約において約束された対価から返品等を控除した金額で測定しており、取引の対価は履行義務を充足してから1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

買戻し契約に該当する一部の有償支給取引については、金融取引として棚卸資産を引き続き認識するとともに、有償支給先に残存する支給品の期末棚卸高について金融負債を認識しております。

(2) サービス及びその他の販売に係る収益

サービス及びその他の販売に係る収益においては、当社は不動産の賃貸、管理及びそれらに関連する事業活動を行っており、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号 2007年3月30日)に従い、契約期間にわたり「その他の収益」として収益を認識しております。

これらの取引に対する対価は、通常、短期のうちに支払期限が到来し、重要な金融要素は含まれておりません。

8 ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、為替予約については、振当処理の要件を満たしている場合は振当処理によっております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段	ヘッジ対象
為替予約	外貨建金銭 債権債務

(3) ヘッジ方針

当社の社内管理規程に基づき、為替変動リスクをヘッジしております。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

為替予約においては、すべてが将来の実需取引に基づくものであり、実行の可能性が極めて高いため有効性の判定を省略しております。

(重要な会計上の見積り)

繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

(単位：百万円)

	前事業年度	当事業年度
繰延税金資産 (繰延税金負債と相殺前)	152	143
繰延税金負債 (繰延税金資産と相殺前)	1,482	2,123

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結財務諸表「注記事項(重要な会計上の見積り)」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

(会計方針の変更)

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分に関する改正については、2022年改正会計基準第20 - 3項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による財務諸表への影響はありません。

(表示方法の変更)

(貸借対照表関係)

前事業年度において「受取手形」に含めておりました「電子記録債権」(前事業年度2,033百万円)については、重要性が高まったため、当事業年度においては区分掲記しております。

(貸借対照表関係)

1 固定資産圧縮積立金

租税特別措置法に基づくものであります。

2 担保に供している資産及び担保に係る債務

担保に供している資産

	前事業年度 (2025年2月28日)	当事業年度 (2026年2月28日)
長期差入保証金	56百万円	59百万円

担保に係る債務

	前事業年度 (2025年2月28日)	当事業年度 (2026年2月28日)
買掛金	19百万円	30百万円

3 関係会社に対する資産及び負債

区分表示されたもの以外で当該関係会社に対する金銭債権又は金銭債務の金額は、次のとおりであります。

	前事業年度 (2025年2月28日)	当事業年度 (2026年2月28日)
短期金銭債権	262百万円	201百万円
短期金銭債務	1,062百万円	1,171百万円
長期金銭債務	- 百万円	28百万円

4 期末日満期手形等の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。

なお、当事業年度の末日が金融機関の休日であったため、次の期末日満期手形等が、期末残高に含まれておりません。

	前事業年度 (2025年2月28日)	当事業年度 (2026年2月28日)
受取手形	- 百万円	5百万円
電子記録債権	- 百万円	53百万円
支払手形	- 百万円	31百万円

(損益計算書関係)

1 関係会社との営業取引及び営業取引以外の取引の取引高の総額

	前事業年度 (自 2024年3月1日 至 2025年2月28日)	当事業年度 (自 2025年3月1日 至 2026年2月28日)
売上高	37百万円	79百万円
仕入高等	1,357百万円	1,416百万円
営業取引以外の取引高	9百万円	19百万円

2 (前事業年度)

売上原価には外注費837百万円、商標権使用料2,128百万円を含んでおります。

(当事業年度)

売上原価には外注費883百万円、商標権使用料2,372百万円を含んでおります。

3 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額並びにおおよその割合は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2024年3月1日 至 2025年2月28日)	当事業年度 (自 2025年3月1日 至 2026年2月28日)
運賃諸掛	2,448百万円	2,471百万円
給料及び手当	3,141百万円	3,214百万円
支払手数料	1,184百万円	1,175百万円
賞与引当金繰入額	73百万円	82百万円
退職給付費用	103百万円	134百万円
減価償却費	36百万円	55百万円
おおよその割合		
販売費	81.7%	82.0%
一般管理費	18.3%	18.0%

(有価証券関係)

前事業年度(2025年2月28日)

子会社株式及び関連会社株式は、市場価格のない株式等のため、子会社株式及び関連会社株式の時価を記載して
 おりません。

なお、市場価格のない株式等の子会社株式及び関連会社株式の貸借対照表計上額は子会社株式990百万円であり
 ます。

当事業年度(2026年2月28日)

子会社株式及び関連会社株式は、市場価格のない株式等のため、子会社株式及び関連会社株式の時価を記載して
 おりません。

なお、市場価格のない株式等の子会社株式及び関連会社株式の貸借対照表計上額は子会社株式990百万円であり
 ます。

(税効果会計関係)

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2025年2月28日)	当事業年度 (2026年2月28日)
繰延税金資産		
繰越欠損金	1,382百万円	1,186百万円
賞与引当金	22百万円	25百万円
役員退職慰労引当金	3百万円	3百万円
貸倒引当金	12百万円	13百万円
有価証券評価損	104百万円	105百万円
減損損失	169百万円	125百万円
その他	167百万円	171百万円
計	1,863百万円	1,630百万円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	1,382百万円	1,186百万円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	327百万円	300百万円
評価性引当額	1,710百万円	1,487百万円
繰延税金資産 合計	152百万円	143百万円
繰延税金負債		
固定資産圧縮積立金	561百万円	577百万円
前払年金費用	22百万円	34百万円
資産除去債務	5百万円	6百万円
その他有価証券評価差額金	681百万円	1,250百万円
繰延ヘッジ損益	198百万円	244百万円
その他	13百万円	10百万円
繰延税金負債 合計	1,482百万円	2,123百万円
繰延税金資産純額(は負債)	1,330百万円	1,979百万円

(前事業年度)

なお、上記のほか、土地再評価差額金に係る繰延税金資産が41百万円あり、評価性引当額を41百万円計上しております。また、土地再評価差額金に係る繰延税金負債が61百万円あります。

(当事業年度)

なお、上記のほか、土地再評価差額金に係る繰延税金資産が42百万円あり、評価性引当額を42百万円計上しております。また、土地再評価差額金に係る繰延税金負債が63百万円あります。

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 (2025年2月28日)	当事業年度 (2026年2月28日)
法定実効税率	30.6%	30.6%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.4%	0.9%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	0.7%	0.5%
住民税均等割	1.9%	1.1%
評価性引当額の増減	18.9%	13.9%
税率変更による影響額	-	1.1%
その他	1.3%	2.2%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	15.6%	14.9%

3 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(令和7年法律第13号)が2025年3月31日に国会で成立し、2026年4月1日以後開始する事業年度より「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2027年3月1日以後開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.6%から31.5%に変更し計算しております。

この法定実効税率の変更による影響は軽微であります。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結財務諸表「注記事項(収益認識関係)」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	減価償却 累計額 (百万円)	当期償却額 (百万円)	差引当期末 残高 (百万円)
有形固定資産							
建物	1,947	26	10	1,963	1,053	54	910
構築物	60	-	-	60	55	0	5
機械及び装置	106	-	-	106	104	0	2
車両運搬具	0	10	-	10	0	0	9
工具、器具及び備品	1,421	24	17	1,428	245	11	1,182
土地	15,694 [66]	-	-	15,694 [66]	-	-	15,694 [66]
有形固定資産計	19,231	62	28	19,264	1,459	67	17,804
無形固定資産							
商標権	160	-	-	160	160	-	-
ソフトウェア	411	117	-	528	372	21	155
リース資産	-	40	-	40	5	5	34
その他	3	0	0	4	2	0	1
無形固定資産計	575	157	0	733	541	27	192

(注) 1. 当期首残高及び当期末残高については、取得価額により記載しております。

2. 土地の当期首残高及び当期末残高の〔〕内は内書きで、土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）により行った事業用土地の再評価実施前の帳簿価額との差額であります。

【引当金明細表】

科目	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)
貸倒引当金	40	42	40	42
賞与引当金	73	82	73	82
役員退職慰労引当金	11	-	-	11

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	3月1日から2月末日まで
定時株主総会	5月中
基準日	2月末日
剰余金の配当の基準日	8月31日、2月末日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	(特別口座) 名古屋市中区栄三丁目15番33号 三井住友信託銀行株式会社証券代行部
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	
買取手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	電子公告とします。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法は、日本経済新聞に掲載する方法とします。 なお、電子公告は当会社のホームページに掲載しており、そのアドレスは次のとおりです。 https://www.takihyo.co.jp
株主に対する特典	(1) 2月末日現在の200株以上所有の株主に対し、オリジナルギフトを贈呈 (2) 2月末日現在の200株以上所有の株主に対し、抽選で10名に50万円相当の旅行券を贈呈

(注) 当社定款の定めにより、単元未満株主は、会社法第189条第2項各号に掲げる権利、会社法第166条第1項の規定による請求をする権利、株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利並びに株主の有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求する権利以外の権利を有しておりません。

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社には親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

- | | | | |
|-----------------------------------|--------------------------------------------------------------------|-----------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (1) 有価証券報告書
及びその添付書類
並びに確認書 | 事業年度
(第114期) | 自 2024年3月1日
至 2025年2月28日 | 2025年5月30日
東海財務局長に提出。 |
| (2) 内部統制報告書
及びその添付書類 | 事業年度
(第114期) | 自 2024年3月1日
至 2025年2月28日 | 2025年5月30日
東海財務局長に提出。 |
| (3) 半期報告書
及び確認書 | 第115期
中 | 自 2025年3月1日
至 2025年8月31日 | 2025年10月15日
東海財務局長に提出。 |
| (4) 臨時報告書 | 企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2
項第9号の2（株主総会における議決権行使の
結果）の規定に基づく臨時報告書 | | 2025年6月6日
東海財務局長に提出。 |
| (5) 自己株券買付状況報告書 | | | 2025年6月5日
2025年7月7日
2025年8月7日
2025年9月8日
2025年10月9日
2025年11月11日
2025年12月4日
2026年1月9日
2026年2月12日
2026年3月5日
2026年4月6日
2026年5月14日
東海財務局長に提出。 |

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

タキヒヨー株式会社
取締役会 御中

2026年5月22日

EY新日本有限責任監査法人 名古屋事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 都 成哲

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 中岡 秀二郎

< 連結財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているタキヒヨー株式会社の2025年3月1日から2026年2月28日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、タキヒヨー株式会社及び連結子会社の2026年2月28日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

タキヒヨー株式会社における繰延税金資産の回収可能性の評価	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>連結財務諸表【注記事項】（税効果会計関係）に記載されているとおり、2026年2月28日現在、繰延税金負債と相殺前の繰延税金資産の金額は168百万円であり、将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金に係る繰延税金資産の総額1,711百万円から評価性引当額1,543百万円が控除されている。このうち、タキヒヨー株式会社において、財務諸表【注記事項】（税効果会計関係）に記載のとおり、繰延税金負債と相殺前の繰延税金資産の金額は143百万円であり、将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金に係る繰延税金資産の総額1,630百万円から評価性引当額1,487百万円が控除されている。</p> <p>繰延税金資産は、将来減算一時差異の解消又は税務上の繰越欠損金の使用により、将来の税金負担額を軽減する効果を有すると認められる範囲内で計上される。また、その回収可能性は「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号）で示されている会社分類、収益力に基づく将来の課税所得等に基づいて判断される。</p> <p>会社は、将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金に対して、予算により見積もられた将来の課税所得に基づき繰延税金資産の回収可能性を判断している。</p> <p>将来の課税所得の見積りの基礎となる予算における主要な仮定は、連結財務諸表【注記事項】（重要な会計上の見積り）繰延税金資産の回収可能性に記載のとおり、アパレル・テキスタイル関連事業における売上高の成長率及び売上総利益率である。</p> <p>繰延税金資産の回収可能性の判断において予算における主要な仮定は不確実性を伴い経営者の判断が含まれるため、当監査法人は当該事項を監査上の主要な検討事項と判断した。</p>	<p>当監査法人は、繰延税金資産の回収可能性を検討するに当たり、主として以下の監査手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・過年度及び当期における課税所得の発生状況や税務上の繰越欠損金の推移等確かめることにより、会社による会社分類の判断が「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号）に従っていることを検討した。 ・将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金について、関連する内部資料の閲覧、突合及び質問により、その解消見込年度のスケジューリングを検討した。 ・将来の課税所得の見積りの基礎となる予算について、取締役会によって承認された翌期予算及び中期経営計画との整合性、並びに過年度の予算の達成度合いに基づく見積りの精度及び過去からの趨勢を検討した。 ・予算における主要な仮定であるアパレル・テキスタイル関連事業における売上高の成長率及び売上総利益率については、経営管理者と協議するとともに、過去実績からの趨勢分析を実施した。また、売上高の成長率及び売上総利益率については、利用可能な外部情報との整合性を検討した。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結財務諸表の監査を計画し実施する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 内部統制監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、タキヒヨー株式会社の2026年2月28日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、タキヒヨー株式会社が2026年2月28日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査等委員会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、内部統制の監査を計画し実施する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

< 報酬関連情報 >

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、会社及び子会社の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、「提出会社の状況」に含まれるコーポレート・ガバナンスの状況等（3）【監査の状況】に記載されている。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- 1 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
 - 2 XBRLデータは監査の対象に含まれておりません。

独立監査人の監査報告書

タキヒヨー株式会社
取締役会 御中

2026年5月22日

EY新日本有限責任監査法人 名古屋事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 都 成哲

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 中岡 秀二郎

<財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているタキヒヨー株式会社の2025年3月1日から2026年2月28日までの第115期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、タキヒヨー株式会社の2026年2月28日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

繰延税金資産の回収可能性の評価

財務諸表【注記事項】（税効果会計関係）に記載されているとおり、2026年2月28日現在、繰延税金負債と相殺前の繰延税金資産の金額は143百万円であり、将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金に係る繰延税金資産の総額1,630百万円から評価性引当額1,487百万円が控除されている。当該事項について、監査人が監査上の主要な検討事項と決定した理由及び監査上の対応は、連結財務諸表の監査報告書に記載されている監査上の主要な検討事項と同一内容であるため、記載を省略している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 報酬関連情報 >

報酬関連情報は、連結財務諸表の監査報告書に記載されている。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- 1 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
 - 2 XBRLデータは監査の対象に含まれておりません。